

西予市地域防災計画

風水害等対策編

令和6年3月



西予市防災会議

【修正履歴】

平成19年	3月	策定
平成25年	3月	修正
平成27年	3月	修正
平成31年	3月	修正
令和2年	4月	修正
令和4年	3月	修正
令和5年	7月	修正
令和6年	3月	修正

目次

風水害等対策編

第1編 総論	1
第1章 計画の主旨	1
第2章 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	4
第3章 西予市の地勢等	11
第2編 災害予防対策	13
第1章 防災気象情報の伝達	13
第2章 防災思想・知識の普及	21
第3章 自主防災組織の防災対策	26
第4章 事業者の防災対策	33
第5章 業務継続計画の策定	35
第6章 ボランティアの防災活動	36
第7章 防災訓練の実施	38
第8章 火災予防対策	40
第9章 林野火災予防対策	44
第10章 水害予防対策	46
第11章 高潮災害予防対策	50
第12章 地盤災害予防対策	52
第13章 避難対策	54
第14章 緊急物資の確保対策	61
第15章 医療救護対策	64
第16章 防疫・保健衛生活動体制の整備	67
第17章 廃棄物等の処理	68
第18章 要配慮者の支援対策	69
第19章 広域応援体制の整備	74
第20章 ライフライン災害予防対策	78
第21章 公共土木施設等災害予防対策	82
第22章 文化財の災害予防対策	87
第23章 危険物等災害予防対策	88
第24章 海上災害予防対策	89
第25章 資機材等の点検整備	90
第26章 防災情報システムの整備	92
第27章 孤立地区対策	95
第28章 災害復旧・復興への備え	96
第29章 過去の災害を踏まえた対策	99
第3編 災害応急対策	100

第 1 章	応急措置の概要	100
第 2 章	活動体制	103
第 3 章	動員計画	112
第 4 章	通信連絡	116
第 5 章	災害情報の報告	120
第 6 章	広報活動	125
第 7 章	災害救助法の適用	128
第 8 章	避難活動	131
第 9 章	緊急輸送活動	142
第10章	交通応急対策活動	145
第11章	孤立地区に対する支援活動	150
第12章	消防活動	151
第13章	水防活動	156
第14章	人命救助活動	159
第15章	死体の捜索・措置・埋葬	163
第16章	緊急物資等の確保・供給	165
第17章	飲料水の確保・供給	170
第18章	医療救護活動	172
第19章	防疫・保健衛生活動	178
第20章	廃棄物等の処理	182
第21章	動物の管理	185
第22章	障害物等の除去	186
第23章	応急住宅対策	188
第24章	要配慮者に対する支援活動	192
第25章	応援協力活動	194
第26章	ボランティア等への支援	197
第27章	自衛隊への災害派遣要請	199
第28章	ライフラインの確保	208
第29章	郵政事業の運営維持	213
第30章	鉄道施設災害の応急活動	214
第31章	危険物施設等の安全確保	215
第32章	海上災害応急活動	217
第33章	豪雪災害防止活動	221
第34章	応急教育活動	224
第35章	消防防災ヘリコプターによる支援活動	228
第 4 編 災害復旧・復興対策		230
第 1 章	公共施設災害復旧対策	230

第 2 章	復興計画	233
第 3 章	災害復旧資金計画	237
第 4 章	被災者等に対する支援	238
第 5 章	事前復興	245

第1編 総論

第1章 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西予市の地域に係る災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に統合する計画である。
- (3) この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条に基づき市長に委任された場合の計画又は知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。
- (4) この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員の任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

3 計画の構成

風水害等対策編の構成は、次の4編による。

(1) 第1編 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務の大綱、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2編 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第3編 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4編 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

なお、西予市地域防災計画は、この「風水害等対策編」によるもののほか、地震災害、津波災

害、原子力災害に対応するため、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」、「原子力災害対策編」を定め、これらの計画を補完するため「資料編」を掲載した。

また、第2編及び第3編では、各章のタイトルの後ろに【】で市内部における当該活動の主な担当を記載している。(災害予防対策においては通常の組織体系での課名等、災害応急対策においては災害対策本部の組織体系による各班を記載)

4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、住民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市及び県がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、住民、自主防災組織、事業者、市及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこにでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、住民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）（以下「防災条例」という。）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を推進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結にあたっては、近隣の市町に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、市防災会議においてこれを修正する。

なお、防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、変更等がある場合は、速やかに計画修正案を市防災会議に提出する。

6 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理する。

7 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

西予市の地域に係る防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 西予市

- (1) 市地域防災計画（風水害等対策編）の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成その他住民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）、地理に不慣れな観光客、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (10) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び指定避難所の開設
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒等の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における市有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医療品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 事前復興まちづくりの推進
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 西予市消防本部、八幡浜地区施設事務組合消防本部

- (1) 救急、消防防災活動に関すること
- (2) 住民の避難、誘導等に関すること

3 県

- (1) 県地域防災計画（風水害等対策編）の作成

- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成指導、その他住民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための装備・施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (10) 避難指示又は緊急安全確保の指示に関する事項
- (11) 水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒等の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医療品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

4 愛媛県警察本部(西予警察署)

- (1) 警察機関及び防災関係機関等との連携に関すること
- (2) 警察機関及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
- (3) 警察通信の確保及び統制に関すること
- (4) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関すること
- (5) 緊急交通路の確保に関すること
- (6) 警報の伝達に関すること

5 指定地方行政機関

(1) 中国四国農政局

- ア 災害時における食料の供給の実施準備について、関係団体に協力を求める措置に関する
こと
- イ 自ら管理又は運営する施設・設備に関すること
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること
- エ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全
施設等の整備に関すること
- オ 防災に関する情報の収集及び報告に関すること

- カ 災害時の食料の供給に関する事
- キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関する事
- (2) 大阪管区気象台(松山地方気象台)
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
- (3) 四国地方整備局(大洲河川国道事務所、肱川緊急対策河川事務所、肱川ダム統合管理事務所)
 - ア 管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理に関する事。
 - イ 災害予防に関する事
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - (オ) ダム操作や情報等に関する広報や住民周知
 - ウ 応急・復旧に関する事
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - (オ) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の被災地方公共団体への派遣
 - エ 所掌に係る災害復旧事業に関する事
 - オ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関する事
 - カ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関する事
 - キ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関する事
- (4) 第六管区海上保安本部(宇和島海上保安部)
 - ア 防災訓練に関する事
 - イ 防災思想の普及及び高揚に関する事
 - ウ 調査研究に関する事
 - エ 警報等の伝達に関する事
 - オ 情報の収集に関する事
 - カ 海難救助等に関する事
 - キ 緊急輸送に関する事
 - ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事

- ケ 流出油等の防除に関する事
 - コ 海上交通安全の確保に関する事
 - サ 警戒区域の設定に関する事
 - シ 治安の維持に関する事
 - ス 危険物の保安措置に関する事
 - セ 広報に関する事
 - ソ 海洋環境の汚染防止に関する事
- (5) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
- ア 陸上輸送に関する事
 - (ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関する事
 - (イ) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関する事
 - イ 海上輸送に関する事
 - (ア) 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関する事
 - (イ) 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関する事
- 6 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）
- (1) 被害状況の把握に関する事
 - (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事
 - (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事
 - (4) 応急医療、救護及び防疫に関する事
 - (5) 人員及び物資の緊急輸送に関する事
 - (6) 給食及び給水、入浴支援等に関する事
 - (7) 危険物の保安及び除去に関する事
- 7 指定公共機関
- (1) 日本郵便株式会社（四国支社）
 - ア 郵政業務の運営の確保に関する事
 - イ 郵便局の窓口業務の維持に関する事
 - (2) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事
 - イ 被災者に対する救援物資の配付に関する事
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事
 - エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関する事
 - (3) 日本放送協会（松山拠点放送局）
 - ア 市民に対する防災知識の普及に関する事

- イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
- エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること
- (4) 西日本高速道路株式会社(四国支社)
 - 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること
- (5) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社(松山営業所)
 - ア 鉄道施設等の保全に関すること
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
 - ウ 災害時における旅客の安全確保に関すること
 - エ 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること
- (6) 西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社N T T ドコモ(四国支社)、エヌ・ティ・テ
ィ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 電気通信施設の整備に関すること
 - イ 災害時における通信の確保に関すること
 - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること
 - エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること
 - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること
- (7) 日本通運株式会社(四国支店)、福山通運株式会社(四国福山通運株式会社大洲営業所)、
佐川急便株式会社(宇和営業所)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)
 - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (8) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社
 - ア 電力施設等の保全に関すること
 - イ 電力供給の確保に関すること
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること
 - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (9) K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること

8 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること
- (2) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - ア 検案時の協力に関すること
 - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、
株式会社エフエム愛媛、西予C A T V株式会社、株式会社愛媛新聞社
 - ア 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対

- する防災知識の普及に関すること
 - イ 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること
 - ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること
 - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること
- (4) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
- ア 防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業者からの緊急輸送車両等の確保に関すること
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (5) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
- ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること
 - イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること
- 9 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者
- (1) 輸送機関(宇和島自動車株式会社)
- ア 安全輸送の確保に関すること
 - イ 災害対策用物資等の輸送に関すること
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借上げ要請に対し、直ちに対応しうる体制の整備に関すること
- (2) 土地改良区
- 土地改良施設の整備及び保全に関すること
- (3) 東宇和農業協同組合、西宇和農業協同組合、愛媛県漁業協同組合明浜支所、八幡浜漁業協同組合三瓶支所、西予市森林組合
- ア 共同利用施設等の保全に関すること
 - イ 被災組合員の援護に関すること
 - ウ 食料、生活必需品（以下「緊急物資」という。）、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (4) 西予市商工会
- ア 被災商工業者の援護に関すること
 - イ 緊急物資、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (5) 診療所、医院、歯科医院、病院
- ア 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
 - イ 被災時の病人等の収容、保護に関すること
 - ウ 災害時における負傷者等の医療、助産、救護に関すること
- (6) 西予市社会福祉協議会

- ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること
- イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること
- (7) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設利用者等の安全確保に関すること
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること
- (8) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - ア 危険物施設等の保全に関すること
 - イ プロパンガス等の供給の確保に関すること
- (9) 一般社団法人愛媛県警備業協会
 - 災害時の道路交差点等での交通整理支援に関すること
- (10) その他
 - それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関すること

10 住民・自主防災組織・事業者

- (1) 住民
 - ア 自助の実践に関すること
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること
 - ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること
- (2) 自主防災組織
 - ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること
 - イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること
 - ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること
 - エ 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること
- (3) 事業者
 - ア 来所者、従業員及び事業者の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること
 - イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること
 - ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること
 - エ 災害応急対策の実施に関すること
 - オ 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること

〈資料編 14-2〉 防災関係機関及び連絡窓口

第3章 西予市の地勢等

1 自然的条件

(1) 位置

西予市は、愛媛県の南部中央に位置し、東は高知県梶原町、愛媛県久万高原町、内子町と、南は鬼北町、宇和島市と、北は八幡浜市、大洲市と接し、西は宇和海に面し、東は四国カルスト高原に連なっている。

(2) 地勢

市の総面積は、514.34平方キロメートルを有し、東西に細長い地形を呈しており、臨海地域は典型的なリアス式海岸で湾内は屈曲変化に富み、自然の良港を形成している。

中間地域は宇和盆地が広がり南予地方最大の穀倉地帯となっている。山間地域は全般に起伏の多い峡谷型をなし、東端には石灰岩の林立する四国カルスト高原が広がっている。

主要な河川は、北流して瀬戸内海に注ぐ肱川の上流部とその支流である黒瀬川、船戸川などであり、平地部分はこれらの河川沿いに広がっているが、全体的に丘陵山地が大部分を占めている。

山地は東へ行くほど標高が高くなって、野村町東端部の源氏ヶ駄馬(標高1,403m)を最高峰として本地域の標高差は約1,400mに及ぶ。

宇和町、野村町、城川町は肱川流域の各支流沿いの谷間で結ばれているが、全体的に丘陵山地で分かれており、海側の明浜町、三瓶町とは河川流域が異なり、急峻な山々で東西に隔てられている。また、周辺市町との境界も肱川の部分を除き山地で隔てられている。

これら多様な自然や生態系から、市全域が四国西予ジオパークとして日本ジオパークに認定されている。

(3) 気候

年間を通じて比較的温暖であるが、山間部は四季を通じて概して気温の変化が大きい。降雨量は年間1,500～2,000mmに達し、冬期降雪は3～5回、積雪は平地部で10～20cm、奥地部で30～50cmの積雪を見ることがある。

2 社会的条件

(1) 人口

令和2年の国勢調査人口は35,388人で、県全体の人口1,334,841人の2.65%を占めている。人口の推移でみると昭和40年代から減少傾向にあり、平成22年から令和2年の10年間では年間平均で約316人ずつ減少している。

一般世帯数は、令和2年国勢調査では15,474世帯で、平成27年から令和2年の5年間では891世帯減少した。県全体601,402世帯の2.57%となっている。一世帯あたりの人員は、昭和55年が平均3.3人であったのに比べ、令和2年は2.2人に減少し、核家族化・少子化などが著しく進行している状況を示している。

また、高齢化についても急速に進んでおり、令和2年国勢調査の高齢化率は44.1%に達して

いる。こうした高齢者の増加は、災害時における要配慮者対策の必要性を示している。

(2) 交通

西予市中心部に設置された四国横断自動車道のインターチェンジを介して、松山方面や本州四国連絡道路を経由して中国・近畿地方へのアクセスが飛躍的に向上した。また、平成24年3月には西予宇和IC～宇和島北IC間が開通し、広域的な交通利便性がさらに高まっている。

一方、国・県・市道は、地域の生活道としての密着した機能を担っているが、改良率は遅れた状況にあり、緊急時の自動車の進入不可能な場所が多くあるため、防災上の問題からも長期的・計画的な改善が必要である。

〈資料編1-1〉西予市の主な気象災害

第2編 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するためには、防災に関する施設の整備・点検、防災に関する物資・資機材の備蓄整備や防災訓練等のほか、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等が重要であるため、本編では、災害の予防活動及び対策について定める。

第1章 防災気象情報の伝達【危機管理課、消防本部】

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、この計画の定めるところとする。

なお、地震・津波に関する情報の発表、伝達は、西予市地域防災計画地震災害対策編及び津波災害対策編の定めるところによる。

1 定義

(1) 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいう。

(2) 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいう。

(3) 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいう。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表するものをいう。

(5) 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表するものをいう。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。

(7) 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条2項及び第11条1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

(8) 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(9) 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第13条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、避難判断水位に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

(10) 野村ダムの放流等に関する情報

野村ダムの放流等に関する情報とは、国土交通省四国地方整備局及び肱川ダム統合管理事務所が発信する情報をいう。

(11) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

(12) 火災警報

火災警報とは、消防法第22条第3項の規定に基づき、市長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

(13) 5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

ア 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民に行動を促す情報（避難情報等）とを関連付けるものをいい、警戒レベルに対応した防災気象情報や住民のとるべき行動等の関係については、下表のとおりである。

イ 警戒レベル相当情報

警戒レベル相当情報とは、警戒レベルに対応して住民等が行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものをいう。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報（避難情報等）	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保	・大雨特別警報（土砂災害・浸水害） ・氾濫発生情報
警戒レベル4	・指定緊急避難場所への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険・極めて危険） ・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（非常に危険）
警戒レベル3	・高齢者等は立ち退き避難する。その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒） ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒） ・氾濫警戒情報
警戒レベル2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・大雨注意報 ・洪水注意報	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意） ・洪水警報の危険度分布（注意） ・氾濫注意情報
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報	

2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

(1) 種類及び発表基準

松山地方気象台が県内に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、資料編「松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準」、5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報（以下「警戒レベル等」という。）は、本章の1（13）のとおりであ

る。

(2) 細分区域等

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を市町単位で発表する。

また、警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示する。

【東予】 東予東部～四国中央市、新居浜市、西条市の地域

東予西部～今治市・上島町の地域

【中予】 ～松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域

【南予】 南予北部～大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域

南予南部～宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

なお、大雨、洪水、高潮の警報・注意報は、各市町を対象区域として発表する。

(3) 伝達系統

特別警報・警報・注意報の伝達系統は、資料編「特別警報・警報・注意報の伝達系統」のとおりである。

3 気象情報の種類及び伝達系統

(1) 気象情報の種類

ア 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

(ア) 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」

(イ) 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」

(ウ) 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

イ 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

(ア) 特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。

(イ) 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されるもの。

(ウ) 顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。

(エ) 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりするためのもの。

ウ 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、※¹記録的短時間大雨情報、※²竜巻注意情報、※³顕著な大雨に関する情報などがある。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み

合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表する。愛媛県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときに発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から1時間である。

※3 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(2) 伝達系統

気象情報の伝達系統は、「特別警報・警報・注意報の伝達系統」に準ずる。

4 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいう。

現象	特別警報の基準		指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		雨を要因とする特別警報の指標
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		雪を要因とする特別警報の指標

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

《大雨特別警報(浸水害)の場合》

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表します。

(激しい雨※:1時間に概ね30mm以上の雨)

ア 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現

イ 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現

《大雨特別警報(土砂災害)の場合》

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表します。(激しい雨※:1時間に概ね30mm以上の雨)

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hpa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が襲来する場合

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合

5 土砂災害警戒情報の発表・伝達

土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、その伝達系統は、「特別警報・警報・注意報の伝達系統」に準ずる。

なお、土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当情報であり、住民がとるべき行動等の関係については、本章の1(13)のとおりである。

(1) 発表基準

大雨警報(土砂災害)発表中において、降雨の実況と重ね概ね2時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

降雨の実況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと予想される時、市町ごとに解除する。

6 洪水予報、水防警報及び水位情報の発表・伝達

洪水予報、水防警報並びに水位情報の発表及び伝達系統は、別に定める「西予市水防計画」の定めるところによる。

7 野村ダムの放流等に関する情報の発信・伝達

野村ダムの放流等に関する情報の発信は、野村ダム操作規則に基づき発信され、その伝達系統は、西予市水防計画に規定する「野村ダム水防伝達系統図」に準ずる。

8 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

(1) 火災気象通報

火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みのときに通報する。

伝達は、本編第8章「火災予防対策」による。

(2) 火災警報

市長は、火災警報を発表したとき又は解除したときは、市地域防災計画の定めるところにより、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡する。

9 伝達体制

市、県及びその他の関係機関は、相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達、周知徹底に努めるものとし、このため、伝達体制を確立しておく。

市及び県は、様々な環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機含む）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（市ホームページ、市公式SNS等）、登録制メール（愛媛県防災メール）、スマートフォン向けアプリ、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(1) 市は、県等から伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び伝達手段については、市地域防災計画で定めておく。

(2) 市は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(3) 市は、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。

10 非常時の伝達体制

(1) 県から市への通常の伝達系統が途絶した場合は、愛媛県非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て、市の最寄りの無線局等を通じ非常通信により伝達するなど、伝達系統の確保に努める。

(2) 住民等への通常の伝達機関が途絶した場合における伝達系統及び伝達手段等、伝達体制の確保に努める。

なお、具体的な伝達体制については、第3編第5章「災害情報の報告」及び第6章「広報活動」による。

〈資料編2-1〉松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

〈資料編2-2〉特別警報・警報・注意報の伝達系統

〈資料編6-1〉市防災行政無線の現況

〈資料編6-2〉非常通信ルート

第2章 防災思想・知識の普及【危機管理課、消防本部、学校教育課、まなび推進課、まちづくり推進課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市、県及び関係機関は、住民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。市、県及び関係機関は、各所属職員のほか、住民等に対し、気候変動の影響も踏まえつつ、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

1 市の活動

市は、職員が的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるための教育を行う。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の地震被害を最小限にとどめるため、地域の災害危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所等を記載した総合防災マップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

啓発内容及び方法については、概ね県の例に準じ、地域の実情に合わせたものとする。

2 市職員に対する教育

市職員としての的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 西予市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- (4) 警戒レベル等の内容及び発令された場合に住民がとるべき行動に関する知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 組織のリーダーとなる管理職員に対しての指揮統制能力の向上
- (8) 家庭及び地域における防災対策
- (9) 自主防災組織の育成強化対策
- (10) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記（５）と（６）については市は、職員に対し初動マニュアルを作成・配布し、災害時における防災活動の円滑化を図るとともに、毎年度、各部課等において、所属職員に対し、十分に周知する。また、各部課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。

3 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、市職員に準じて教職員（臨時職員等を含む。）への教育を指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「学校安全に関する手引き」（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

（１）関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎知識を習得させるとともに、警戒レベル等の内容及び発令又は発表された場合にとるべき行動、風水害等発生時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認等）の周知徹底を図る。

（２）住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。

（３）中学校、高等学校等の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。

高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。

（４）学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。

（５）水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

4 住民に対する防災知識の普及

市は、災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関と連携した防災講座の開催等により、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女や子どものニーズの違いなどにも留意する。

（１）一般啓発

ア 啓発の内容

（ア）気象災害に関する基礎知識

（イ）警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識

- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等が講じる防災対策等に関する知識
- (オ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (カ) 高潮浸水想定区域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (キ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ク) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や、携帯電話の満充電等、家庭における防災対策に関する知識
- (ケ) 応急手当等看護に関する知識
- (コ) 避難生活に関する知識
- (カ) 要配慮者や男女や子どものニーズの違い等に関する知識
- (シ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (ス) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (セ) 防災士の活動等に関する知識
- (ソ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、資料映像等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) インターネット（市ホームページ、市公式SNS等）の活用
- (キ) 総合防災マップ及び各種ハザードマップの利用

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの

一週間)」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

5 関係機関の活動

- (1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。
- (2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

6 普及の際の留意点

(1) 防災マップ等の活用

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害等発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

また、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努める。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることへの理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

市及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(4) 防災と福祉の連携等

市及び県は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3章 自主防災組織の防災対策【危機管理課、消防本部】

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し、組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、自主防災組織の活動が極めて重要である。

このため、市は、自主防災組織の育成強化に努め、住民による自発的な防災活動を促進する。

1 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、概ね次のような防災対策を実践する。

(1) 平常時の実施事項

- ア 防災に関する知識の習得に努める。
- イ 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認する。
- エ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。オ 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険箇所の把握に努める。
- カ 家屋の耐震補強を行う。
- キ 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下倒壊危険物の対策を講じる。
- ク 飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー、日用品や医薬品、緊急物資を備蓄するとともに、避難の際にすぐに持ち出せる非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備をしておく。（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）。また、動物飼養者にあつては、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- ケ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- コ 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- サ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- シ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- ス 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- セ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びNPO・ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- ソ 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。

(2) 災害時の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- ウ 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- エ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。

- オ 自力による生活手段の確保を行う。
- カ 正しい情報を見極め、流言飛語に惑わされない。
- キ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ク 自動車、電話の利用を自粛する。
- ケ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

2 市の活動

(1) 防災意識の啓発

市は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市に積極的に協力する。

(2) 防災情報の提供

市は、災害発出現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

(3) 避難行動要支援者台帳の提供

市は、平常時に避難行動要支援者台帳のうち、本人同意を得た者の台帳を自主防災組織に提供する。

3 自主防災組織の育成強化

本市では、令和5年4月1日時点、68組織（組織率100%）の自主防災組織が結成されている。各自主防災組織では災害時に効果的な防災活動が行えるよう、平常時から準備、訓練に努めている。

市は、住民に対する防災知識の普及及び要配慮者への支援や女性の参画の促進にも配慮しながら、自主防災組織の結成推進や育成強化を図るため次の施策の実施に努めるとともに、各種の助成事業等を活用して、活動の拠点となる施設の整備及び必要な資機材の充実を図る。

(1) 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

- ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- ウ 地域内の事業所と協議の上、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

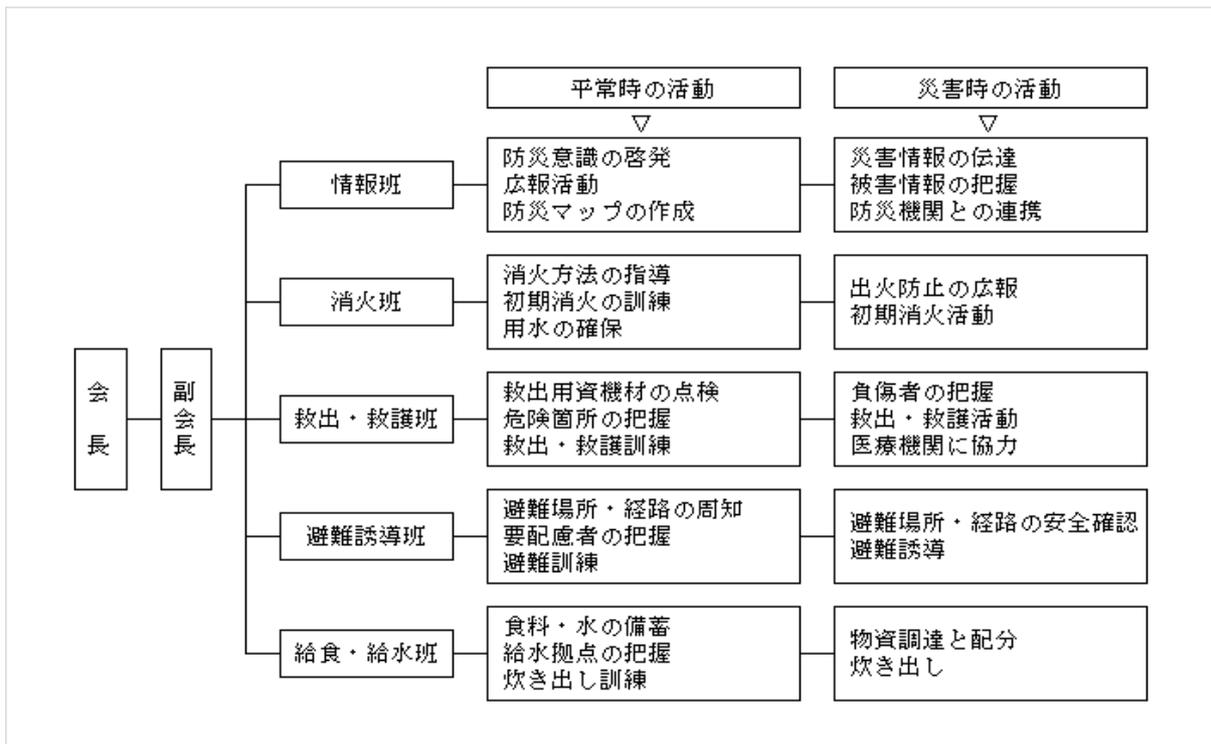
(2) 組織づくり

既存の地区等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

- ア 各区長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。

- イ 地区等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ウ 女性防火クラブをはじめ防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。
- エ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
- オ 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮した上で、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。
また、自主防災組織の編成については、組織ごとの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

■ 自主防災組織と役割



4 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市や県と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

- 主な啓発事項： ① 平常時における防災対策
 ② 災害時の心得
 ③ 自主防災組織が活動すべき内容
 ④ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市が作成する総合防災マップ等をもとに身近に内在する危険や指定避難所等の災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

(3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(4) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成にあたっては、個人情報取り扱いに十分留意する。

- ア 世帯台帳（基礎となる個票）
- イ 避難行動要支援者台帳 （名簿及び個別避難計画）
- ウ 人材台帳

(5) 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(6) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や市と有機的な連携を図る。

- ア 情報の収集・伝達訓練
- イ 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 炊き出し訓練

(7) 地域内の他組織との連携

地域内事業所等の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

ア 防災関係機関の連絡先

イ 防災関係機関との連絡手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(9) 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、市及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努め、個別避難計画の作成を行う。

(10) 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

5 自主防災組織に対する市の活動

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、県の協力を得て自主防災組織づくりを推進する。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

市及び県は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。また、消防機関は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

(3) 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

市及び県は、外部の専門家の活用を図るなど自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）について女性の参画促進にも配慮しながらの育成に努める。

6 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

7 事業所等における自主防災活動

(1) 自主防災活動

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- ア 防災訓練
- イ 従業員等の防災教育
- ウ 情報の収集・伝達体制の確立
- エ 火災その他災害予防対策
- オ 避難対策の確立
- カ 応急救護
- キ 飲料水、緊急物資、医薬品など災害時に必要な物資の確保

(2) 浸水想定区域内の活動

河川氾濫等による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第15条の規定により次に掲げる事業者等は、以下の活動を行う。

- ア 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- イ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
- ウ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水の防止のための訓練の実施に努める。

8 地域における自主防災活動の推進

(1) 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案する。

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けた市は、必要があると認めるときは市地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区住民等の参加のもと、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、市地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

〈資料編17-1〉にきぶ地区防災計画（垣生区）

〈資料編17-2〉にきぶ地区防災計画（長早区）

〈資料編17-3〉にきぶ地区防災計画（二及区）

〈資料編17-4〉岩木区（会）自主防災会防災計画

〈資料編17-5〉宮野浦地区防災計画

〈資料編17-6〉俵津地区防災計画

〈資料編17-7〉横林地区防災計画

第4章 事業者の防災対策【危機管理課、消防本部、経済振興課】

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、飲料水、緊急物資を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

1 事業者の果たすべき役割

事業所は、災害から身を守る「自助」とともに、お互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、概ね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時の実施事項

- ア 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- イ 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- ウ 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- エ 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- オ 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- カ 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- キ 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- ク 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- ケ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- コ 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- サ 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- シ 危険物等関係施設を保有する事業者においては、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

(2) 災害時の実施事項

- ア 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- イ 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- ウ 災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- エ 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- オ 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

2 市の活動

(1) 防災意識の啓発

市は、県の協力のもと、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。

また、市及び県は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

(2) 防災情報の提供

市及び県は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

第5章 業務継続計画の策定【危機管理課ほか全部局】

大規模な災害の発生時においては直ちに参集できる職員は制限されるとともに、停電や断水等によって業務執行環境は著しく制約され、平常時の業務執行環境とは大きな隔たりが生ずると考えられる。しかし、市は、基礎的自治体として災害時においても中断することのできない業務をできる限り継続し、様々な分野で住民の生活を支える必要がある。

このようなことから、市は、施設の復旧や避難所運営等の応急・復旧業務のみならず、住民の生活を支えるサービス・業務を早期に復旧するため、業務継続計画を策定。

1 業務継続計画の策定

市は、国が示すガイドラインに基づき、災害時においても必要な業務に支障をきたすことのないよう、業務継続計画を策定する。

業務継続計画は、被災等の非常時に継続すべき業務を特定し、これら非常時優先業務が速やかに実施できるよう、短期的取り組み及び中期的取り組みを定める。

2 基本的方針

市は、大規模災害が発生した場合においても各部の必要最低限の住民サービスを維持するため、あらかじめ想定しうる事態に対応した業務継続計画を策定し、住民生活に直結する行政サービスの確保に努める。

被災時の非常時優先業務は、災害予防業務、災害応急対策業務、災害復旧・復興業務であるが、非常時優先業務を速やかに実施するためには平常時からの準備が重要であり、市においては業務継続計画を災害対策の一部として位置づける。

3 計画策定の考え方

市は、業務継続計画の策定にあたり、以下の事項を考慮して策定にあたる。

- (1) 各種の資源を非常時優先業務に優先的に配分
- (2) 人、物、情報、移動手段及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定
- (3) 非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分
- (4) 手続きの簡素化
- (5) 指揮命令系統の明確化
- (6) 業務立ち上げ時間の短縮
- (7) 災害発生直後の業務レベル向上

4 非常時優先業務実施に係るマニュアルの作成

市は業務継続計画に規定する非常時優先業務を効果的かつ円滑に実施するために、業務の具体的な活動を記載したマニュアル作成に努める。

第6章 ボランティアの防災活動【福祉課、まちづくり推進課】

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時からボランティア・コーディネータ等の養成や地域のボランティア団体、NPOのネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

1 災害救援ボランティアの育成・登録等

市は、市社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネーターの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、ボランティア団体、NPO及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の整備を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市は、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

3 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助（同性介助等に配慮）
- (3) 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動

- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

第7章 防災訓練の実施【危機管理課、消防本部】

災害時において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、市の地域防災計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊、海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、訓練後には事後評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 災害予防責任者は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 災害予防責任者の機関に属する職員、従業員、使用人は、市防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、災害予防責任者が行う防災訓練に協力する。

2 防災訓練の種別

市及び防災機関が実施する訓練は、次のとおりとする。

訓練の種別	時期	訓練内容	機関
総合防災訓練	随時	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練	市、防災関係機関、消防機関、消防団、住民
県・市町災害対策本部合同運営訓練	年1回	南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、県内市町、防災関係機関
広域消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	〃
水防訓練	年1回	各種水防工法の実施訓練	〃

消防団教養訓練	随時	一般教養（水防法、消防法、災害対策基本法等の習熟）、実技（ポンプ操法、予防、火災防御）	消防団
通信連絡訓練	〃	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送信、非常用電源設備を用いた訓練	市、消防機関、消防団、関係機関
非常参集訓練	〃	災害関係課、災害担当者の非常招集	市、消防機関、消防団
避難訓練	〃	保育園児・幼稚園児、小・中学校児童生徒及び住民等の集団避難訓練	園児・児童生徒、住民、市、消防機関、消防団
災害救助訓練	〃	住民のほか、要配慮者の救助訓練	住民及び社会福祉施設等職員及び入所者、市

3 訓練の時期

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

4 訓練の方法

市は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて、最も効果ある方法で訓練を行う。

なお、訓練の実施にあたっては、広報に努め、住民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

5 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

6 各種訓練への協力

市は、国、県及び防災関係機関が実施する防災訓練に対し、可能な限り参加し協力するなど関係機関との連携強化に努める。

第8章 火災予防対策【消防本部、建設課】

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして予防消防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

1 消防職員、消防団員の教育・育成

市は、消防職員、消防団員を積極的に愛媛県消防学校へ入校させ、消防知識、実務能力の醸成を図る。

また、消防団は、消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた火災予防活動が期待されていることから、市は、消防団員の確保に努め、活性化対策を積極的に推進する。

2 消防力の拡充強化

大規模火災等が発生した場合には、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、次により消防計画の整備及び消防力強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、より具体性のある消防計画の策定を推進する。

ア 警防計画

災害時において、消防署及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 危険区域、大規模特殊建築物等の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域及び大規模特殊建築物の火災防御計画について定める。

(2) 消防力の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、必要な消防力の整備指針を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。また、消防団は、消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた火災予防活動が期待されていることから、市は、消防団員の確保に努め、活性化対策を積極的に推進する。

ア 消防施設等の整備

消防機関においては、装備、資機材及び各種消防自動車等の施設・設備の整備拡充を推進する。

イ 消防団の育成

(ア) 消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

(イ) 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

3 消防水利の整備

大規模火災時は、水圧の低下、大地震時には断水等により、消火栓が使用困難あるいは使用不

能となることが予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

(1) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、大容量の耐震性貯水槽の整備を推進する。

(2) 自然水利等の確保

河川やプール等の自然水利等の確保をより一層推進する。

(3) 家庭及び事業所の貯留水の活用

家庭における風呂水、ビルの貯留水の活用等について啓発・指導する。

4 地震及び火災対策を考慮した都市計画の推進

都市の防災化を推進するため、公園、緑地の適正配置、防火帯、防災避難道等としての道路の計画的な整備、市街地再開発事業等による民間資本を積極的に活用して、建築物の共同高層化を誘導し、土地の高度利用を進める。新市街地については、計画的な開発を推進して、道路、公園等オープンスペースの確保に努める。

5 建築物の耐震化及び不燃化

建築物の安全性を高めるため、建築基準法による防災構造上の検査、指導を強化するとともに、大規模建築物、特殊建築物の安全化の措置を図り、耐震不燃化の促進に努める。

6 防火思想の普及

生活様式の変化に伴い、火気の使用が激増し、これに伴う防火思想の高揚が急務であることから、市は、春秋2回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及に努める。

7 火災予防

消防法（昭和23年法律第186号）第8条に定める、防火管理体制と消防用設備の設置並びに西予市火災予防条例に基づく消火施設、火気施設、大量可燃物の規制、器具等の整備点検を確実にを行い火災予防の徹底を図る。

また、気象状況が火災の予防上危険である場合、又は消防法第22条に規定する火災気象通報を知事から伝達された場合、市長は、必要に応じ火災警報を発令し、火災予防の万全を期する。

このため、市長は、市地域防災計画に次の事項を定めておく。

(1) 火災警報発令基準

火災気象通報は、「愛媛県の火災気象通報についての実施要領」（平成2年9月1日制定）により実施される。

ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき

イ 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。）

(2) 警報解除

上記の気象状況でなくなったときは、解除する。

(3) 火災警報の周知及び連絡

火災警報を発表したとき、又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡する。

(4) 火災警報発令時の火の使用制限

西予市火災予防条例により、次のとおり使用制限する。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと

イ 煙火を消費しないこと

ウ 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと

エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと

オ 残り火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること

カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

8 火災予防査察

消防長又は消防署長は、消防法第4条及び第4条の2の規定に基づき、予防査察を実施する。

(1) 種別

西予市火災予防査察に関する規程（平成16年4月1日消防本部訓令第16号）に基づき、定期査察、臨時査察、特別査察及び警戒査察の4種とする。

(2) 対象物の区分

同規程に基づき、防火対象物を第1種対象物から第4種対象物までに区分し、それ以外の対象物を第5種対象物とし、それぞれの区分に応じた基準により消防法に基づく立入検査を実施する。

9 消防機関の警戒体制の確保

消防機関は、火災発生に備え、あらかじめ次の事項について周知徹底又は計画の策定を行う。

(1) 警戒のための組織体制

(2) 警戒区域の分掌

(3) 警戒出動のための要員出動又は伝達方法

(4) 煙火打ち上げ、火入れ等の火気使用制限などの規制計画

(5) 消防無線、無線放送等の通信系確保及び簡易水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

10 特殊防火対象物の警戒

木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用所等及び文化財等について、防火管理者の協力により特別警戒体制がとれるよう、あらかじめ協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

11 消火活動

火災に対処して通報、応急消火の義務、緊急自動車の優先通行の主旨を普及啓発し、消火活動について消防と一般人の一体化を図る。

12 災害防御の措置

消防組織法第43条の規定による非常事態に際し、火災防御の措置について必要な指示を行い、防御の措置の早期確立を期する。

〈資料編4-1〉西予市消防本部・署・支署組織図

〈資料編4-2〉西予市消防団組織図

〈資料編4-3〉常備消防機械器具整備状況

〈資料編4-4〉非常備消防機械器具整備状況

〈資料編4-5〉消防水利の状況

〈資料編11-1〉危険物許可施設状況

〈資料編11-2〉防火対象物状況

第9章 林野火災予防対策【消防本部、林業課】

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。

このため、次のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意心を喚起する標識等により住民に注意を呼びかける。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて住民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

2 林野火災消防計画の確立

市長は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討の上、次の事項について林野火災消防計画を策定する。

(1) 特別警戒実施計画

特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。

(2) 消防計画

消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。

(3) 資機材整備計画

林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。

(4) 啓発運動の推進計画

山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。

(5) 林野火災防御訓練の実施計画

市単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

3 林野所有（管理）者の予防対策

市は、林野所有（管理）者に対し、火災防止に努めるよう指導するとともに、林野所有（管理）者は、次のような予防対策の実施を推進する。

(1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備

(2) 防火帯、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入

(3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備

(4) 事業地の防火措置の明確化

(5) 森林法、火入れに関する条例及び西予市火災予防条例等の厳守

(6) 消防機関等との連絡方法の確立

(7) 火災多発期（2月～5月）における見回りの強化

4 林野火災対策用資機材の整備

市、県及び林野所有（管理）者は、林野火災対策用資機材（トラック、全輪駆動車、工作車、チェーンソー、鋸、鋏、鎌、農業用タンク、トランシーバー等）の整備に努める。

5 空中消火体制の整備

市は、大規模林野火災に対処するため、消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターによる空中消火体制を確立するとともに、空中消火用資機材を整備し、適切な運用を図る。

また、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、市は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

〈資料編15－6〉愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

第10章 水害予防対策【危機管理課、建設課、福祉課、長寿介護課、子育て支援課、医療対策室、学校教育課、消防本部】

梅雨期の豪雨や、近年、多発する風水害を防ぐため、危険地区の把握を行うとともに災害発生原因を制御し、災害による被害を未然に防止するため計画的に予防事業を実施する。

1 危険箇所の把握

本市における危険箇所（重要水防区域）は、資料編に掲げるとおりである。

出水期前には、水防危険箇所等の重要区間を重点的に、異常がないか点検パトロールを行い、災害の未然防止に努める。

2 治水

本市は、肱川（宇和、野村）による浸水想定区域の指定を受けているため、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- (1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）
- (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）
- (3) 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

さらに、洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

なお、同一水系に位置する市は、相互に河川の状況や避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備する。

その他、市長は要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、必要な指示を行い、正当な理由がなく指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

3 流域治水

近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に

備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を進めることが必要である。

(1) 流域治水協議会

市では、「肱川流域治水協議会」に参画しており、ハード・ソフト一体となった事前防災対策の推進に取り組んでいる。

(2) 肱川水系流域治水対策プロジェクト

令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生した。肱川水系においても、中上流域から大洲盆地に洪水が集中し被害が発生する水害特性に対して、事前防災対策を進める必要がある。このため、河川整備及びダム建設や、大洲盆地の二線堤の保全・拡充、中上流域の水田貯留等の取り組みを実施することで、戦後最大の平成30年7月豪雨と同規模の洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図るための災害防止対策を行っている。

4 野村ダムに関する事項

常に野村ダムの状況把握に努めるとともに、肱川ダム統管理事務所からの操作規則に基づく放流に関する通知を受けたときは、関係機関等に迅速に周知するほか、ダム下流地域の住民に対しても、肱川ダム統管理事務所と連携して情報の提供を行う。

(1) 情報連絡員（リエゾン）の派遣

ダムからの放流量が操作規則に基づく警戒が必要な量に達するおそれがあると判断された場合は、西予市災害対策本部（本庁）に情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請し、連絡員からの助言及び相互の情報共有を図る。

5 砂防

本市は、市域の60%を山林原野が占め、溪流も多いため、土石流危険溪流を多く有している。このため、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、県に必要な土砂災害対策の実施を要請するとともに、市の警戒避難体制の確立等を推進し、集中豪雨により発生する土石流による土砂災害の未然防止に努める。

(1) ハード対策

土砂災害警戒区域等のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開するよう、県に要請する。

- ア 保全人家30戸以上の土砂災害警戒区域等
- イ 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害警戒区域等
- ウ 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網が存在する土砂災害警戒区域等
- エ 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する土砂災害警戒区域等
- オ 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する土砂災害警戒区域等
- カ その他の箇所であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると

認められるものは、適宜対応する。

(2) ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

- ア 土砂災害情報相互通報システムの維持・管理・充実に努める。
- イ 土砂災害警戒情報について、精度向上や市及び住民への伝達の充実に努める。
- ウ 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）の公表等を通じて、住民への危険な箇所の周知徹底を図る。
- エ 県が行う土砂災害警戒区域等の指定に伴い、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を推進する。

(ア) 市の活動

土砂災害警戒区域の指定を受けた市は、市地域防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

- (イ) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (ウ) 市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所や避難所に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

6 水防資機材の点検配備

市は、水防活動を必要とする場合は、あらかじめ水防倉庫内の格納資機材の点検を行い、必要な資機材の調達を行うとともに、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備する。

〈資料編3-1〉地すべり防止区域指定箇所一覧

〈資料編3-2〉土石流危険溪流一覧

〈資料編3-3〉急傾斜地崩壊危険箇所一覧

〈資料編3-4〉河川・海岸危険箇所一覧

〈資料編3-5〉土砂災害（特別）警戒区域一覧

〈資料編3-9〉浸水区域内にある要配慮者関連施設一覧

〈資料編3-10〉土砂災害（特別）警戒区域における防災上の配慮を要する者が利用する施設一覧

〈資料編4－6〉水防資機材保有状況一覧

〈資料編10－4〉福祉避難所一覧

第11章 高潮災害予防対策【危機管理課、農業水産課、建設課】

高潮及び波浪による被害から海岸を防護し、被害を軽減するため、高潮ハザードマップを整備するとともに、警戒・避難を中心とする防災体制の強化を図る。

1 海岸保全

本市の海岸は、東西に37kmにも及ぶ典型的なリアス式海岸である。海岸線に沿って国道378号が走っているため、台風接近時等には高潮浸水被害等により、多くの箇所が被害を受け通行不能となる危険性がある。

このため、市は、高潮・波浪等により多大な被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、関係機関に海岸保全施設の整備を要請するとともに整備推進に努め、高潮浸水被害から住民の生命と財産を守る。

また、海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、市は、台風時及び台風通過後において施設の被災状況を調査し、県に報告する。

2 市の活動

浸水想定区域の指定を受けたときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- (1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）
- (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）
- (3) 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

3 小型船舶の事前避難

- (1) 市・県及び関係機関は船舶の所有者等に対して、台風情報等によりあらかじめ危険が察知されるときは、避難防止のために出航を見合わせる等の措置を徹底させる。
- (2) 漁業協同組合は、出漁中の事故防止のために、警報発表時における出漁中止、出漁漁船の帰港等について、自主避難体制を確立し、無線通信による警告、標識による警告等、所要の対

策をとる。

〈資料編3-4〉河川・海岸危険箇所一覧

第12章 地盤災害予防対策【危機管理課、農業水産課、林業課、建設課】

地すべり、山崩れ、崖崩れ等による災害による被害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、危険箇所の調査及び把握を行い、災害を防除するための防災対策を推進する。

1 地すべり等防止施設の整備

市は、風水害等により、災害の発生が予想される土砂災害警戒区域等、山地災害危険地区について、ポスター、チラシ、各種広報紙等により防災知識の普及を図るとともに、人家や緊急輸送道路をはじめとする避難路や避難場所を保全する箇所等について優先的に防災施設の整備等の土砂災害対策事業を推進するほか、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）における警戒避難体制の整備を行う。また、早期避難の参考となる雨量情報など、土砂災害関連情報を提供するシステムの整備促進に努める。

なお、土砂災害発生時には、各防止施設に異常がないかの点検パトロールを行うなど、二次災害を防止する体制を整備する。

(1) 地すべり対策

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

(2) 砂防対策

土石流などから下流部に存在する人家や公共施設などを守るため、また流域における荒廃地域を保全する区域を砂防指定地に指定し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から砂防堰堤工、溪流保全工などの防止工事を重点的に実施するなど、土石流等による災害の防止工事を実施する。

(3) 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地の崩壊により人的被害が発生するおそれのある区域を危険区域に指定し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

(4) 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）における警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）の情報の周知徹底を行うとともに、避難場所や避難方法などの警戒避難について、県に助言を求める。なお、平常時から住民に土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を提供するシステムの維持・管理・充実に努める。

また、地域の土砂災害警戒区域等や避難所等を網羅した総合防災マップ等を作成し、住民へ周知する。

(5) 土砂災害警戒区域等の指定

県が行う土砂災害警戒区域等の指定に伴い、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

土砂災害警戒区域の指定を受けた市は、市地域防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予警報の発令・伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設等防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ク 市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所や避難所に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

2 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

3 治山事業の実施

林地の保全にかかる治山施設を積極的に設置することによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山事業の実施を関係機関に要請する。

〈資料編3-1〉地すべり防止区域危険箇所一覧

〈資料編3-2〉土石流危険溪流一覧

〈資料編3-3〉急傾斜地崩壊危険箇所一覧

〈資料編3-5〉土砂災害（特別）警戒区域一覧

〈資料編3-6〉山地災害危険地区一覧

第13章 避難対策【危機管理課、教育総務課、学校教育課、まなび推進課、福祉課、医療対策室、まちづくり推進課、健康づくり推進課】

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

また、市は、避難計画の作成にあたっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難者の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。

特に、市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける。

さらに、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

なお、市は、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、避難所運営マニュアルの策定により情報を共有する。

加えて、市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、県及び保健所は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、平常時からハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、市の防災担当部局及び保健福祉担当部局との連携のもと、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

1 市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等と連携して避難体制の確立を図る。また、計画作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害の態様及び地域の特性を踏まえるものとする。

- (1) 高齢者等避難、避難指示を発令する客観的基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア 給水措置

- イ 給食措置
- ウ 毛布、寝具等の支給
- エ 衣料、生活必需品の支給
- オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難生活中的の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報
- (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備
- (8) 不特定多数の人が利用する地下街・地下道・地下駐車場など地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

2 その他事前計画の検討

各指定避難所に、要配慮者を優先すべきスペースを想定することや各学校等においては迅速な授業体制の復旧のため、児童生徒が専用で使用し一般の避難者を立入禁止とするスペースをあらかじめ定めるなど、避難所開設時に必要な対策を検討する。

3 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女や子どものニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するよう努め、策定後は実効性を確保するためマニュアルに基づく訓練の実施に努める。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルを定めるよう努める。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、地域づくり活動センター、学校等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び

避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市地域防災計画に定める。

また、市は、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう、平素から関係地域住民に周知を図る。

なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女や子どものニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

(1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- ア 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- エ 要避難地区すべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配慮すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。
- オ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等定めるよう努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

なお、市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよ

う、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。
- イ 速やかに避難者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段が整備されていること。
- オ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に受け入れできること。

(3) 福祉避難所

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を設置し、ヘルパー、ボランティア等のスタッフを確保の上で運営する。

(4) その他避難所等

市の指定する避難所等以外で、自主防災組織等が地域内で事前に定める集会所等の避難施設においても事前の把握に努める。

5 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて、次の基準により避難路を選定・整備する。

なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選定にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

6 住民等への周知のための措置

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定

緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

7 指定避難所の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び男女や子どものニーズの違い等男女双方の視点や子どもにも配慮の上、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) ガス設備
- (5) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (6) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (7) 給水用機材
- (8) 救護施設及び医療資機材
- (9) 物資の集積所
- (10) 仮設の小屋又はテント
- (11) 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (12) 防疫用資機材
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) 非常電源（発電機）
- (16) 日用品
- (17) 備蓄食料及び飲料水
- (18) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等

8 避難情報の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難情報等に関するガイドライン」に基づき、的確に避難指示等を行うため、次の事項に留意して「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるとともに、住民への周知徹底を図る。

(1) 対象とする災害及び地域

洪水、ダムの放流情報、土砂災害等の災害事象ごとに、住民が避難行動をとる必要がある地域を特定

(2) 避難対象区域

災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定

(3) 避難指示等の客観的な発令基準

ア 住民が避難所等への避難を完了するまでの時間を把握

イ 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準を策定

ウ 国又は県に避難指示等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

(4) 避難指示等の伝達方法

ア 災害種別毎の避難情報等の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、警戒レベルを用いるなど対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定

イ 防災サイレンや緊急速報メール（エリアメール）等、多様な手法を用いた伝達方法、伝達先を設定

ウ 時々刻々と変化する情報を住民・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること

(5) その他留意すべき災害特性

ア 想定される災害の特性（危険性）の周知

イ 災害時の状況に応じ、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等の「緊急安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること

ウ 同じ避難指示の対象区域の中でも、それぞれの住民等がとるべき避難行動が異なること

9 タイムライン（防災行動計画）の作成

避難情報の発令基準等に基づき、住民が行う避難に関する防災行動を事前に整理したタイムライン（防災行動計画）を作成し、必要に応じて各関係機関や住民の意見を聞き、見直すよう努める。

10 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

(1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

(2) 義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育

行政機関においては、避難場所の選定や受入れ施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

(3) 病院においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(4) 南海トラフ地震防災対策推進地域の津波浸水想定地域内の特定事業者は、津波からの円滑な避難に関する事項を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する。

〈資料編10-2〉 指定避難所一覧

〈資料編10-3〉 指定緊急避難場所一覧

〈資料編10-4〉 福祉避難所一覧

〈資料編10-5〉 主要避難路一覧

〈資料編10-6〉 避難情報等発令基準

第14章 緊急物資の確保対策【危機管理課、財政課、経済振興課、上下水道課】

市、県等の各機関は、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から食料、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うにあたって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市及び県は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

1 緊急物資等の確保

災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から緊急物資等の確保について、次の措置を行う。

(1) 市の活動

- ア 非常持出しができない被災者や旅行者等に対する食料の備蓄
- イ 孤立が想定される地区における備蓄の推進
- ウ 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- エ 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- オ 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- カ 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- キ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- ク 家庭内備蓄等の推進

ケ 給食計画の策定

(2) 住民の活動

- ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- イ アのうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- ウ 自動車へのこまめな満タン給油や、携帯電話の満充電
- エ 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- オ 緊急物資の共同備蓄の推進

2 飲料水等の確保

市は、飲料水の備蓄及び上水道並びに簡易水道の水源地における水源の確保に努め、給水体制の拡充を図る。

(1) 市の活動

- ア 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- ウ 給水タンク、給水車等応急給水用資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- キ 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発を行う。
- エ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

(2) 住民及び自主防災組織の活動

- ア 住民（家庭）における貯水
 - (ア) 貯水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする（うち、3日分程度を非常持出用として準備）
 - (イ) 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。
- イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - (イ) 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - (ウ) 応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

3 緊急物資確保計画の策定

市は、災害が発生した場合、緊急物資を確保・供給するため、非常持ち出しができない被災者や旅行者等及び孤立想定地区等を考慮し、あらかじめ次の計画を策定する。

- (1) 確保すべき品目、数量（要配慮者、アレルギー、プライバシー保護等に留意のこと。）
- (2) 流通在庫の定期的調査
- (3) 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
- (4) 近隣市町又は同時に被災する危険性の少ない地域の市町との緊急物資調達を含む相互応援協定の締結

- (5) 調達体制
- (6) 緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）
- (7) 備蓄物資の品目、数量、備蓄場所
- (8) 配分計画

4 物資の集積場所

市は、物資の集積場所を次のとおり定め、災害時に迅速に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平常時から集積スペースの確保、配分要員の指名など、必要な整備を行う。

ただし、施設自体が被災した場合は、比較的被害の少ない地域の公共施設を指定する。

物資の集積場所		
<集積及び配分場所> ・ 俵津地域づくり活動センター ・ 道の駅どんぶり館 ・ 乙亥会館 ・ 城川総合運動公園 農業者トレーニングセンター ・ 三瓶共選柑橘撰果場	使用不能 →	被害の少ない地域の公共施設を指定

〈資料編8-1〉緊急物資備蓄一覧

〈資料編8-2〉物資等の一時集積場所一覧

第15章 医療救護対策【医療対策室】

災害の規模、態様によって、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと、早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

1 実施体制

- (1) 被災者に対する医療救護は、市立西予市民病院、野村病院が中心となり、診療所等市内医療機関の協力を得て実施する。
- (2) 市のみで困難な場合は、県及び災害医療コーディネータと連携し、市外の医療機関に応援を要請する。また、広域的応援が必要なときは、「災害時の医療救護に関する協定」に基づき、愛媛県医師会等に対しても応援を要請する。
- (3) 市は、自然災害や大規模事故の発生に備え、県が策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保、EMIS（広域災害救急医療情報システム）による情報収集等に係る諸体制の充実に努める。
- (4) 医療救護活動の実施にあたっては、被災者等のメンタルヘルスに配慮する。
- (5) 市は、公立病院に配置された災害医療コーディネータと連携し、市内の医療救護活動の調整・連携を図る。

2 災害医療コーディネータの活動

災害医療コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行う。

- (1) 統括コーディネータ（災害医療対策部）
 - ア 県内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
 - イ 県内の医療救護活動の統括及び調整を行う。
 - ウ 災害拠点病院コーディネータ、国及び関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。
- (2) 災害拠点病院コーディネータ（災害拠点病院：市立八幡浜総合病院）
 - ア 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
 - イ 圏域内におけるDMATや救護班等の受入れ及び派遣要請等を行う。
 - ウ 圏域内における医療機関の患者受入れ及び搬送調整を行う。
 - エ 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整を行う。
 - オ 圏域内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
 - カ 統括コーディネータ、他の圏域の災害拠点病院コーディネータ、公立病院コーディネータ及び被災地内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。
- (3) 公立病院コーディネータ（公立病院：市立西予市民病院）
 - ア 立地市内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
 - イ 立地市内におけるDMATや救護班等の受入れ及び派遣要請等を行う。
 - ウ 立地市内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。

エ 災害拠点病院コーディネータ及び立地市内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

3 初期医療体制の整備

市は、地震発生後の電話や道路交通等の混雑・不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、市内医療機関及び愛媛県医師会等との協力体制とともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。

- (1) 救護所は、原則として地区ごとに学校等の避難者の受入れ人員が大きい施設に開設する。
また、救護所を開設した場合は、市防災行政無線により広報を行うほか、救護所を開設した旨の標識を掲げ住民に周知する。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 市立西予市民病院、野村病院のほか、市内の医療機関及び愛媛県医師会等の協力により、救護班を編成する。
- (4) 救護班の派遣要請系統は、次のとおりである。

ア 県への応援要請

医療介護部長 → 市長 → 南予地方局長 → 知事
(八幡浜保健所)

イ 医師会への応援要請

医療介護部長 → 市長 → 西予市医師会
医療介護部長 → 市長 → 県 → 愛媛県医師会

ウ その他の機関への応援要請

医療介護部長 → 市長 →
┌ 隣接市町長
└ 医療機関の長

エ 要請する際の明示事項（保健所や災害医療コーディネータを通じて県に派遣要請）

- (ア) 派遣を必要とする人員（内科・外科・助産等別人員）
- (イ) 必要な救護班数
- (ウ) 医療救護活動を必要とする期間
- (エ) 救護班の派遣場所
- (オ) その他必要事項

オ 市は、必要と認めた場合は、市医師会等に対し、救護班の派遣要請を行うとともに、公立病院コーディネータ及び県保健所に報告する。

- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

4 後方医療体制等の整備

(1) 災害（基幹）拠点病院

県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を受入れる

ため、救護病院又は救護診療所を選定するとともに、この中から二次医療圏ごとに災害時医療の拠点となる病院（災害拠点病院（市立八幡浜総合病院））を指定し、整備を図っている。

さらに、県は、県内1箇所を災害時医療の基幹となる病院（災害基幹拠点病院（県立中央病院））として整備している。

市は、市内医療機関又は救護所での処置が不能な重症者が発生した場合は、災害医療コーディネータ及び市消防本部並びに八幡浜地区施設事務組合消防本部と連携し、近隣の救護病院等に搬送を行うが、さらに必要な場合は、県で定めた災害拠点病院への搬送を行う。

また、市は、災害時に迅速な対応ができるよう、市消防本部及び八幡浜地区施設事務組合消防本部と連携し、平常時より搬送体制、連絡体制の整備を図る。

（2）三次救急医療施設

三次救急医療施設は、災害時に多発する外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者に対する高度な診療機能を有し、南予救命救急センター（市立宇和島病院）等4病院が指定されている。

（3）災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、災害時においても、精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能を有し、松山記念病院が指定されている。

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど、情報通信手段の充実・強化に努める。

6 医薬品、医療資機材等の確保

（1）市は、医療救護活動を実施するために必要な医薬品、医療資機材等の確保について、医療機関等や関係機関と連携し、調達方法及び備蓄についてあらかじめ協議し、必要事項を定める。

（2）市は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

7 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

市は、一般住民に対する救急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及・啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

8 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

住民は、献血者登録に協力する。

第16章 防疫・保健衛生活動体制の整備【環境衛生課、健康づくり推進課】

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

また、被災者の健康維持のため必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

1 実施体制

- (1) 市は、県の指導・指示に基づいて防疫活動を実施する。
- (2) 市のみでは実施が困難な場合は、隣接する市町及び県（保健所）の応援を得て実施する。

2 防疫・衛生活動

- (1) 災害時に直ちに防疫活動ができる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画を作成する。
- (3) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動について、普及啓発を図る。

3 保健衛生活動

(1) 情報収集体制の整備

災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

(2) 保健衛生活動に関する体制整備

発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第17章 廃棄物等の処理【環境衛生課、上下水道課】

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分、災害廃棄物処理等を適切に行う。

1 し尿処理体制の確保

(1) 市が実施すべき事項

- ア 被害想定に基づき発生するし尿の災害廃棄物処理計画を定める。
- イ し尿処分地の選定及び仮設トイレ等の資機材を備蓄する。

(2) 住民が実施すべき事項

- ア し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。
- イ 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。

2 ごみ処理体制の確保

(1) 市が実施すべき事項

- ア 被害想定に基づき発生する廃棄物の災害廃棄物処理計画を定める。
- イ 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- ウ 災害時に大量の発生が予想されるごみ等の一時仮置場について、候補地等を検討し、必要な準備を行う。

(2) 住民が実施すべき事項

- ア ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。
- イ 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

3 災害廃棄物の処理体制の整備

市は、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

4 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

5 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第18章 要配慮者の支援対策【福祉課、長寿介護課、子育て支援課、危機管理課、健康づくり推進課、まちづくり推進課】

市、県及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。特に、市及び県は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備に努めるとともに、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報体制の整備にも努める。

また、市は、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、平常時より、防災担当部局と福祉担当部局等との連携のもと、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

さらに、市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、地域特有の課題に留意した上で個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

（1）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者とする。ただし、入院患者や社会福祉施設等に入所している者は除くものとする。

- ア 75歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
- イ 寝たきり高齢者、認知症の高齢者
- ウ 要介護3以上の認定者

- エ 身体障がい者手帳1、2級所持者
- オ 療育手帳A所持者
- カ 精神障がい者手帳1級所持者
- キ 難病法に基づく特定医療費支給認定を受けている難病患者
- ク 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等
- ケ その他地域の民生委員・児童委員や自主防災組織が支援の必要を認めた者及び自らの命を主体的に守るために避難行動要支援者名簿への掲載を求めてきた者で、支援の必要を認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名・フリガナ
- イ 生年月日・年齢
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由等
- キ その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ア 市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、市が保有する要配慮者の氏名その他要配慮者に関する情報を内部で使用することができる。
- イ 市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要があると認めるときは、知事その他の関係者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者名簿は年1回更新し、関係者間で共有する。

(5) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

- ア 避難行動要支援者名簿に登録されている者で、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供することに同意を得られている者は、次に掲げる避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。

要配慮者が生活する地域において支援を行う近隣協力員

町内会その他住民自治組織

自主防災組織

民生委員・児童委員

消防団

消防署

警察署

社会福祉協議会

- イ 災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要と認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対

し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

- ウ 名簿情報を提供するときは、名簿情報を受ける者に対して、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するとともに、施錠可能な場所に保管し、必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を求める。
- エ 名簿情報の提供を受けた者、若しくはその避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 避難体制の確立

- (1) 市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。
- (2) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (4) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (5) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を進めるほか、

言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

3 救出・救護体制の充実

災害時においては、災害の同時多発により、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が大幅に制約されることが予想されるため、要配慮者等に対し、自主防災組織を中心とした住民相互の連携による地域ぐるみの救出・救護体制の整備・充実を図る。

4 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

また、訓練には、要配慮者が参加できるような環境の整備を推進する。

5 要配慮者の措置

要配慮者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医薬品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。

6 社会福祉施設等管理者の活動

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・訓練の充実

市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動をとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(4) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

〈資料編3-9〉 浸水想定区域内のある要配慮者関連施設一覧

〈資料編3-10〉 土砂災害（特別）警戒区域における防災上の配慮を要する者が利用する施設一覧

〈資料編10-2〉 指定避難所一覧

〈資料編10-3〉 指定緊急避難場所一覧

〈資料編10-4〉福祉避難所一覧

第19章 広域応援体制の整備【総務課、危機管理課、消防本部】

市、県及びその他関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1 全県的な消防相互応援体制の整備

知事、県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

2 全県的な防災相互応援体制の整備

市長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備するよう努める。

3 消防防災ヘリコプターの活用

市は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、次のような消防防災活動に消防防災ヘリコプターを活用する。

(1) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所の調査
- イ 各種防災訓練への参加
- ウ 住民への災害予防の広報

(2) 災害応急対策活動

- ア 被災状況の把握
- イ 被災地への救護物資、消火資機材の輸送及び要員の搬送
- ウ 原子力災害時における空中モニタリング
- エ 住民への災害情報の伝達

(3) 救急救助活動

- ア 被災した負傷者の救急搬送
- イ 被災地への医療班、医療資機材の搬送

ウ 道路、河川等の損壊により孤立した被災者の救助

エ 中・高層建築物にとり残された被災者の救助

4 民間団体等との協力体制の確立

市は、災害時に民間団体等から積極的な協力を得られるよう、協力体制の確立に努め、必要な場合は、民間団体等との協定の締結を検討する。

なお、民間団体等の協定締結については、資料編のとおりである。

5 広域防災拠点の整備

県は、大規模災害が発生した場合に、広域的な応援活動が円滑に実施されるように、防災関係機関が応急対策活動を行うための展開拠点となる施設及び他県から輸送される救援物資の中継拠点となる施設をあらかじめ広域防災拠点として指定するとともに、その整備に努める。

市と県は、「大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定書」を締結し、南予地域の広域防災拠点（進出拠点・物資拠点）として、西予市宇和運動公園を指定する。

6 受援計画の策定

市は、大規模災害が発生した場合に、関係機関や他の地方公共団体、民間企業、ボランティア等の応援を円滑に受け入れ、最大限に活用できるよう、受入の基本的な体制や手順等について定めた受援計画を策定する。計画では、**外部からの応援を円滑に受け入れるために、受援体制の整備、受援対象業務の明確化、応援要請のための準備等を定めることとする。**

策定した計画は、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行う。

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

〈資料編15-1〉 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県医師会）

〈資料編15-2〉 災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人愛媛看護協会）

〈資料編15-3〉 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県歯科医師会）

〈資料編15-4〉 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛薬剤師会）

〈資料編15-5〉 愛媛県消防広域相互応援協定

〈資料編15-6〉 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

〈資料編15-7〉 大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定

〈資料編15-8〉 大洲市・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定

- 〈資料編15-9〉 松山自動車道(大洲北只 I C～西予宇和 I C) 消防広域相互応援協定
- 〈資料編15-10〉 松山自動車道(大洲北只 I C～西予宇和 I C) 消防相互応援協定書に基づく覚書
- 〈資料編15-11〉 鳥坂隧道内における消防活動覚書
- 〈資料編15-12〉 白髭隧道内における消防活動覚書
- 〈資料編15-13〉 四国西南地域消防相互応援協定
- 〈資料編15-14〉 西部四国山地消防相互応援協定
- 〈資料編15-15〉 消防相互応援協定
- 〈資料編15-16〉 南予地区広域消防相互応援協定
- 〈資料編15-17〉 大地トンネル内における消防活動に関する覚書
- 〈資料編15-18〉 災害時における救援物資供給に関する協定
- 〈資料編15-19〉 四国西南サミット災害時相互応援協定
- 〈資料編15-20〉 災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定
- 〈資料編15-21〉 大規模災害時における応急対策業務に関する協定
- 〈資料編15-22〉 大規模災害時における西予市庁舎の使用に関する協定
- 〈資料編15-23〉 災害時における電気設備の応急送電及び復旧作業に関する協定
- 〈資料編15-24〉 災害時における情報交換及び支援に関する協定
- 〈資料編15-25〉 災害時における物資等の輸送に関する協定
- 〈資料編15-26〉 災害時における物資供給に関する協定
- 〈資料編15-27〉 災害時における物資供給協力に関する協定
- 〈資料編15-28〉 災害時における家屋被害認定調査に関する協定
- 〈資料編15-29〉 姉妹市町災害時相互応援協定
- 〈資料編15-30〉 災害時等における物資の供給協力等に関する協定
- 〈資料編15-31〉 災害時の協力に関する協定
- 〈資料編15-32〉 災害時における応急対策業務の協力に関する協定
- 〈資料編15-33〉 災害時における応急対策業務の協力に関する協定
- 〈資料編15-34〉 大規模災害時における広域防災拠点に関する協定
- 〈資料編15-35〉 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- 〈資料編15-36〉 災害時の動物救護活動に関する協定
- 〈資料編15-37〉 災害時における燃料の供給に関する覚書
- 〈資料編15-38〉 松山自動車道(西予宇和 I C～三間 I C)における災害活動等に関する覚書
- 〈資料編15-39〉 松山自動車道(西予宇和 I C～大洲北只 I C)における消防及び救急業務等に関する覚書
- 〈資料編15-40〉 災害時における情報交換及び支援に関する協定書
- 〈資料編15-41〉 災害発生時における西予市と西予市内郵便局の協力に関する協定書
- 〈資料編15-42〉 災害時の医療救護に関する協定
- 〈資料編15-43〉 災害時における廃棄物処理の協力に関する協定
- 〈資料編15-44〉 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

- 〈資料編15-45〉 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（野城総合福祉会）
- 〈資料編15-46〉 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（西予総合福祉会）
- 〈資料編15-47〉 大規模災害時における西予市営宇和球場の使用に関する協定
- 〈資料編15-48〉 災害時における被災者支援に関する協定
- 〈資料編15-49〉 災害時における地図製品等の供給等に関する協定
- 〈資料編15-50〉 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定
- 〈資料編15-51〉 災害時における復旧支援協力に関する協定
- 〈資料編15-52〉 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定
- 〈資料編15-53〉 西予市・日本下水道事業団災害支援協定
- 〈資料編15-54〉 災害時の船舶による輸送等に関する協定書（あさ屋）
- 〈資料編15-55〉 災害時の船舶による輸送等に関する協定書（明浜漁協）
- 〈資料編15-56〉 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書
- 〈資料編15-57〉 大規模災害時等における施設利用の協力に関する覚書
- 〈資料編15-58〉 災害時における物資提供等の協力に関する協定
- 〈資料編15-59〉 災害時における施設利用等に関する覚書
- 〈資料編15-60〉 愛媛県消防団広域相互応援協定書
- 〈資料編15-61〉 災害発生時における施設の使用に関する協定書
- 〈資料編15-62〉 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書
- 〈資料編15-63〉 大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定書

第20章 ライフライン災害予防対策【財政課、政策推進課、上下水道課、環境衛生課】

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等ライフラインにおける災害による被害を未然に防止し、また、被害を最低限にとどめるため、ライフライン事業者等の関係機関は、必要な災害予防措置を講じる。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、計画を策定するとともに、応急復旧に関する事業所間の広域応援体制の整備に努める。

1 上水道施設

本市の上水道は、南予水道用水供給事業により野村ダムから導水している地域もあるため、南予水道企業団と連携し、災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう、耐震性に配慮した水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な体制整備を図るものとする。

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 他の市町や事業者等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

2 下水道施設

市は、安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか、貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の育成を行う。

(1) 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

(2) 雨水貯留浸透

市街地における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

3 電力施設

電気事業者は、災害による被害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

(1) 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

(2) 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

(3) 電気事故の防止

ア 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

イ 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、住民に対し必要な広報活動を行う。

(4) 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

(5) 復旧資機材の確保

ア 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

(1) 防災体制の確立

ア 防災対策組織の編成

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要の要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保する。

イ 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国や県、市町、その他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

ウ ライフライン事業者との協調

電力や燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害の発生又は発生のおそれがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、市及び県等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

(3) 電気通信設備等に対する防災対策

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 洪水、高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

(イ) 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

(ウ) 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(4) 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロール（通信制限）を行い、電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(5) 災害対策用機器及び車両の配備

ア 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するため、衛星通信無線車や災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。

イ 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として非常用交換装置を広域配備する。

ウ 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。

エ 所外通信設備が被災した場合、応急用措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

5 ガス施設

LPガス事業者は、災害予防のため、ガス施設について、災害に配慮した整備を行うとともに、日頃より定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進する。さらに、LPガス事業者は、LPガス利用家庭に対し、次の措置を講じる。

(1) 安全機器の普及

LPガス事業者は、ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を

図る。

(2) 災害時の対応周知

LPガス事業者は、利用者に対し、災害時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

6 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

(2) 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第21章 公共土木施設等災害予防対策【建設課、農業水産課、林業課、農業委員会】

道路、河川、港湾施設等の各種公共土木施設等は、住民の日常生活及び社会生活、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の復旧活動の根幹となる施設である。

このため、市は、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

1 道路施設

各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図る。また、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ応急復旧等の計画を立案するものとする。

(1) 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所(区間)の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(2) 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所(区間)及び未改良区間について、緊急性の高い箇所(区間)及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

(3) 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等の必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携のもとで、適切な道路管理に努める。

(4) 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

(5) 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

2 河川管理施設

市及びその他の河川管理者は、災害による被害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

3 港湾・漁港施設

(1) 港湾施設

本市には、市管理港湾である三瓶港があり、海陸輸送の接点及び経済流通の拠点として、また、災害時における避難や救援物資の運搬等に利用できる重要な役割をもつ施設である。

このため、風水害が発生した場合の被害の拡大防止と、既存施設の安全性を把握するため、計画的に点検を実施し、その結果に基づき緊急性の高い箇所から防災対策を実施する。

また、近年の高波被害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工の設置を検討する。

(2) 漁港施設

本市には、三瓶漁港、狩浜漁港外11漁港があり、いずれも市の管理となっている。

漁港漁村において、暴風、高潮等による被害を防ぎ、また、避難・救援を迅速かつ適切に行えるよう、漁港施設、避難路、避難所等の整備を計画的に行い、災害に強い漁港漁村づくりを推進する。

また、災害時の海からの緊急輸送の確保及び漁船の海上災害予防のため必要な漁港施設の整備を図るとともに、防災上重要な施設の点検整備、漁船の海難防止、漁家及び一般住民の防災意識の普及等の実施又は指導を行う。

4 農地・農業施設

市の総面積の83.9%の地域が森林原野や農用地であり、山地災害危険地区についても、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区が資料編のとおり指定されている。

農地・農業用施設の適切な維持保全は、土壌の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地又は農業施設における災害による被害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の対策を実施する。

(1) 農地

市は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、各種補助事業等を活用し、基盤整備を推進する。

(2) 農業用施設

市は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を

行う。

(3) 老朽ため池

市は、農業用施設及び公共施設の災害による被害を未然に防止し、国土保全に資するため、漏水量や堤体の変状など緊急性に応じて改修や利用されていないため池の廃止を進める。中でも、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、ため池ハザードマップや水位計・カメラ等の遠隔監視システムを活用した緊急時の迅速な避難体制整備を支援するなどのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

5 鉄道施設

鉄道事業者は、鉄道施設被害を防止するため、災害時の防災体制の確立を図るとともに、施設等の災害予防措置を推進し、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

(1) 防災体制の確立

災害時における社員の動員計画、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部等の運営について整備を推進し、防災体制の整備に努める。

(2) 施設等の整備

災害等が予想される施設等については、あらかじめ把握しておき、風雨雪等の警戒等を重点的に行うとともに、危険箇所等の改良工事等を実施するなど、各施設の安全性確保に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

(3) 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

6 建築物等

風水害や大火災等による建築物の被害を予防するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、災害に強いまちづくりを行う。また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

(1) 風水害に強いまちづくり

市は、災害を予防するため、次の措置を講じる。

- ア 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講じるよう指導する。
- イ 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講じるよう指導する。また、がけ地崩壊により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。
- ウ 指定された土砂災害警戒区域等について、住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制

の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

エ 土砂災害警戒区域等の情報の周知を図るとともに、避難方法、指定緊急避難場所などの警戒避難体制の整備に努める。また、土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を住民に提供する土砂災害情報相互通報システムの維持・管理・充実の促進に努める。

オ 市は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛消防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(ア) 地下街等（（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定多数かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）

(ウ) 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

カ 水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができ、必要に応じて、その区域内における行為に対して必要な助言又は勧告をする。

キ 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

ク 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

ケ 市は、防災・まちづくり等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の实情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。

コ 市は、治水・防災・まちづくりを担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

サ 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令

基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

7 公共建築物

公共建築物は、不特定多数の者に利用される施設であると同時に、災害時には指定避難所あるいは災害対策活動の拠点として利用される施設である。このため、市は、次の措置を講じる。

(1) 施設の点検・整備

市は、定期的に施設の点検・整備を実施し、対策の必要な施設・箇所については、その修理、改修を推進する。

(2) 耐震化の推進

計画的に耐震診断を実施し、その調査結果を基に補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

(3) 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に本庁舎、指定避難所等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

(4) 連絡手段の構築

災害時に分庁舎や指定避難所等へ迅速に連絡が図れるよう、重要施設への防災行政無線等の連絡手段の配備、災害時優先電話の登録等を推進する。

〈資料編3-4〉 河川・海岸危険箇所一覧

〈資料編3-5〉 土砂災害（特別）警戒区域一覧

〈資料編3-6〉 山地災害危険地区一覧

〈資料編3-7〉 防災重点ため池一覧

〈資料編9-2〉 緊急輸送道路

第22章 文化財の災害予防対策【まなび推進課、経済振興課】

文化財の種類と保護の対象は、愛媛県及び県内市町等が連携して作成した『えひめ文化財防災マニュアル2018』に基づき次のとおりとする。

文化財とは、『文化財保護法』に規定されている、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の外、埋蔵文化財（遺構・出土品）や保存技術に関する物、重要美術品等とする。また、保護の対象は、国または地方公共団体による指定・選定・登録（以下、「指定等」と言う。）、未指定等を問わず、すべての文化財とする。

市教育委員会は、『えひめ文化財防災マニュアル2018』や「愛媛県文化財保存活用大綱」に基づき、以下の防災対策を行う。

- (1) 個々の文化財に応じた適正かつ効果的な災害予防対策について、所有者等に対し必要な指導・助言を行う。
- (2) 災害等による文化財への被害を防ぐためには、防災意識の向上を図ることが重要であることから、日頃から所有者等や市民に対して、文化財の防災について普及啓発を図る。
- (3) 県教育委員会や県内市町教育委員会と合同による防災訓練を実施する。
- (4) 1月26日の「文化財防火デー」にあわせて防火訓練を実施する。
- (5) 災害時に文化財やその保管施設の迅速かつ確かな保護のために、次の情報を整備しその共有を図る。

- ア 災害時の連絡先
- イ 国が指定等している文化財
- ウ 県が指定等している文化財
- エ 市が指定等している文化財
- オ 指定等されていない文化財
- カ 市が所有する文化財等の保管施設
- キ 県、市町以外が所有する文化財等の保管施設
- ク 災害時の応急活動に使用できる資機材

- (6) 特に指定等されていない文化財情報の収集・記録については、愛媛資料ネットや関係機関、愛媛県建築士会などと連携・協力しながら情報を整備する。
- (7) 災害時の応急対策や復旧対策に必要な資機材を備蓄する。

〈資料編3-8〉文化財一覧

第23章 危険物等災害予防対策【消防本部】

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進する。

1 予防査察等の強化

市、県及び消防本部等監督機関は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの安全の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて、危険予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

2 予防教育の徹底

(1) 市消防本部等は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、県等が実施する保安講習等を受講するよう指導する。また、市で保安講習等による教育を実施する。

(2) 市消防本部等は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させるなどを指導する。

3 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市、県、関係保安団体及び事業所等による合同防災訓練を実施する。

〈資料編11-1〉危険物許可施設状況

第24章 海上災害予防対策【危機管理課、農業水産課】

海上における災害による被害を予防するため、国の機関並びに市、県及びその機関等は、災害予防活動について、次のような予防措置を実施する。

1 市、県、警察、消防機関及び海上保安部の活動

(1) 関係機関の協力体制

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

(2) 訓練の実施

単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

(3) 防災思想の普及及び高揚

単独又は合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や住民に対する防災思想の普及・高揚に努める。

(4) 資機材等の整備

各機関は、海上災害時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油防除資機材等の整備に努める。

(5) 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定常的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

2 排出油等防除協議会の活動

宇和海地区大量排出油等防除協議会は、宇和島海上保安部の指導のもと、次に掲げる災害予防活動を実施する。

(1) 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互に緊密な協力体制の確立に努める。

(2) 流出油防除資機材及び通信機器等の整備

各機関は、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材及び防災無線の整備促進に努める。

(3) 訓練の実施

大規模な海上流出油災害を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

〈資料編4-6〉水防資機材保有状況一覧

第25章 資機材等の点検整備【各課】

市、県及び防災関係機関の災害予防責任者は、自己が保有する災害応急措置に必要な資機材及び施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう、常時、点検整備を行う。

1 点検整備を要する資機材

- (1) 水防用備蓄資材、機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 防雪用機械
- (7) 警備用装備資機材
- (8) 通信機材
- (9) 災害対策用資機材
- (10) 油災害対策用資機材
- (11) 給水用資機材
- (12) 消防用資機材
- (13) その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

2 点検整備実施機関及び実施時期

点検整備は、保有する機関（課等）がそれぞれ行うものとし、その実施時期は、定期的な点検とともに、訓練、災害発生期等使用する時期に併せて行うとともに、飲料水、食料等保存期限のあるものについては、保存期限を考慮し、訓練に使用するなどして、確実に更新を行う。

なお、市は、これらを計画的に点検整備するため、備蓄計画を作成する。

3 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

(1) 資機材

- ア 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
- イ 薬剤等については、効果の測定
- ウ その他必要な事項

(2) 機械類

- ア 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
- イ 機能試験の有無
- ウ その他必要な事項

4 留意事項

- (1) 実施結果は、記録しておく。
- (2) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講じる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充の措置を講じる。

〈資料編8－1〉緊急物資備蓄一覧

第26章 防災情報システムの整備【危機管理課、政策推進課、財政課】

市、県及びその他防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性を鑑み、平常時から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、デジタル技術の活用に取り組むものとする。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

1 情報収集・連絡体制の整備

市、県及びその他防災関係機関は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

(1) 市の役割

- ア 防災行政無線をはじめ、多様な地域通信手段の整備を図るとともに、その管理に努める。
- イ 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- ウ アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- エ 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。
- オ 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

(2) 防災関係機関の役割

- ア 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。
- イ 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- ウ 災害時に有効な衛星携帯電話等移動通信系の整備を図る。
- エ NTTの災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努める。
- オ 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検・整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機も含む）の整備を図るとともに、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備

に努める。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し、必要な措置を講じる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電源を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 高潮や浸水が予想される地域にある施設は、通信機器及び非常用電源設備の高所への移設設置等必要な措置を講じる。
- (4) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

3 防災情報システムの拡充整備

大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制及び初動体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる情報通信ネットワークを構築する。

(1) 市の対応

地理情報システム（GIS）等を活用し、防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。

また、インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じて住民に提供できるよう努める。

(2) 住民の対応

防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

4 河川等情報システムの活用

県内全域の雨量、水位、ダム諸量等の観測データを自動観測により収集処理し、防災関係機関への情報提供を行い、また、的確な水防警報の発令や住民への避難指示等の迅速化を図り、水災による被害を軽減するため、システムの活用を図る。

また、水防体制の迅速化、防災情報の提供拡大を図るため、「えひめ河川メール」の普及促進に努めるとともに河川等情報システムの機能の拡充整備を図る。

5 土砂災害情報相互通報システムの整備

(1) 市から住民への通報システム

ア 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）を公表し、危険な土地の周知を行うなど、平素から住民の防災意識を向上させるシステムの構築に努める。

イ 早期避難の参考となる土砂災害警戒情報や雨量情報など土砂災害関連情報を提供するシステムを構築し、切迫した危険度を住民に提供するなど、より高度なシステム整備に努める。

(2) 住民から市への通報システム

住民から土砂災害の前兆現象や災害情報の窓口となるシステムの整備を推進する。

6 各種情報システムデータのバックアップ保管

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

〈資料編6-1〉市防災行政無線の現況

〈資料編6-2〉非常通信ルート

〈資料編6-3〉災害時優先電話一覧

〈資料編6-4〉衛星携帯電話一覧

〈資料編6-5〉IPトランシーバー・デジタル簡易無線一覧

〈資料編6-6〉特設公衆電話一覧

第27章 孤立地区対策【危機管理課】

平成16年の一連の台風災害や新潟県中越地震、平成30年7月豪雨災害では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。このため、市が孤立するおそれがある地区に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

1 孤立地区発生への備え

市は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。また、各地区において、孤立した場合に備えて必要な対策を定める。

(1) 孤立が予想される地域の事前把握

市は、災害時に孤立が予想される地区を事前に調査し、実態の把握に努める。

(2) 孤立の危険性に関する住民への周知

市は、孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また携帯ラジオ等の備え等を行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

また、住民同士の共助の能力を高めるため、負傷者の応急手当や高齢者介護の講習等を推進する。

(3) 外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信設備等の非常用電源の確保

外部との通信手段を確保するため、市防災行政無線、衛星携帯電話の配備、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

(4) 臨時ヘリポートの整備等による孤立時における緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備など緊急救出手段の整備を推進する。

(5) 孤立地区に対する集団避難指示の検討

孤立状況が長期化した場合、当該地区の住民に対して集団避難指示の実施基準等を検討する。

(6) 孤立を想定した食料等の備蓄

市は、地域の状況を把握した上で、孤立を想定した食料等の備蓄、また、備蓄倉庫の設置を推進する。

第28章 災害復旧・復興への備え【危機管理課、政策推進課、税務課、環境衛生課、建設課、福祉課】

1 平常時からの備え

市は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

市は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

市、県、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置

法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

2 複合災害への備え

市等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

市等の防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

市等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

3 災害廃棄物の発生への対応

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、市及び県は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、市、県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

市及び県は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努める。

4 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 災害証明書交付体制の整備

市は、災害時に災害証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築、効率的な災害証明書交付のためのシステム整備等を計画的に進めるなど、災害証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、災害証明書を速やかに発行するため、以下の事前対策を行い、備えておく。

(1) 被害家屋調査員の登録

被害家屋調査を行うための職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

(2) 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。

(3) 調査携帯物品等の備蓄

日頃から調査班に、傾斜計、コンベックス（メジャー）等調査携帯物品を備蓄しておく。

6 事前復興の実施

市は被災後に早期かつ的確に復興まちづくり計画を策定できるよう、事前復興の取組を行う。

7 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第29章 過去の災害を踏まえた対策【各課】

災害予防対策を取組むにあたっては、過去の災害対応の実態から災害対応業務の課題等を抽出し、改善に取り組む必要がある。災害が発生する度にその災害対応を振り返り、今後の災害対応への対策を行う。

1 平成30年7月豪雨災害を踏まえた対策

市は、平成30年7月豪雨災害における市の災害対応の実態を、職員個人や市組織に対するアンケート調査やヒアリング調査をもとに把握し、検討会での議論を通じて課題を抽出し、今後の対策について検討した。対策については「平成30年7月豪雨における西予市災害対応に関する検討報告書」の中で行動指針として策定した。

行動指針にもとづいて担当班は、計画的に対策に取り組むこととし、継続的な進捗管理を通して市の災害対応力を高めることとする。なお、県及び住民に対して対策を進める必要がある事項については、担当課が中心となって実施する。

〈資料編 16-1〉平成30年7月豪雨における西予市災害対応に関する検討報告書（第5章のみ一部抜粋・修正）

第3編 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、崖崩れの発生、道路・橋りょうの損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害を受けることとなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市、県及び関係機関は、災害時において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと、災害応急対策に万全を期する。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

第1章 応急措置の概要

市、県及び関係機関が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

1 市のとるべき措置

- (1) 災害時の県に対する報告
- (2) 気象に関する予警報の周知徹底
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び被災者の受入れ
- (5) 消防団（水防団）に対する出動命令又は警察官、海上保安官に対する出動要請
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 指定避難所等の設置・運営
- (8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
(必要に応じて、その旨及び市内の災害の状況を自衛隊に通知)
- (9) 救援物資の配布
- (10) 被災者受入れ施設の供与
- (11) 応急文教対策の実施
- (12) 被災箇所の応急復旧
- (13) 水難救護法による遭難船舶の救護
- (14) 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急安全確保措置の実施
- (15) その他応急対策の実施

2 県のとるべき措置

- (1) 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 市町、関係機関からの災害発生等の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集

- (4) 関係機関への被害状況の通報
- (5) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (9) 緊急援護備蓄物資の供給
- (10) 救援物資の調達、輸送
- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施
- (14) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (15) 人心安定のための広報
- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他応急対策の実施

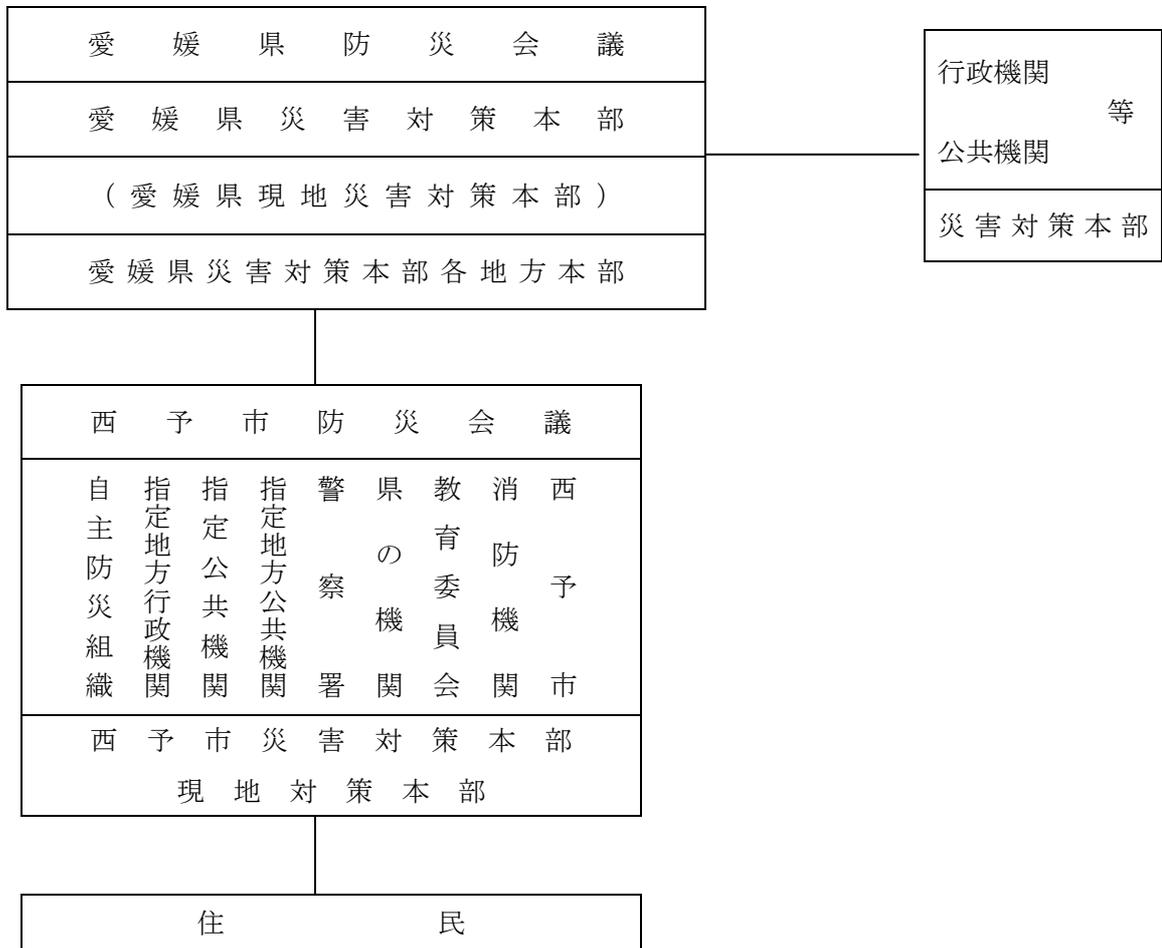
3 住民のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の市長、警察官又は海上保安官への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- (3) 救援隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地域への避難

4 関係機関のとるべき措置

- (1) 災害情報の市、県等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請
- (3) 市、県の要請に基づく救援の実施
- (4) 応急復旧作業の実施

応急対策組織図



第2章 活動体制【各班】

市内での災害時、市、県及び防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 災害警戒体制

災害時において、本章2項「西予市災害対策本部」に基づく災害対策本部を設置するに至らないときの体制について定める。

(1) 警戒体制

災害警戒本部設置以前の体制として、台風及び降雨等の状況を把握し、水防活動又は本部設置の判断材料を得るため、警戒体制を配備する。

なお、警戒体制の設置及び廃止については、関係機関等に通知及び公表する必要はないものとする。

ア 設置基準

市内に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく波浪、高潮、大雪の各警報が発表されたとき。

イ 廃止基準

(ア) 風水害等の警戒にあたる必要がなくなったとき。

(イ) 災害警戒本部が設置されたとき。

ウ 警戒体制の活動

原則として、勤務時間内においては総務部危機管理課に、時間外においては消防本部に配備し、主として気象状況等の初期情報収集及び伝達を行い、状況により他の職員を動員できる体制を整え、災害発生前の警戒にあたる。

エ 警戒体制の要員

海岸・河川・水路・道路等管理すべき施設を所掌する部署の単独対応及び消防署当務隊があたる。

なお、危機管理課職員、各支所地域生活課防災担当者は、直ちに出勤できる態勢を整えておくこととし、また、各部等は、災害警戒本部の設置に備え、いつでも動員に応じられるよう、連絡網の整備を行う。

(2) 災害警戒本部

災害対策本部設置以前の体制として、台風及び降雨等の状況を把握し、水防活動又は本部設置の判断材料を得るため、総務部長が「西予市災害警戒本部」を設置する。

なお、災害警戒本部の設置及び廃止については、関係機関等に通知及び公表する必要はないものとする。

ア 設置基準

(ア) 市内に気象業務法に基づく暴風、暴風雪の各警報が発表されたとき。

(イ) 河川の水位等の状況により、市長が必要と判断するとき。

イ 廃止基準

(ア) 風水害等の警戒にあたる必要がなくなったとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

ウ 災害警戒本部の活動

原則として、総務部危機管理課に設置し、主として気象状況等の初期情報収集及び伝達を行い、状況により他の職員を動員できる体制を整え、災害発生前の警戒にあたる。

ただし、災害対策本部が設置された場合、自動的に災害警戒本部は廃止し、それまでの事務を災害対策本部が引き継ぐものとする。

エ 災害警戒本部の要員

災害警戒本部の要員には、危機管理課職員及び各支所地域生活課防災担当者があたる。

また、各部等は、災害対策本部の設置に備え、いつでも動員に応じられるよう、連絡網の整備を行う。

(3) 雪害対策本部

雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、積雪が20cm以上となり、なおも降雪が続くか又は大雪のおそれが予想され、道路交通に支障が生じたときは、当該支所に「西予市〇〇町雪害対策本部」を設置し、道路除雪、なだれ防止及び応急教育等について必要な対策を実施する。

雪害対策本部は、建設課を事務局とし、教育委員会等の関係機関への連絡体制を整える。ただし、累年のない豪雪のため、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは「西予市災害対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。

(4) 事故対策本部

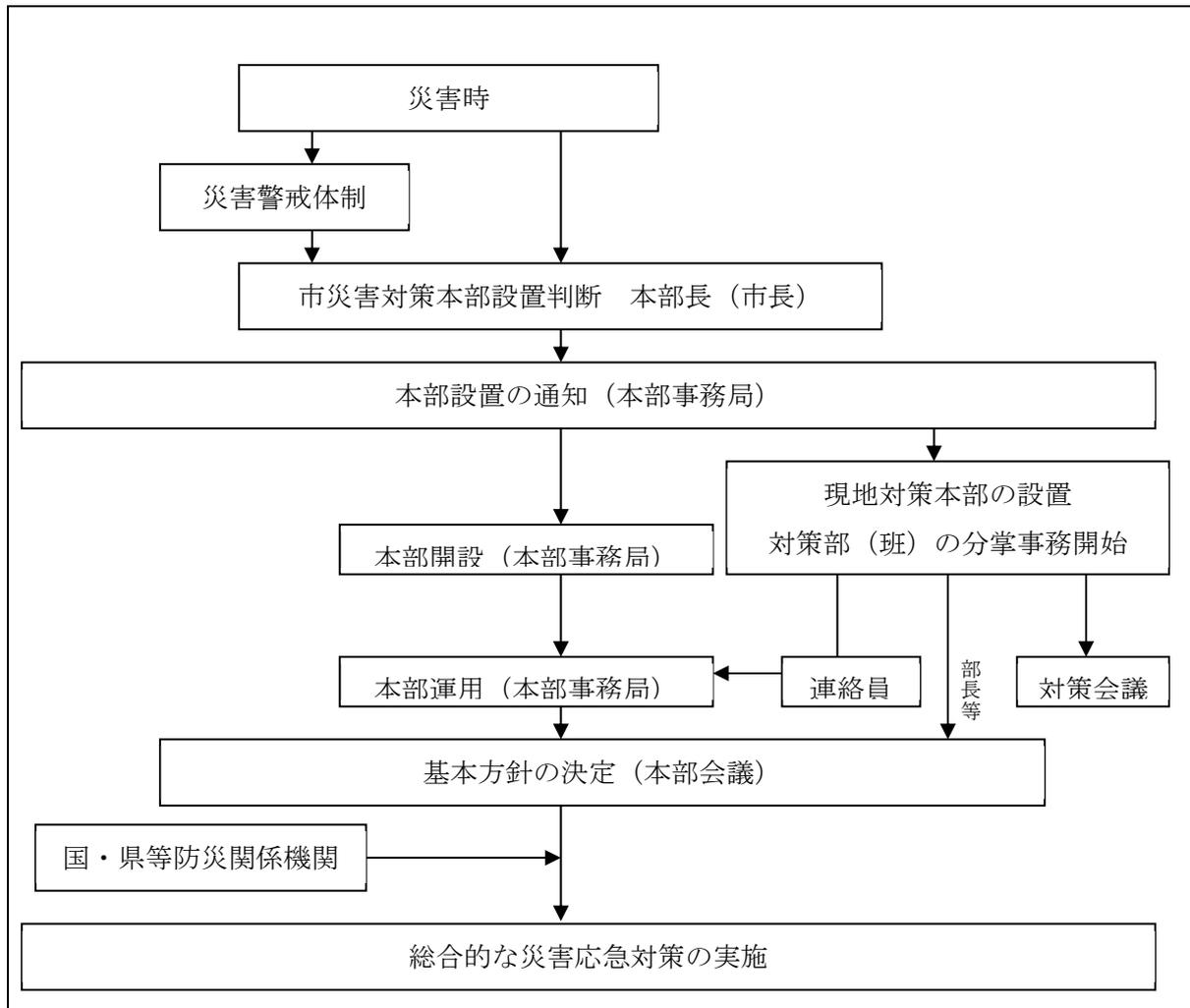
一時的に多数の人命に危険が生ずる突発的事故（列車転覆、航空機、ガス、石油等の流出、爆発等）が発生した場合、市長は「〇〇事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出、その他の応急救助を実施する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは「西予市災害対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。

2 西予市災害対策本部

市の地域での災害時において、その対策を総合的かつ迅速に行うため、市長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条及び西予市災害対策本部条例（平成16年4月1日条例17条）に基づき、「西予市災害対策本部」を設置する。

■ フロー図



(1) 災害対策本部設置の基準

災害対策本部設置の基準は、次のとおりとする。

- ア 市内に気象業務法に基づく大雨、洪水の各警報が発表されたとき。
- イ 特別警報が発表されたとき。
- ウ 相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると市長が判断するとき。
- エ その他市長が必要と判断するとき。

(2) 廃止の基準

- ア 予想される災害の発生がないとき。
- イ 災害応急対策措置が完了したとき。

(3) 災害対策本部設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、設置時には本部の標識を本部室前に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部	庁内放送、口頭、電話、庁内グループウェア	本部調整局長 (総務部長)
一般住民	防災行政無線、CATV、報道機関、サイレン、警鐘、広報車	
南予地方局 八幡浜支局	県災害情報システム、県防災通信システム、電話その他迅速な方法	
市防災会議 関係機関	電話、県防災通信システム	
報道機関	口頭、電話、文書、Lアラート	

(4) 災害対策本部の設置場所

本部室は、原則として市役所本庁舎内（5階大会議室）に設置する。

ただし、災害の状況等によっては、西予市消防本部庁舎内、その他本部長が指定する施設に代替場所を選定する。

(5) 本部配置図

本部室の配置設定は、概ね資料編13-4のとおりとする。

ただし、必要に応じて配置の変更や他の部屋等の活用を図る。

(6) 災害対策本部の組織

ア 災害対策本部は、本部長（市長）の統括のもとに、対策部を置き、それぞれの関係部等の長をその長にあてる。

イ 各対策部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要簿冊を備える等体制を整備する。

ウ 災害対策本部に調整局を置き、あらかじめ指名された職員がその任にあたる。

エ 災害対策本部の組織は、別表1のとおりとする。なお、本部長は、災害の規模、被害の程度等により必要と認めるときは、上記と異なる組織編成を行うことができる。

(7) 本部長及び副本部長

ア 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長をもってあてる。

イ 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

ウ 副本部長は、本部長を補佐する。また、本部長が事故や不在時等の非常時には、指揮命令系統の確立のため、副本部長が代理するがその順位を次のように定める。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務部長
- 第4順位 消防長
- 第5順位 消防次長

(8) 本部員

- ア 本部員は、下記に掲げる職にある者をもってあてる。
- イ 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、本部長及び副本部長とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議する。
- ウ 本部員に事故あるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

(本部会議の構成)

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長 教育長	総務部長、消防長、支所長、政策企画部長、産業部長、建設部長、生活福祉部長、教育部長、医療介護部長、議会事務局長、会計管理者、本部長が指名する職員

(9) 本部会議の開催

- ア 本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、本部調整局長（総務部長）に指示し、随時、本部会議を招集する。
本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。ただし、災害の規模、被害の程度等により、必要に応じて国、県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に参画を求めることができる。
- イ 本部会議で報告、審議すべき事項は、概ね次のとおりとする。
 - (ア) 職員の配備体制（動員を含む。）の発令及び解除に関すること。
 - (イ) 被害情報の収集及び伝達に関すること。
 - (ウ) 災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達等に関すること。
 - (エ) 住民への避難情報の伝達に関すること。
 - (オ) 応急対策の実施に係る調整に関すること。
 - (カ) 被災者の救助、救済対策に係る調整に関すること。
 - (キ) 国（自衛隊を含む。）、県及び他の地方公共団体等への応援要請及び受入れに関すること。
 - (ク) 災害救助法の適用要請等各種救済措置に関すること。
 - (ケ) その他重要な災害対策に関すること。

(10) 本部調整局

- ア 本部調整局の業務
本部を設置した場合においては、本部組織の円滑な活動を図るため、本部調整局を設置する。本部調整局の主な業務は、概ね次のとおりとする。
 - (ア) 本部の設置及び廃止に関すること。
 - (イ) 本部の庶務に関すること。
 - (ウ) 本部長、副本部長との連絡に関すること。
 - (エ) 本部会議に関すること。
 - (オ) 国、県、他市町、関係機関等への総括的な応援要請や連絡調整に関すること。

- (カ) 現地対策本部及び各本部対策部との連絡調整に関すること。
- (キ) 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。
- (ク) 気象予警報、災害情報等の収集伝達に関すること。
- (ケ) 災害対策活動の取りまとめに関すること。
- (コ) 防災情報システムの運用に関すること。
- (ク) 応急対策活動の調整に関すること。

イ 本部調整局の構成

(本部調整局の構成)

事務局長	事務局次長	事務局員
総務部長	総務部 危機管理課長	総務部危機管理課職員及び各部よりあらかじめ指名された職員

ただし、本部長は、災害の状況に応じ必要と認めるときは、臨機の措置を命ずることができる。

(11) 本部調整局員

本部調整局員は、総務部危機管理課職員及び参集に係る時間等を勘案し、各部においてあらかじめ指名された職員とする。

なお、各部の長は、災害対策活動の状況に応じて、各部において指名された本部調整局員の交代要員のローテーションに留意する。

(12) 連絡員

災害対策本部を設置したときは、各対策部は、本部調整局と各対策部の連絡を密接に行うため、各対策部に連絡員を配置する。

連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ、本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部に伝達する。

(13) 現地災害対策本部の設置

- ア 災害対策本部が設置されたときは、各支所においては直ちに現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- イ 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は本部員である支所長とし、現地本部副本部長は支所長補佐及び産業建設課長をもってあてる。
- ウ 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、各対策班員を指揮監督する。

3 本部対策部及び現地本部対策班の分掌事務及び組織

(1) 災害対策本部を構成する部及び現地本部を構成する班の主な分掌事務は、別途マニュアルにて定める。

ただし、本部長は、必要と認めるときは、臨機の措置を命じることができる。

また、各現地本部長及び本部対策部長は、被害の状況等により、適宜必要な応急対策を実施する。

(2) 組織

災害対策本部及び現地本部を設置したときは、本部の事務を分掌させるため、対策部及び班を設置する。

各対策部長には各部等の長があたることとし、各対策部には部長を補佐する副部長を置き、部の所属職員から部長が指名する。

班には、班長を置き、対策部の所属職員から対策部長が指名する。班長は、班の分掌事務について上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

部長、班長に事故等あるときの職務の代理者は、対策部長があらかじめ指名しておく。対策部の活動方針等の重要事項を決定するために対策部の対策会議を設け、必要に応じて開催する。対策会議は、対策部長が指名する者をもって構成する。

4 配備体制

災害対策本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。非常配備の種別、内容等の基準は、下記によるほか、詳細は別途マニュアルにて定める。

各現地本部長及び本部対策部長は、前項の基準に基づき配備計画をたて、これを部員に徹底しなければならない。

災害時等の配備体制とその基準

配備区分	配備基準	配備内容	配備要員
警戒体制	波浪、高潮、大雪の各警報が発表されたとき	初期の情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	海岸・河川・水路・道路等管理すべき施設を所掌する部署の単独対応及び消防署当務隊
災害本部警戒	①暴風、暴風雪の各警報が発表されたとき ②河川の水位等の状況により市長が必要と判断するとき		あらかじめ指名された関係職員
災害対策本部	第一配備 ①大雨、洪水の各警報が発表されたとき ②その他市長が必要と判断するとき	災害の発生に備えるための情報収集活動及び初期の応急対策を実施する体制	災害応急業務の必要性にあわせて順次配備人員拡大
	第二配備 ①特別警報が発表されたとき ②相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがあり、複数の対策部が連携して対応する必要があると市長が判断するとき ③その他市長が必要と判断するとき	大規模災害への応急対策を実施する体制	

(1) 緊急時防災担当職員の配備

支所の非常時防災体制の強化を図るため、支所付近在住の職員（3名程度）を緊急時防災担当職員として配備する。主に勤務時間外（夜間、祝休日等）での対応とし、現地災害対策本部設置等の支所の防災体制初動期の運営が主な業務である。

(2) 第一配備下の体制

- ア 本部長は、直ちに災害対策本部を設置する。
- イ 現地本部長は、直ちに現地本部を設置する。
- ウ 各現地本部長及び本部対策部長は、災害の現況について部員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
- エ 本部調整局長は、連絡員となり県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長及び関係部長に報告するとともに、各対策部（班）の連絡体制を強化する。
- オ 部員は、装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
- カ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(3) 第二配備下の体制

第一配備が指示された場合、各現地本部長及び本部対策部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時、本部調整局長を通じて本部長に報告する。

(4) 非常配備の開始及び解除

非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指示する。

(5) 被害状況の取り扱い

本部対策部長は、各現地本部の関係班からの被害状況を取りまとめ、本部調整局長を通じて本部長に報告するとともに、速やかに南予地方局八幡浜支局を通じて県へ報告する。

(6) 災害情報の取り扱い

- ア 災害時には、本部調整局長は、直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次、南予地方局八幡浜支局を通じて県へ報告する。
- イ 本部調整局長は、災害に関する予警報その他災害に関する情報を受信したときは、必要事項については直ちに住民その他関係のある団体に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき措置等について周知する。

5 本部職員の服装

本部長、副本部長、本部員、その他部員は、災害対策活動に従事するときは、防災服を着用する。

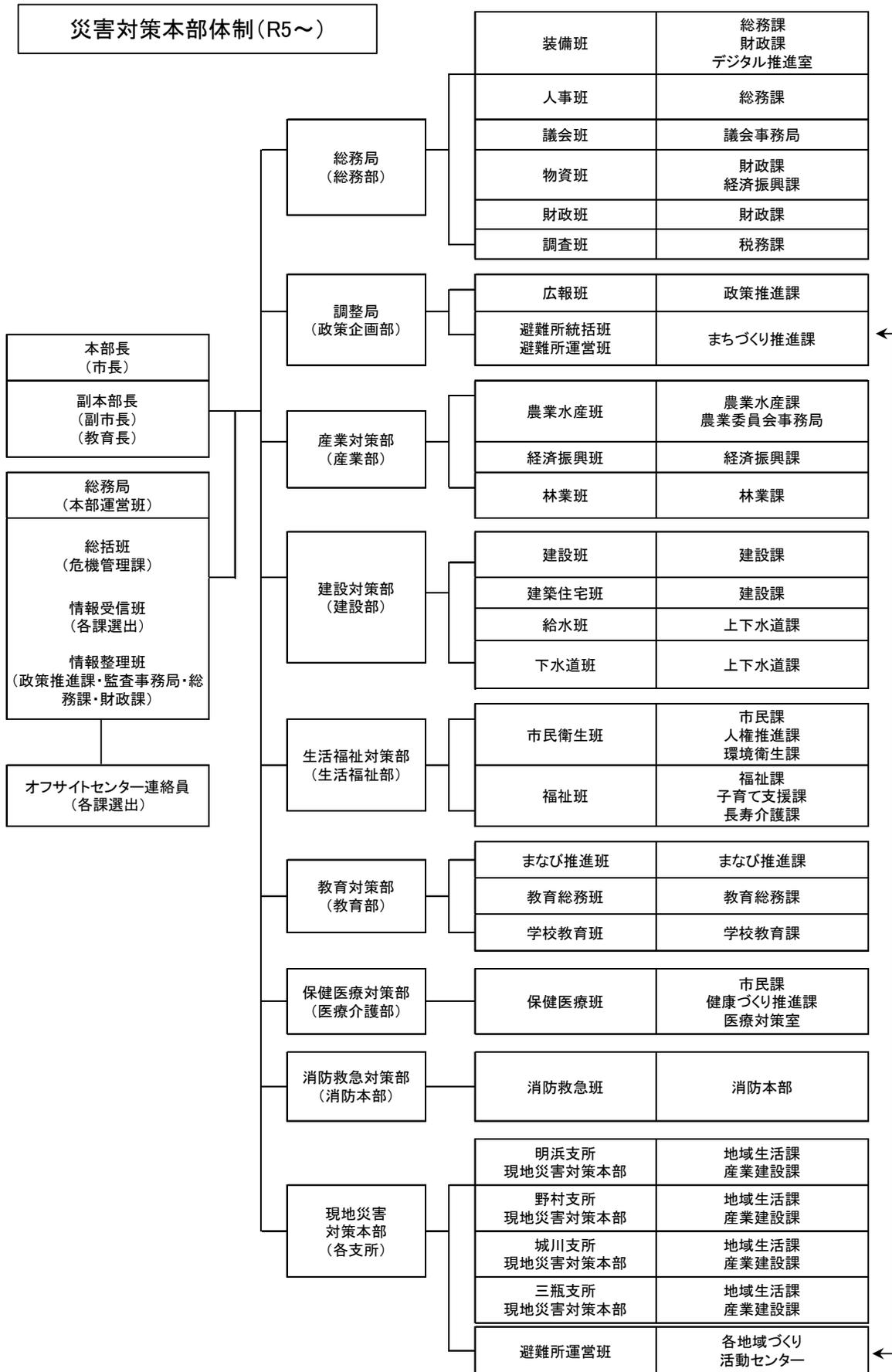
〈資料編13-1〉 西予市災害対策本部条例

〈資料編13-2〉 西予市災害対策本部の組織及び運営に関する規程

〈資料編13-3〉 災害対策本部組織体系図

〈資料編13-4〉 災害対策本部統括司令室配置図

別表 1 西予市災害対策本部組織図



第3章 動員計画【総括班、人事班】

災害の発生と拡大を防止するため、職員の動員体制について次のとおり定める。

1 災害対策本部設置に伴う動員計画

(1) 災害対策本部を設置した場合の職員の動員は、本編第2章4項「配備体制」に定める配備基準に基づいて本部長が決定する。

(2) 本部職員の動員方法

ア 本部長の配備体制の決定に基づき、本部調整局長から各現地本部長及び本部対策部長にその旨を通知し、同部長は部員に連絡し動員する。

イ 招集は、庁内放送、口頭、電話、職員参集メール、庁内グループウェア、防災行政無線、特使などの方法により、速やかに通知する。通知の際には、次の事項を明確に伝え、必要に応じて参集の可否の回答を求める。

(ア) 配備体制の種類

(イ) 災害対策本部設置又は招集の時間

(ウ) 災害対策本部の位置

ウ 各現地本部長及び本部対策部長は、配備状況について本部調整局長を通じて本部長に報告する。

2 動員の伝達系統

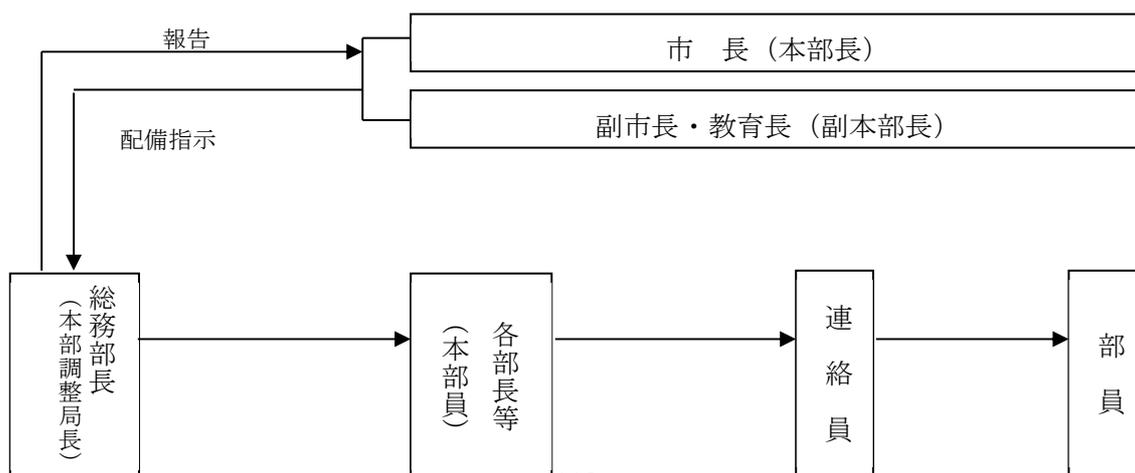
災害対策本部における職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき次の系統で伝達し動員する。

(1) 勤務時間内における伝達

ア 災害発生が予想され、又は、災害が発生した場合、本部調整局長は、本部長の決定した配備体制について各現地本部長及び本部対策部長に伝達するとともに、庁内放送等によりこれを徹底する。

イ 各現地本部長及び本部対策部長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させる。

勤務時間内における伝達系統



(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

ア 宿日直者及び消防本部は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想される時は、直ちに危機管理課長及び各支所地域生活課防災担当者に連絡する。

危機管理課長は、総務部長を通じ、市長、副市長にその旨を報告する。配備体制の指示を受けた場合には、本部調整局長（総務部長）から各現地本部長及び本部対策部長に、各長は各部員に伝達する。

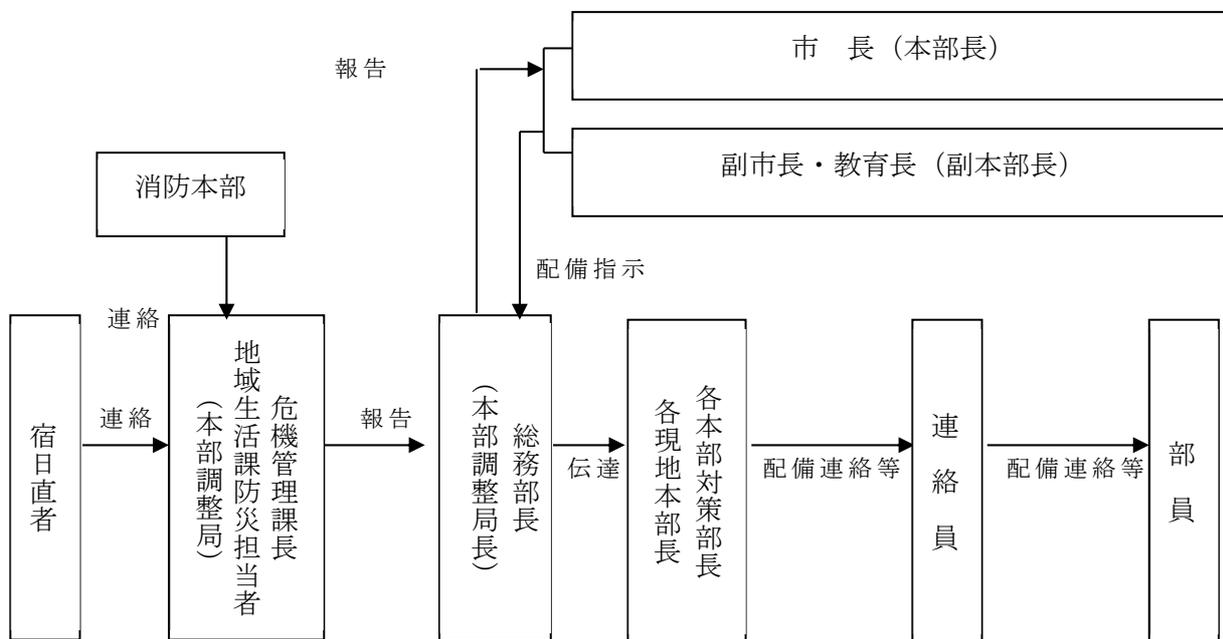
イ 各本部対策部長は各部に、各現地本部長は各班に連絡員を置き、勤務時間外の指令の伝達にあたらせ、所属職員への周知徹底を図る。

ウ 連絡を受けた職員は、直ちに所定の場所において防災業務及び災害応急対策にあたる。

エ 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、近隣地域の被害状況の収集や被災者の救助、要配慮者の保護など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は直ちに登庁し、配備体制につく。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、職員初動マニュアルに従い、最寄りの指定避難所に参集するなどして、応急活動に従事する。この場合、その旨を所属部等の長に連絡する。

勤務時間外、休日における伝達系統



(3) 職員の動員が不十分な場合～緊急対策班の編成～

ア 職員の参集率が低く、十分な人員を確保できないとき、又は確保ができないと予想されるときは、事務分掌に関わらず、順次参集した職員から班を編成する。

イ 緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。

(7) 災害状況収集、広報関係

- ア) 防災行政無線、広報車による住民への呼びかけ
- イ) 県、消防本部、警察署等関係機関との連絡
- ウ) 消防団、住民組織との連絡
- エ) 被害調査班の編成
- オ) 問い合わせ電話への対応

(イ) 災害対策本部の設置

- ア) 本部室の設置と関係機関への周知
- イ) 必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等）の準備
- ウ) 本部会議に関する準備、連絡
- エ) 広域応援要請の検討、決定

(ウ) 指定避難所及び救護所の設置

- ア) 住民の避難状況の確認
- イ) 指定避難所の開設
- ウ) 救護所の設置と救護班の派遣要請

(エ) 食料、物資の放出及び調達

- ア) 備蓄物資の配布
- イ) 関係団体、業者への調達手配
- ウ) 他市町、県への応援要請

(オ) 水道、トイレ対策

- ア) 上水道の被害状況調査
- イ) 上水道の応急復旧
- ウ) 被災者への給水
- エ) 仮設トイレの確保、配置

3 職員の配備

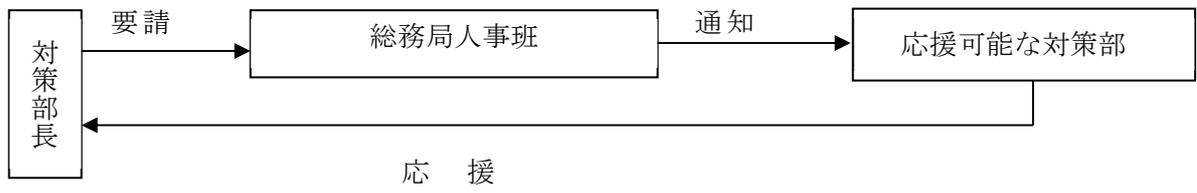
各支所においては、人員が不足することは明らかであるため、職員の居住地等を考慮し、現地本部長と本部対策部長との間で協議の上、配備計画を策定する。また、夜間、祝休日にはあらかじめ任命した「緊急時防災担当職員」により初動体制を確立する。

4 職員の応援

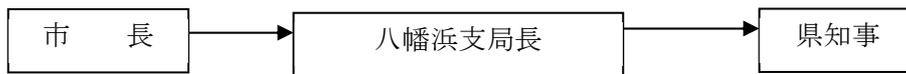
各現地本部及び本部対策部における災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、総務局人事班に職員の応援を要請する。総務局人事班は、本部会議で決定された応援方針に基づき余裕のある本部対策部あるいは現地本部のうちから適当な人員を決定し通知する。

なお、災害対策本部内における応援でなお不足するときにあっては、県に対して南予地方局八幡浜支局を通じ職員の応援又は派遣を要請する。その他応援に関する計画は、本編第25章「応援協力活動」に定めるとおりとする。

(1) 市内における応援要請系統



(2) 市内で不足する場合の県への応援要請



第4章 通信連絡【総括班、情報受信班、情報整理班、広報班】

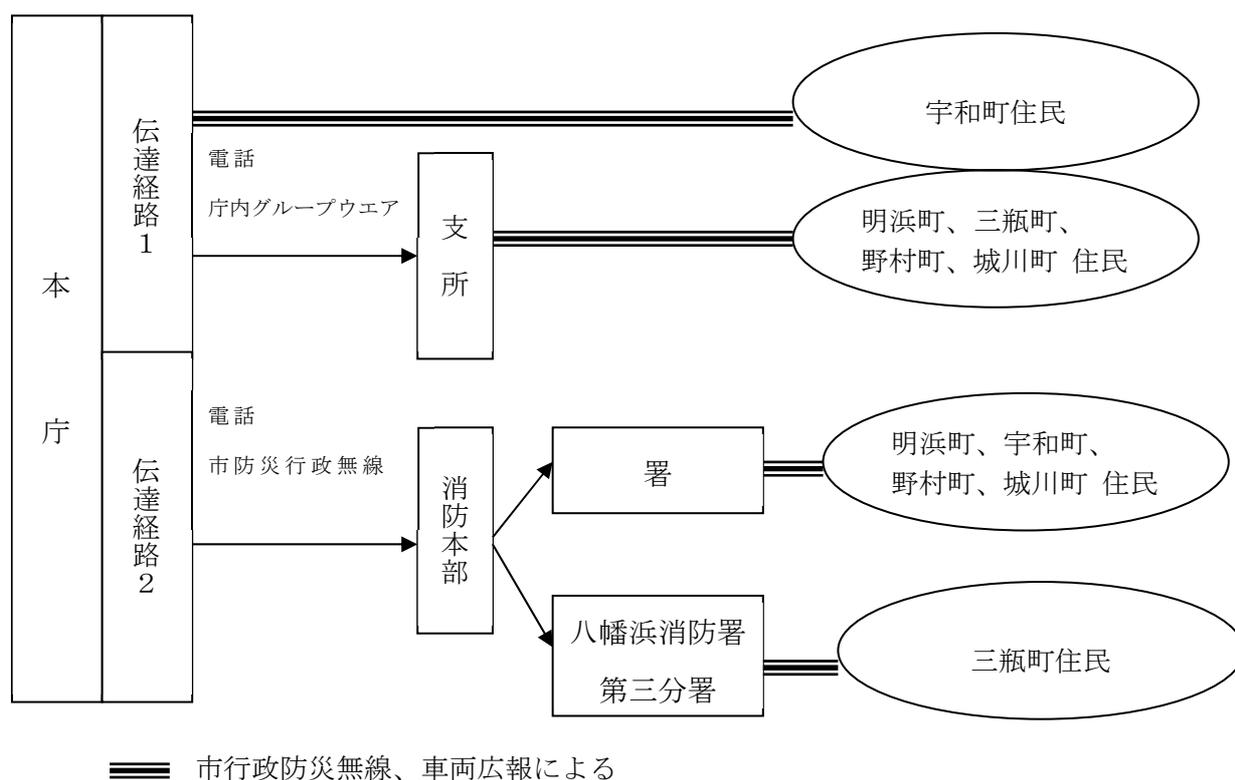
災害時、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実に行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

1 通信連絡手段

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、次の手段のほか、衛星携帯電話や衛星インターネット等、多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

(1) 関係機関との連絡手段

市	⇔	県	電話、県防災通信システム
市	⇔	市消防本部	電話、市防災行政無線、IP無線
市	⇔	八幡浜消防署第三分署	電話
消防本部	⇔	八幡浜消防署第三分署	電話、消防無線
市	⇔	西予警察署	電話
市	⇔	西予警察署野村交番	電話
市	⇔	消防団	電話、市防災行政無線、IP無線
消防本部	⇔	消防団	電話、市防災行政無線、IP無線
市	⇔	住民（自主防災組織）	市防災行政無線、広報車、緊急速報メール
市	⇔	支所	電話、庁内グループウェア、IP無線、衛星携帯電話



(2) 市保有通信施設

本市において保有する通信施設は、次のとおりであり、保有するあらゆる通信手段を用いて、通信の確保に努める。

- ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- イ 市防災行政無線
- ウ 消防無線
- エ 一般加入電話
- オ 衛星携帯電話
- カ IP無線機

(3) 公衆通信設備の優先利用（非常通信）

市は、災害時に備えて、あらかじめ西日本電信電話株式会社愛媛支店に対し災害時優先電話を指定しているため、次の要領に従って活用する。

【災害時優先電話の利用】

災害時に一般加入電話が輻輳し、利用が困難な状況でも、優先してつないでもらえるため、災害時優先電話は着信に使用せず、関係機関等に連絡する際の発信用として利用する。

なお、利用の際は「102番」にダイヤルし、オペレーターに「非常電話」又は「緊急電話」であること、及び必要とする理由を申し出る。

(4) 他の機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第57条、同第61条の3、同79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組
 法第41条の規定に基づき、使用できる他の機関の通信設備は次のとおりである。

- ア 警察通信設備
- イ 県防災通信システム（地上系、衛星系）
- ウ 国土交通省無線設備
- エ 鉄道通信設備
- オ 電力通信設備
- カ 自衛隊通信設備
- キ アマチュア無線設備

(5) 非常通信の利用

災害対策基本法に基づく各防災機関は、電波法第52条、同74条の規定により、無線局を開設
 している者に対し、非常通信を依頼することができる。

(6) 放送の要請

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置につ
 いての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避
 難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策
 基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議し
 て定めた手続きにより、放送事業者に緊急放送を要請することができる。

なお、市長は、原則として知事を通じて放送を要請する。ただし、県に災害対策本部（災害
 警戒本部）が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は、直接要請する。

ア 放送要請事項

- (ア) 市内の大半にわたる災害に関するもの
- (イ) その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

イ 放送要請内容

- (ア) 放送を求める理由
- (イ) 放送内容
- (ウ) 放送範囲
- (エ) 放送希望時間
- (オ) その他必要な事項

ウ 要請責任者

市において放送を要請する場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

(7) インターネットの利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置につ
 いての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避
 難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策
 基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議し

て定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

2 孤立地区との通信連絡

災害により通信や交通が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合、衛星携帯電話やアマチュア無線を活用した通信の確保に努めるとともに、その地区の自主防災組織等のリーダーにより被害状況や住民の安否が速やかに確認できる通信体制の整備を図る。

また、市は、県消防防災ヘリコプター（必要により、自衛隊、県警察本部、第六管区海上保安本部の航空機等）やバイク等を活用して、孤立地区との連絡に努める。

3 情報の収集・伝達手段の応急復旧

災害による通信機能の低下を最小限にとどめ、早急な機能の回復を図るため、情報の収集・伝達手段については、迅速に応急復旧のための体制を整備する。

4 アマチュア無線通信施設又は携帯電話の活用

災害により通信連絡が困難となった場合には、市内アマチュア無線局の協力を求め、通信の確保を図る。また、各職員が保有している携帯電話についても通信手段の一つとして活用する。

〈資料編 6－1〉市防災行政無線の現況

〈資料編 6－2〉非常通信ルート

〈資料編 6－3〉災害時優先電話一覧

第5章 災害情報の報告【総括班、情報受信班、情報整理班、広報班】

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

1 情報活動の強化

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

ただし、県へ連絡できない場合、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に関わらず、市内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を基つき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は、県に連絡する。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

■南予地方局八幡浜支局総務県民室への報告先

区 分		平 日	夜間・休日
N T T回線	電 話	0894-22-4111 0894-24-5288	同左
	F A X	0894-24-6271	同左
県防災通信システム	電 話	505-22～24 505-31～34	同左
	F A X	505-21	同左
衛星携帯電話	電 話	870-776397663	同左

■愛媛県防災危機管理課への報告先

区 分		平 日	夜間・休日
N T T回線	電 話	089-912-2318 089-912-2335	同左
	F A X	089-941-2160	同左
県防災通信システム	電 話	500-301～304 500-311～314 500-321～324	同左
	F A X	500-201～203 500-211～214 500-221～224 500-231～234	同左
衛星携帯電話	電 話	870-776397660	同左

■総務省消防庁への報告先

区 分		平 日 (9 : 30～18 : 15) ※広域応援室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7569	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	79-048-500-90-49013	79-048-500-90-49102
	F A X	79-048-500-90-49033	79-048-500-90-49036

(2) 情報活動における連携強化

- ア 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と各地方本部又は支部と市災害対策本部の各相互間のルートを基本とし、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。
- イ 情報活動における連携強化のため警察署は、必要に応じて地方本部及び市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、地方本部も必要に応じて市災害対策本部に職員を派遣する。

(3) 報道機関との情報活動の連携

市は、各報道機関に対し、迅速かつ正確な情報を提供し、他地域の情報の収集も行う。なお、報道機関の活動が救出活動の妨げとならぬよう、緊密な連絡体制をとる。

2 処理すべき情報の種類

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

- ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、市防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（市ホームページ、市公式SNS等）、スマートフォン向けアプリ等を活用して、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報による被害概況の早期把握と、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努める。

また、市や県における被害情報等の共有化を図るための、地理情報システム（GIS）の活用にも努める。

ア 被害状況

イ 避難指示、緊急安全確保の発令又は警戒区域設定状況

ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

エ 物資の価格、役務の対価動向

オ 金銭債務処理状況及び金融動向

カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況

キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

ク 観光客等の状況

ケ 県の実施する応急対策の実施状況

3 情報の収集

市災害対策本部は、防災行政無線（同報系）、IP無線、消防無線、衛星携帯電話、県災害情報システム等、多様な通信手段により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

(1) 自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体及び住民組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、住民組織の長等を通じ、直ちに市長に通報がなされるよう市地域防災計画において体制を整えておく。

(2) 職員派遣による収集

災害時は、直ちに災害調査班を編成するなど、必要に応じて、職員を地域に派遣し、情報収集にあたる。

(3) 県への応援要請

被害が甚大な市において、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術が必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(4) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と十分連絡をとる。

4 情報の伝達

市と県間の情報伝達は、県防災通信システムや県災害情報システムをはじめ、多様な通信手段

を活用して行う。

また、住民に広く伝達する場合は、市ホームページに掲載するほか、市防災行政無線（同報系）、広報車、緊急速報メール、自主防災組織、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（市ホームページ、市公式SNS等）、スマートフォン向けアプリ等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民への伝達を行う。

5 報告及び要請事項の処理

(1) 災害対策本部は、被害状況のほか、要請事項や市の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- ア 緊急要請事項
- イ 被害概況
- ウ 災害応急対策実施状況
- エ 県災害情報システム

なお、消防機関への通報が殺到した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市は第一報後の報告も引き続き消防庁に行う。

(2) 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

- ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- イ 電話
- ウ インターネット
- エ 災害情報システム

(3) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき、直ちに報告する。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人的被害及び家屋被害を優先して報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については「被害認定基準」による。また、報告にあたっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら

行う。

ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「災害発生報告様式」により行う。

エ その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市等は直ちに報告する。

- (ア) 市災害対策本部（水防本部等を含む。）を設置又は解散したとき。
- (イ) 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- (ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行ったとき。

6 防災関係機関の活動

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に定めるところにより、被害の状況を県及びその他の関係機関に対し通報する。

特に、運輸、通信、電力、ガス等の事業者は、運行不能、不通、供給停止等の事態が発生したとき又は応急復旧が完了したときには、直ちに、県災害対策本部（県災害警戒本部）へ通報する。

7 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異常現象を発見した者は、市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

第6章 広報活動【広報班】

市、県及び防災関係機関は、相互の連携を密にして地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

1 広報責任者

広報活動は、原則として本部長が承認した内容を本部調整局長の指示の下、調整局広報班長が実施するものとするが、現地本部において、現地本部長が必要であると判断した場合には、本部長の承認を得て総務対策班長が実施する。

2 広報事項

市は、管内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、地域住民における第一義的な広報機関として積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに変化する状況と住民のニーズに留意した内容で実施する。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況
- (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指示
- (5) 野村ダムの放流及びそれに伴う河川水位の上昇
- (6) 電気、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (7) 緊急物資の供給に関する事項
- (8) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (9) 防疫に関する事項
- (10) 医療救護所の開設状況
- (11) 被災者等の安否情報
- (12) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (13) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (14) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (15) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (16) 災害復旧の見込み
- (17) 被災者生活支援に関する情報

3 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- (1) 防災行政無線(同報系)等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙やチラシの掲示、配布
- (5) 広域避難所への広報班の派遣
- (6) 自主防災組織を通じた連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) インターネット(市ホームページ、市公式SNS等)、携帯電話等を活用した情報提供

4 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

5 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

(1) 情報源と主な情報内容

- ア ラジオ、テレビ、CATV、インターネット(市ホームページ、市公式SNS等)
市長、知事の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- イ 市防災行政無線(同報系)、緊急速報メール、消防無線、広報車、スマートフォン向けアプリ
主として市内の情報、指示、指導等
- ウ 自主防災組織を通じた連絡
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- エ サイレン等
ダムの放流、河川の増水、火災発生のお知らせ
- オ 市のホームページ
各種警報、避難指示等の発令状況、被害情報、道路情報等

6 広聴活動

市、県及び各防災関係機関は、被災者、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、本庁舎、各支所、避難所等に相談窓口を開設し、職員を配備する。

7 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼ

さない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

〈資料編6－1〉市防災行政無線の現況

第7章 災害救助法の適用【福祉班】

一定規模以上の災害に際して、災害救助法の適用により、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

1 実施体制

災害救助法による救助は、知事が行い(法定受託事務)、市長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

2 適用基準

・災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町の区域を単位に実施する。

・災害が発生した場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ現に救助を要する状態にあるときに実施する。

(1) 救助法の適用基準

ア 住家が滅失した世帯数が、下表に示す世帯数以上に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
35,388人（令和2年国勢調査）	60世帯

イ 被害世帯数が前記アの基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、市の被害世帯が下表に示す世帯数以上に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
35,388人（令和2年国勢調査）	30世帯

ウ 被災世帯数が、前記ア又はイの基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、市の多数の住家が滅失し、特に救助を必要とするとき。

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

※内閣府令に定める特別の事情

被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

※内閣府令で定める基準

- (ア) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
 - (イ) 被災者に対する食品の給与等に特殊の給与方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
- (2) 被害世帯数の換算基準
- ア 住家の全壊、全焼、又は流失は、1世帯を滅失1世帯とする。
 - イ 住家が半壊、半焼の場合は、2世帯をもって、滅失1世帯に換算する。
 - ウ 住家の床上浸水及び土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった場合は、3世帯をもって、滅失1世帯に換算する。

3 適用手続

- (1) 市長は、市内における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指示を受けるものとする。

4 救助項目及び実施期間

救助項目及び実施期間は、次のとおりである。

救 助 項 目	実 施 期 間	計 画 記 載 箇 所
避難所の開設及び収容	7日以内	本編 第8章
炊き出しその他食品の給与	7日以内	本編 第16章
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	本編 第16章
飲料水の供給	7日以内	本編 第17章
応急仮設住宅	20日以内着工	本編 第23章
災害にかかった住宅の応急修理	1ヶ月以内完成	本編 第23章
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	10日以内完成	本編 第23章
医療及び助産	医療：14日以内 助産：7日以内	本編 第18章
災害にかかった者の救出	3日以内	本編 第14章

死体の捜索、措置及び埋葬	10日以内	本編 第15章
住居又はその周辺の障害物の除去	10日以内	本編 第22章
応急救助のための輸送	救助項目ごとの 救助期間中	本編 第9章
応急救助のための賃金職員等の 雇い上げ	救助項目ごとの 救助期間中	本編 第25章
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具等15日以内	本編 第34章

〈資料編10-1〉 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

第8章 避難活動【総括班、消防救急班、避難所統括班、避難所運営班、保健医療班、福祉班】

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市等は、住民の避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

1 高齢者等避難及び避難指示

市長は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示等を行う。

また、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 避難指示等の発令基準

避難の指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりであり、本市においては、特に河川のはん濫、野村ダムの放流情報、土砂災害、高潮に留意する。

なお、市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

ア 高齢者等避難（警戒レベル3）

避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき。なお、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

イ 避難指示（警戒レベル4）

暴風の来襲、断続的な豪雨により災害時、生命、身体の危険が強まってきたとき。

土砂災害警戒情報が発表されるなど土砂災害の危険が強まってきたとき。

水位周知河川等の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を突破し、増水が予想され洪水等の危険が強まってきたとき。

野村ダムからの放流量が、操作規則に基づく警戒が必要な量に達し、今後も放流量が増加するおそれがあると判断されたとき。また、「異常洪水時防災操作」を開始すると判断されたとき。

高潮による浸水害の危険が強まってきたとき。

ウ 緊急安全確保（警戒レベル5）

既に災害が発生又は切迫している状況において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し、可能な範囲で緊急安全確保を発令する。

(2) 避難指示等の実施責任者

避難指示等は、次の者が実施責任者として行う。

実施責任者	実施内容	根拠法令
市長	○避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難を発令する。	災害対策基本法 第56条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要がある地域の、必要と認める住民等に対し避難の指示を行う。 ○また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。	災害対策基本法 第60条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法 第63条
知事	○災害が発生した場合で、当該災害により市長が避難のための指示、緊急安全確保措置の指示を発令できなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法 第60条第6項
	○災害が発生した場合で、当該災害により市長が警戒区域の設定ができなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法 第73条

警察官又は海上保安官	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示することができないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。	災害対策基本法 第61条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、市長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法 第63条第2項
警察官	○災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法 第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者（市長）	○洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法 第29条
知事又はその命を受けた吏員	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法 第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法 第94条

(3) 避難指示等の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品

カ 避難行動における注意事項

(4) 避難指示等の伝達方法

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、市は、対象の地域住民に対して、市防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、インターネット（市ホームページ、市公式SNS等）、スマートフォン向けアプリ等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。なお、避難指示に係る市防災行政無線（同報系）による放送を実施する場合は、切迫感のある避難に係る放送とするため、避難指示で最大音量による防災サイレンを吹鳴のうえ、放送文の伝達を行う。

また、避難指示等の情報伝達のために緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。

さらに、市は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。

なお、市長は、これらの指示等を行った場合は、速やかにその旨を知事に報告する。

2 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入禁止の措置を講じる。

イ 市長、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 指定行政機関による助言

市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等に対象地域、判断時期等について、助言を求めることができる。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

3 避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会、町内会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員又は警察官の誘導のもと、避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

（1）避難指示等が発令された要避難地区で避難する場合

- ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。
- イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。
- ウ 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定緊急避難場所、指定避難所等へ避難する。
- エ 避難場所へ避難した住民等は、当該場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、他の安全な避難場所へ避難する。

なお、市長が発令する避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対し、市職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難の指示等に従うようできる限り説得に努める。

（2）その他の任意避難地区で避難する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

（3）避難誘導

避難誘導は、市職員、消防団、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたり、避難誘導にあたっては、要配慮者を優先的に行う。

避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両、舟艇等により行う。

（4）広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

県は、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について国に助言を求める。また、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

市、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

被災地が広域で、市単独では措置できないような場合、市長は、県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し、避難者移送（避難のための移送）を要請する。

（5）携行品の制限

避難誘導者は、住民に対し、携行品を必要最小限度に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

4 避難道路の確保

市は、避難路の設定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

5 指定避難所等の設置及び避難生活

市は、受入れを必要とする避難者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。受入れにあたっては、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また、指定避難所等の運営にあたっては、要配慮者や男女や子どものニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

（1）指定避難所の開設

市は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管

理者の協力を得て、避難者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

なお、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

市は、市地域防災計画に定めた指定避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

(7) 高潮や山・崖崩れ、浸水等の危険のない地域に設置する。

(イ) 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

ア) 学校、体育館、地域づくり活動センター等の公共建築物

イ) あらかじめ協定した民間の建築物

ウ) 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

(ウ) 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受け入れるための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

(エ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

(オ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

(3) 設置期間

市長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(4) 指定避難所等の運営

ア 市は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避

難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

- イ 指定避難所等には、指定避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- ウ 避難生活の運営にあたっては、要配慮者等に配慮する。
- エ 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- オ 市は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入れも図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は、福祉避難所への移送に努める。
- カ 市は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な対策を講じるよう努める。
- ク 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ケ 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- コ 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女や子どものニーズの違い等男女双方の視点及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。
- サ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- シ 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。
- ス 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難者の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症

候群)、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。

セ 指定避難所等の運営にあたっては、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

ソ 市は、県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

6 指定避難所等への市職員等の配置

市が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。その際、女性の参画促進に努める。また、必要により警察官の配置を要請する。

7 避難場所における市職員等の役割

(1) 市職員

指定避難所等に配置された市職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア 避難者の受入れ

イ 避難者に対する食料、飲料水の配給

ウ 避難者に対する生活必需品の供給

エ 負傷者に対する医療救護

オ 高潮・火災等の危険状況の確認及び避難者への情報伝達

カ 避難者の掌握

キ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は福祉避難所等への受入れ

(2) 指定避難所等の所有者又は管理者

市が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難者に対する応急の救護に協力する。

8 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どのように発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、市教育委員会は、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害時のマニュアルを日頃から定めておく。また、指定避難所等を指定する市の防災部局や自主防災組織等の指導・協力を得て、施設の利用方法について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難場所等の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

9 避難状況の報告

市災害対策本部は、指定避難所等を開設した場合、速やかに、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、南予地方局八幡浜支局を經由して、県災害対策本部（県災害警戒本部）をはじめ、県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

10 他市町村への避難者受入れの要請

市は、市内に設置した指定避難所等で避難者の受入れが困難な場合、県及び協定締結市町村に対して、避難者の受入れを要請する。

11 他市町村からの避難者の受入れ

市は、県から他市町村からの避難者の受入れの要請又は協定締結市町村から避難者の受入れの要請を受けた場合、公営住宅や避難所等を活用し、可能な範囲で避難者の受入れに努める。

12 災害救助法に基づく措置基準

指定避難所設置における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編10-1〉災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

〈資料編10-2〉指定避難所一覧

〈資料編10-3〉指定緊急避難場所一覧

〈資料編10-4〉福祉避難所一覧

第9章 緊急輸送活動【総括班、消防救急班、装備班】

緊急輸送の実施にあたっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 実施機関

被災者や災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資機材の輸送は、それぞれの機関において行う。

ただし、実施機関において処理できないときは、市災害対策本部にあつては、南予地方局八幡浜支局を通じ、車両、その他の確保又は輸送移送について、県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し、応援等の要請を行う。

2 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、次のものである。

- (1) 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
- (2) 医療（助産）救護を必要とする者
- (3) 医療品、医療資機材
- (4) 食料、飲料水等の救護用物資
- (5) 応急復旧資機材
- (6) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (7) その他市長が必要と認めるもの

3 緊急輸送の段階別対応

(1) 第一段階（被災直後）

自衛隊のヘリコプターによる輸送支援を中心に、次の輸送を行う。

- ア 災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医薬品等
- イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ウ 災害の拡大を防止するための人員及び資機材
- エ ヘリコプターの燃料

(2) 第二段階（被災後1日～6日程度の間）

ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して、次の輸送を行う。

- ア 第一段階の輸送の続行
- イ 緊急処置を必要とする患者等
- ウ 食料等生命の維持に必要な緊急物資
- エ 輸送道路確保のための必要な人員及び資機材
- オ 旅行者等

(3) 第三段階（被災後7日間程度以降）

陸上及び海上の輸送を中心に、次の輸送を行う。なお、陸上交通が不可能な地域に対しては空中輸送を継続する。

ア 災害復旧に必要な人員、資機材

イ 生活必需品

4 緊急輸送の方法

輸送は、災害の程度、範囲により、次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 車両による輸送

ア 車両の確保

災害の種別、程度により、道路交通が不能となる場合以外は、市所有の車両により迅速・確実に輸送を行う。また、市所有の車両で不足する場合は、公共的団体、輸送業者等の車両を借り上げ、輸送の確保を図る。

市災害対策本部の各対策部は、災害時の輸送のため、車両等の借上げを要するときは、総務局に車両等の確保を要請する。

車両の確保等の要請を受けた総務局は、輸送の緊急度、輸送条件、市保有車両の活動状況等を総合的に把握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。

イ 燃料の確保

市災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、市内業者等を把握しておくとともに、必要により協定の締結等を推進する。

ウ 緊急通行車両の確認等

緊急輸送にあたっては、知事又は公安委員会の発行する標章及び証明書の交付を受けて掲示又は携行させる。

(ア) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

市は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行であることの確認を求め、確認された場合には、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条に規定する標章及び証明書が交付される。

(イ) 緊急通行車両の確認事務

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく確認事務は、知事に対し行うものは県（防災危機管理課）、公安委員会に対し行うものは警察本部交通規制課及び西予警察署交通課において行う。

確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については事前に必要事項の届出をすることができる。このため、市は、市所有車両のうち、災害時に緊急通行車両として使用することが決定している車両について事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておく。

5 鉄道による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合など鉄道による輸送が適当な場合には、四国旅客鉄道株式会社に

緊急配車を依頼し、輸送の確保を図る。

6 船舶による輸送

陸上輸送による輸送が難しい場合で、船舶等による輸送が効果的な場合には、民間業者との船舶輸送協定に基づく協力要請又は明浜漁業協同組合並びに八幡浜漁業協同組合三瓶支所に協力を要請し、船舶等を借り上げて緊急輸送を実施する。なお、特に緊急を要する場合は、四国運輸局愛媛運輸支局宇和島海事事務所長の協力による一般船舶又は宇和島海上保安部の協力による巡視船艇の応援を要請する。

7 人力による輸送

災害により、機動力による輸送が不可能な場合は、賃金職員等による人力の輸送を行う労働者の確保を行う。

ただし、賃金職員等の確保が困難な場合で、物資の輸送が緊急を要するときは、県に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

8 航空機による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合、被災地区が孤立した場合又は緊急を要する場合は、県消防防災ヘリコプター、県警察本部のヘリコプターの出動要請、又は、県を通じて自衛隊のヘリコプターの派遣要請を行う。

9 緊急輸送の応援要請

緊急輸送の応援が必要であると認めるときは、次の事項を明示し、県又は近隣市町村に対し要請する。

- (1) 輸送区間及び借り上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時

10 災害救助法に基づく措置基準

応急救助のための輸送費等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編 8-2〉 物資等の一時集積場所一覧

〈資料編 9-1〉 市有車両の状況

〈資料編 9-2〉 緊急輸送道路

〈資料編 9-3〉 緊急通行車両の標章並びに証明書

〈資料編 9-4〉 ヘリコプターの飛行場外離着陸場一覧

〈資料編 10-1〉 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

第10章 交通応急対策活動【消防救急班、建設班、農業水産班、林業班】

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

1 実施機関

(1) 道路管理者

ア 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合

イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

(2) 公安委員会、警察本部、各警察署

ア 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき

イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき

ウ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

(3) 港湾及び漁港管理者

ア 臨港道路の使用に関し必要な規制

2 道路、橋りょうの危険箇所の把握

(1) 市の措置

建設対策部を中心に消防団、自主防災組織等の協力により被害調査又は危険箇所の巡視警戒を行い、道路の破損、決壊、橋りょう流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害時に迅速、適切な措置がとれるよう努める。

(2) 危険箇所の報告のための啓発指導

市内の自動車の運転者、一般住民に対して、道路の決壊、崩土、橋りょう流失などの災害が発生した場合は、直ちに市へ報告するよう、常に啓発に努める。

3 陸上交通確保の基本方針

(1) 公安委員会は、緊急輸送道路について優先的にその機能を確保するため、原則として、一般車両の通行を禁止又は制限する。

(2) 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。

(3) 道路管理者は、その管理する道路について、自転車等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラの活用により早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

- (4) 公安委員会及び道路管理者は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。
- (5) 道路管理者は、道路の通行規制が行われている場合は、通行止めや通行状況が道路利用者に対して確実に伝わるよう道路情報提供装置、インターネット等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

4 交通規制の実施

(1) 交通規制措置

災害時により道路損壊等が発生し、又は予想される場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、警察本部、警察署及び道路管理者等は、緊密な連携のもと、被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

(2) 緊急輸送道路確保のための交通規制

ア 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者等と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、指導及び広報を行う。

イ 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内に在る者に対し、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）その他必要事項を周知させる措置をとる。また、県警察は、交通規制にあたって、道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

ウ 路上放置車両等に対する措置

(7) 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

(イ) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

(ウ) 消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

(エ) 道路管理者等

道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(3) 交通規制実施時の車両運転者のとるべき措置

災害対策基本法第76条1項に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

エ 警察官による車両を移動又は駐車への指示に従わない場合や、運転者が現場にいないためにとられる措置において、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

5 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、市内建設業者、協定を締結している団体等の協力を得て、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送道路を優先して行う。

市においては、市本部（本庁舎、支所庁舎及び消防庁舎）、救援物資集積場所、ヘリポートなど応急対策を実施する上で重要な施設を結ぶ道路を緊急輸送路として設定し、優先的に応急復旧を図る。

(3) 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の道路啓開による除去については、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

（本編第22章「障害物の除去」参照）

(4) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(5) 道路管理者等の措置命令

ア 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 知事は、市道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対し、上記アに係る指定若しくは命令をし、又は上記イに係る措置をとるべきことを指示することができる。

6 道路占用工作物の保全対策

道路占用工作物（電力、通信、水道その他）等に被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全対策を要請し、道路の保全を図る。

7 緊急通行車両の確認等

緊急通行車両の規定については、本編第9章「緊急輸送活動」に定めるところによる。

8 鉄道確保の措置

四国旅客鉄道株式会社は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

9 海上交通の確保対策

(1) 情報の収集

市は、港湾施設の被害状況並びに漁港施設の被害状況に関する情報の収集を行う。

(2) 海上交通の規制

ア 海上保安部等は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し、又は禁止する。

イ 海上保安部等は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ、又は勧告を行う。

ウ 海上保安部等は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ、船舶交通の整理・指導を行う。

(3) 海上交通確保の措置

ア 港湾・漁港施設等の応急措置

市は、管理する港湾・漁港について、障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急処置を講じるほか、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに連携し、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

イ 海上保安部は、警報の伝達、海洋汚染の防除、危険物取扱に規制、火災・海難等への適切な措置を講じる。

ウ 海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ測量を行い、標識を設置する等船舶交通の安全を確保する。

エ 海上保安部等は、航路標識が損壊又は流出したときは、速やかに復旧に努める他必要な応急措置を講じる。

オ 海上自衛隊等に対する支援要請

市長は、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置について、南予地方局八幡浜支局を通じて知事に、海上自衛隊及び海上保安部の応援を要請する。

〈資料編9-2〉緊急輸送道路

〈資料編9-3〉緊急通行車両の標章並びに証明書

〈資料編12-1〉市内土木工事業者一覧

第11章 孤立地区に対する支援活動【総括班、消防救急班】

市及び県は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

1 市の活動

市は、孤立地区に対し、次の措置を行う。

(1) 孤立地域の把握

市は、孤立予想地域に対して、一般加入電話、市防災行政無線等を活用し、また、状況に応じて、県消防防災ヘリコプター（必要により自衛隊、警察）による空中偵察の要請を行い、孤立状況の実態の把握に努める。

(2) 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保

一般加入電話、県防災通信システム、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

(市は、孤立想定地区に衛星携帯電話を配備している。)

(3) 緊急救出手段の確保（ヘリコプター・バイク・船舶）

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、バイク等を活用し、あるいは、県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

(4) 集団避難の指示の検討

孤立状況が長期化した場合、当該地域の住民に対する集団避難の指示の実施について、県等の関係機関と検討する。

(5) 住民不在地域における防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難者の不安を払拭するため、関係機関等と連携しながら、住民不在地区における防犯パトロールを強化する。

(6) 緊急支援物資の確保・搬送

市は、本庁舎等に備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、市のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町に緊急支援物資の調達・あっせん、搬送手段の支援を要請する。

第12章 消防活動【消防救急班】

火災は、一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、市、県消防本部は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先にした消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

多数の負傷者等が発生した場合、傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的又は住民による応急処置を行わせる。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 市消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、また、八幡浜地区施設事務組合八幡浜消防署第三分署と協力し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び西予警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ロ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

(オ) 要救助者の状況

(カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

次の事項に留意して、消防活動を行う。

(ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

(イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

(ロ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

(エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

(オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

(カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。

(ア) 搬送先医療機関そのものが被災し、医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。

(イ) 外傷のほか骨折、出血及び火傷等傷害の種類も多く、また、軽症者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど、効率的な出動・

搬送を行う。

- (㊦) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。
- (㊧) 道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署(交番、駐在所)、自主防災組織事務所等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域在住の市職員及び消防団等を中心として救急救助活動を行う。
- (㊨) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法(昭和23年法律第186号)に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

(2) 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動など、人命の安全確保を最優先に行う。

イ 避難誘導

避難指示等が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡を取りながら、住民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(3) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 消防活動の応援要請

(1) 県内の消防応援

市長又は消防長は、火災が発生し、本市の消防力のみでは火災の防御が困難な場合、又は困難が予想される規模の場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、速やかに県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請(消防組織法第39条)を行う。

ア 近隣市町間の消防相互応援協力に基づくもの

市の消防力のみでは災害の防御が困難であるが、近隣市町等の応援を得て対応できる場合は、市町間の消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

イ 南予地区広域消防相互応援協定に基づくもの

南予地区の他の消防機関の個別応援を得て対応できるものは、南予地域の広域消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

ウ 愛媛県消防広域相互応援協定及び愛媛県消防団広域相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要

がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。

また、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域応援実施計画」の定めるところによる。

エ 応援要請の手続き

市長又は消防長は、他の消防機関の長に応援を要請するときは、次の事項を明らかにして要請する。

(ア) 災害の状況及び応援要請の理由

(イ) 応援要請を行う部隊と人員・装備・資機材等

(ウ) 応援部隊の進入経路及び集結場所

(エ) 指揮体制及び無線運用体制

(オ) その他必要事項

オ 応援部隊の受入れ体制

事前に応援部隊の円滑な受入れを図るため、消防本部は、連絡班を設け受入れ体制を整備する。

(ア) 応援部隊の誘導方法

(イ) 応援部隊の人員・車両・資機材、指揮者等の確認

(ウ) 応援部隊に対する食事、宿泊施設等の手配

(2) 緊急消防援助隊

災害の状況により消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援出動等を求める場合は、県内の消防応援における応援要請の手続き及び応援部隊の受入れ体制に準じて、知事に要請する。

4 県消防防災ヘリコプターの活用

火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

5 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等、異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 火災拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

ア 周辺地域の住民等に対し、避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

6 住民及び自主防災組織の活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で可能な限り、初期消火活動を行う。また、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊への協力

消防隊（消防署、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

〈資料編15-5〉愛媛県消防広域相互応援協定

〈資料編15-6〉愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

第13章 水防活動【総括班、建設班、農業水産班、林業班、消防救急班】

洪水、雨水出水、津波又は高潮等による水害を警戒し、防御するなど、万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、水防法第33条の規定に基づく「西予市水防計画」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

1 水防組織

(1) 市の水防組織

市の水防組織は、市水防計画に定める。なお、第一線活動の水防団については、出動準備と出動とに分け、あらかじめ体制を整備し、水防活動に万全を期するよう努める。

(2) 水防団の機構

ア 消防団を水防団とし、編成も同様とする。

イ 水防本部の機構

市水防本部長（水防管理者）は、市災害対策本部長である市長とする。また、市水防副本部長は、市災害対策副本部長である副市長とする。

市水防本部の編成及び分掌事務は、市災害対策本部と同様とする。

2 重要水防箇所

県の水防計画において、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいい、洪水等より決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想される箇所を「重要水防箇所」、重要水防箇所のうち護岸堤防などが破損している箇所、又は護岸、堤防などの施設が老朽化しており、氾濫注意水位（警戒水位）までに決壊が予想される箇所を「特に危険な箇所」として定め、これら箇所の水防体制強化を図る。

3 水防倉庫及び資機材

市は、水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、必要な資器材を備えつけるよう努める。

このほか、防災対策の推進のため、水防倉庫の新設・更新にあたっては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した用地確保について検討する。

4 水防活動

市は、県から水防に関する通報を受けたときは、市水防計画の定めるところにより、その状況に応じ万全の体制をしくとともに、次の場合、直ちに西予土木事務所に通知する。

- (1) 水防団(消防団)が水防のために出動した時
- (2) 堤防等に異常を発見した時
- (3) 水防作業を開始した時
- (4) 応援を求める場合
- (5) 立退きを指示したとき

(6) 水防本部を設置したとき

5 水防団（消防団）の出動

水防管理者（市長）は、次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下水防団（消防団）に出動準備をさせる。

- ア 河川の水位が、水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想される時
- イ 豪雨、地震等により決壊、漏水、崖崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想される時
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、雨水出水、津波又は高潮等の危険が予想される時
- エ 野村ダムの放流量が、操作規則に基づく警戒が必要な量に達するおそれがあると連絡を受けたとき

(2) 出動

水防管理者は、次の場合、管下水防団（消防団）を出動させる。

- ア 河川の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- イ 潮位が異常を示し、高潮のおそれがあるとき
- ウ 台風が本市若しくはその近くを通過するおそれがあるとき
- エ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認められたとき
- オ 野村ダムの放流量が、操作規則に基づく警戒が必要な量に達したとき

6 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、関係河川、海岸堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させるとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、西予土木事務所へ通知する。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、重要水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異常を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに西予土木事務所に報告するとともに、水防作業を開始する。

7 水防作業の安全確保

水防作業時には、消防団員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

8 決壊・漏水等の通報・処置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防

管理者、水防団長又は消防機関の長は直ちにその旨を関係機関に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

9 立退きの指示

洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の住民、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

なお、水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

10 水防活動の応援要請

(1) 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の住民又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

(2) 警察官の応援水防管理者は、水防のため必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求める。

(3) 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

ア 水防管理者は、水防法（昭和24年法律第193号）第23条の規定により、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めることができる。（消防応援協定）

イ 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して、相互協定し、水防計画に定める。

(4) 自衛隊の応援大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊長に災害派遣を要請する。

〈資料編3-4〉河川・海岸危険箇所一覧

〈資料編4-7〉水防計画

〈資料編4-6〉水防資機材保有状況一覧

〈資料編13-2〉西予市災害対策本部の組織及び運営に関する規程

第14章 人命救助活動【総括班、消防救急班】

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関が連絡を密にし、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

1 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。
- (3) 県は、救出活動に関する応援について、市町間の総合調整を行う。
- (4) 市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について、総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織や事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

2 救助活動

(1) 対象者

ア 救助・救出の対象者は、災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者で、次に該当するものとする。

- (ア) 火災の際に、火中に取り残されたような者
- (イ) 地震等により、倒壊家屋の下敷きになったような者
- (ウ) 水害の際に、水に流されたり、又は孤立した地点に取り残されたような者
- (エ) 山崩れ、地すべりなどにより、生き埋めになったような者
- (オ) 海難、交通事故、河川における遭難等により、救出を要する者
- (カ) その他これらに類する者

イ 災害のため生死不明の状態にある者で、次のような状態にある者

- (ア) 行方不明者で、生存していると推定される者
- (イ) 行方はわかっているが、生死が明らかでない者

(2) 救助隊の設置

災害のため救出を要する者が生じた場合、本部長の指示により、消防対策部に救助隊を設置する。

ア 救助隊の人員は、災害の規模により、本部長が指示する。

イ 救助隊は、消防署員及び消防団員をもって編成する。

ウ 救助隊に、捜索班と収容班を設置する。

(3) 救出の方法

ア 被災者の救出作業は緊急を要するため、直ちに救助隊を編成し、救出作業にあたる。

イ 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、市内建設業者のほか必要により相互応援協定締結市町又は自衛隊、警察署、海上保安部、その他防災関係機関の協力を得て救出にあたる。

ウ 救出後は、速やかに医療機関への収容等、救出者の救護にあたる。

(4) 救出活動

消防救急対策部長（消防長）は、市災害対策本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、捜索班及び収容班を指揮して被災者の捜索及び収容を行わせるとともに、捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査の上、本部長に報告する。

ア 捜索班

消防班長の指揮のもとに、被災現地における救出者の捜索を行う。

捜索は、発見のみにとどまらず、水害時の河川又は海上にある者を岸辺に、また、交通事故等により救出を要する者を搬出し、収容班に引渡す。

イ 収容班

救出された者を収容し、医療等を要する場合は、本編第19章「医療救護活動」に定める市内の病院又は救護所に搬送、収容し、救護措置を行う。また、死亡と確認された者については、警察官において検視を行った後、本部長が指示する場所へ転送し、生活福祉対策部総括班において死体の処理を行うものとする。

3 救急活動

(1) 対象者

災害により負傷し、又は救護・治療を要し、医療機関へ搬送すべき者又は現場で応急処置を行う必要のある者

(2) 救急の方法

救急搬送にあたっては、負傷者の状況、救護所、病院等に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送できるようにしておく。また、現場で応急処置を行う必要のある者が多数いるときは、医師会等による出動が可能となるような連携体制を整備しておく。

4 市の活動

(1) 市は、職員を動員し、負傷者等を救出する。

(2) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して、知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ、民間団体の協力を求める。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

- (3) 市等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」等に基づき、他市町に応援要請を行う。また、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

5 消防機関の活動

市消防本部及び消防団は、多数の負傷者の発生に対応するため、住民の協力を確保するとともに、西予市医師会、日本赤十字社愛媛県支部、西予警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたる。また、消防機関は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

6 自主防災組織の活動

(1) 救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して、速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の救護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(2) 避難の実施

市長や警察官等から避難の指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- (ア) 市街地 火災、落下物、危険物
- (イ) 山間部、起伏の多いところ 崖崩れ、地すべり
- (ウ) 海岸地域 高潮

イ 避難にあたっては、必要最低限のもののみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させる。

(3) 給食・救護物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長時間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

7 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

- (2) 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し、地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察、海上保安部等に連絡し、早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市や消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受ける。

8 災害救助法に基づく措置基準

災害にかかった者の救出については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編7-1〉医療機関等収容施設一覧

〈資料編8-1〉緊急物資備蓄一覧

〈資料編8-2〉物資等の一時集積場所一覧

〈資料編10-1〉災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

第15章 死体の捜索・措置・埋葬【消防救急班、保健医療班、市民衛生班、福祉班】

災害により行方不明者又は死亡者が発生したときは、死体の捜索、処理及び埋葬等を的確かつ迅速に実施する。

1 実施体制

死体の捜索等は、警察官及び海上保安官の協力を得て、市長が行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が行う。

2 行方不明者及び死体の捜索

(1) 行方不明者

ア 行方不明者の届出の受理は、生活福祉対策部において取り扱う。なお、届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録する。

イ 届出のあった者については、アの事項を記載した書面により南予地方局八幡浜支局を通じ、県に通知する。ただし、状況により書面をもって通知することが困難な場合は、電話、県防災通信システム等により連絡する。

ウ 捜索は、消防救急対策部が捜索班を編成し、警察署、海上保安部と協力し実施する。また、被災の状況により、自主防災組織等の地域住民の協力を得て実施する。

(2) 死体の捜索

ア 死体の捜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害規模、被災地域の状況等により、既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

イ 死体の捜索活動は、(1)ウの要領により行い、防災関係機関の協力や車両、舟艇、機械器具の借上げ等、可能な限りの手段、方法により、早期収容に努める。

ウ 捜索中に死体を発見したときは、消防救急対策部収容班及び生活福祉対策部、警察署、海上保安部（海上で発見されたものに限る。）に連絡するとともに、身元確認を行う。

3 死体の搬送

検索を終えた死体は、消防救急対策部が警察署等関係機関と連携し、指定する死体収容（安置）所に搬送する。

4 死体の収容、安置

(1) 身元確認

警察署、地元住民等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め、身元が確認された死体は、死体の氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。なお、相当期間引取り人が判明しない身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

(2) 死体収容（安置）所の開設

市は、被害現場付近の寺院、公共建物又は公園等、死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設する。ただし、死体収容のための適切な施設がないときは、天幕等を設置し、これを開設する。

死体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要材料を確保する。

また、死体収容（安置）所や死体検案所が不足する場合には、県に必要な施設の設置を要請する。

5 火葬及び埋葬

死体については、遺族等の引取り人がない場合又は遺族等が火葬及び埋葬を行うことが困難な場合は、市内の火葬場又は近隣市町の協力を得て火葬場を確保し、応急処置として火葬及び埋葬を行う。

なお、引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。

6 県への応援要請

市長は、死体の搜索、措置、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 搜索、措置、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
- (2) 搜索地域
- (3) 埋葬施設の使用可否
- (4) 必要な輸送車両の数
- (5) 死体処理に必要な器材、資材の品目別数量

7 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報等を市や警察等に提供するよう努める。

8 災害救助法に基づく措置基準

死体の搜索・措置・埋葬における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編10－1〉災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

第16章 緊急物資等の確保・供給【物資班】

市、県及び関係機関は、災害時において、被災者の食生活を保護するため、食料や被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

その際には、被災者の生活の維持のため必要な飲料水、燃料、毛布、緊急物資等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、市、県及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女や子どものニーズの違い、食物アレルギーを有する者のニーズ等に配慮する。

さらに、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

併せて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できない広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

市、県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

1 実施体制

被災者に対する緊急物資等の確保・供給の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき、市長が行う。

なお、市から県への要請に時間を要し、被災地において救難・救助等の応急措置に支障をきたすおそれがあると認められたときは、県の判断により、緊急物資等の供給が行われる場合がある。

2 緊急物資等の供給

緊急物資等の供給は、次の場合に実施する。

なお、供給の実施にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め、公平の維持に努める。

(1) 食料

ア 被災者に対し、炊き出しにより供給する必要がある場合

イ 災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 被災地区において、救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業者に対して、給食を行う必要がある場合

エ 食料の供給対象者は次のとおりとする。

(ア) 指定避難所に収容された者

- (イ) 住家の被害が、全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水などで炊事ができない者
- (ウ) 旅行者等の帰宅困難者
- (エ) 住家に被害を受け、一時避難する者
- (オ) 災害対策活動従事者
- (カ) その他、本部長が必要と認める者

(2) 生活必需品等

災害により、住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具

3 供給品目

(1) 食料

原則として保存パンとし、被災者の実情等によって米穀、握り飯、インスタント食品、生パン、麺類等とする。

(2) 生活必需品等

支給する物資は、次の品目の範囲内で、現物をもって支給する。

- ア 寝 具 就寝に必要な、毛布、布団、タオルケット等
- イ 外 衣 洋服、作業衣、子供服等
- ウ 肌 着 シャツ、パンツ、靴下等
- エ 身の周り タオル、手拭、サンダル、傘、使い捨てカイロ等
- オ 炊事用具 炊飯器、鍋、包丁、カセットコンロ、ガス器具等
- カ 食 器 茶碗、皿、箸、コップ、缶切、哺乳瓶等
- キ 日 用 品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、くし、バケツ等
- ク 光熱材料 マッチ、使い捨てライター、ロウソク等

4 調達及び供給

(1) 市における調達

市は、自らの備蓄物資を供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調達する。

(2) 県への要請

市長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあっせんを要請する。

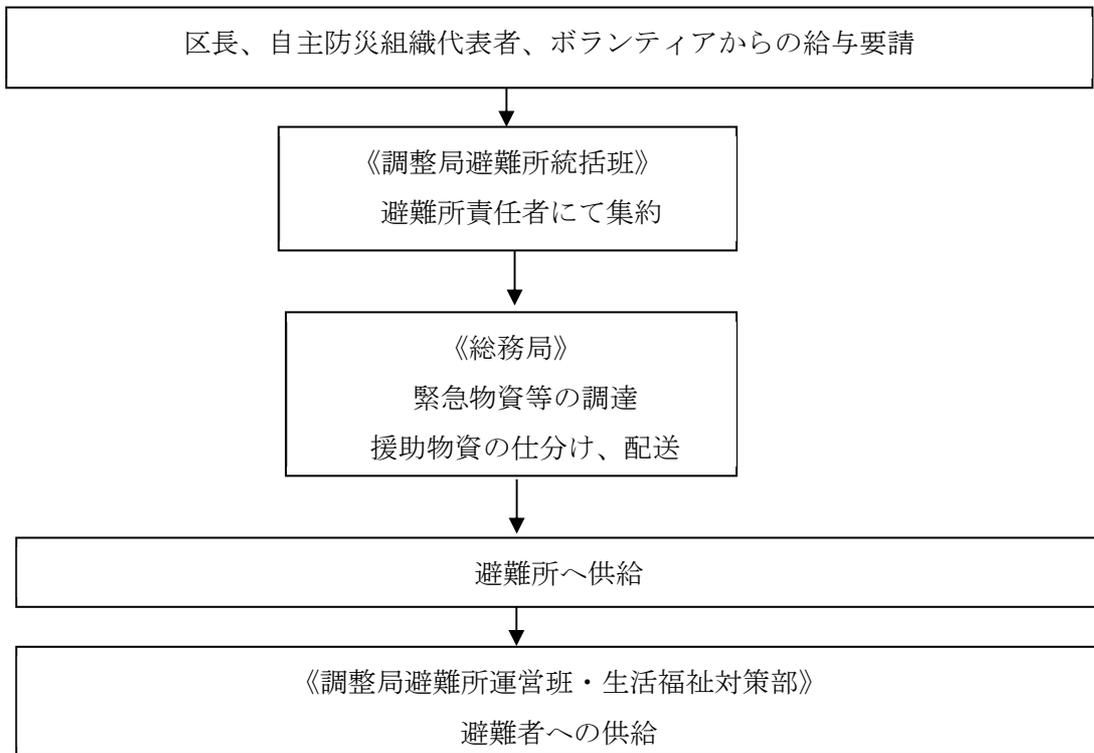
- ア 調達又はあっせんを必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡課及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ その他参考となる事項

(3) 日本赤十字社愛媛県支部への供給要請

市は、日本赤十字社愛媛県支部に対して、同支部が保有する非常災害用救援物資の供給を要請し、被災者に供給する。

(4) 調達及び供給の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、自治会、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。



5 応急食料の国への支援要請

市は、災害救助法が適用された場合において、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合、県を通じて、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に要請する。知事に要請するいとまがなく、直接、政策統括官に連絡・要請した場合は、必ず、県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

民間米については、市から応急用米穀の供給について要請された政策統括官は、販売事業者の全国団体と調整の上、対応可能な販売事業者を市及び県へ連絡する。市及び県は、当該販売事業者に対して売渡しを要請する。

なお、農林水産省は、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、必要な物資の供給について必要な措置を講ずる。

6 調達救援物資集積場所

市は、次の施設を市の緊急物資等及び県等から輸送される食料の集積場所とし、物資班を中心に自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、仕分け、配送、供給にかかる作業を行う。

施設名	所在地	電話番号
道の駅どんぶり館	宇和町稲生118番地	62-5778
俵津地域づくり活動センター	明浜町俵津3番耕地283番地	65-0001
乙亥会館	野村町野村12号10番地	72-1006
城川総合運動公園 農業者トレーニングセンター	城川町土居30番地2	83-1155
三瓶共選柑橘撰果場	三瓶町朝立1番耕地546番地39	0894-33-3311

7 物資の輸送

物資の輸送手段については、本編第9章「緊急輸送活動」に基づき、災害の規模及び発生地域の状況に応じ、陸上輸送、海上輸送、航空輸送の方法により実施する。

8 燃料の供給

(1) 市は、地域別、生産数量及び販売業者予想手持量の把握に努めるとともに、関係機関及び販売業者と連絡を保ち、必要に応じて供給する。

なお、ガス器具等の確保については、地域内の販売業者等との間に締結した協定に基づき、要請を行う。

(2) 市は、市本庁舎、各支所、指定避難所等、病院等、防災対策上特に重要な施設又は災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

9 備蓄における配慮

(1) 備蓄・調達品目の設定においては、温かいもの、軟らかなものなど、高齢者等の要配慮者への配慮をする。

(2) 通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者及び乳児のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

10 住民及び自主防災組織の活動

(1) 緊急物資等の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、市に供給を要請する。

(2) 自主防災組織は、市が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。

(3) 自主防災組織は、必要に応じ、炊き出しを行う。

(4) 地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保する。

11 炊き出しの実施

- (1) 炊き出しの必要があるときは、自治会、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の応援を求めて、既存の給食施設を利用して行う。
- (2) 炊き出しの現場には、責任者を配置する。責任者は、その実態に応じて指揮するとともに、関係事項を記録する。
- (3) 献立は、栄養価等を考えて定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は、米飯や缶詰の副食物等を配給する。
- (4) 市災害対策本部において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すと認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して配給する。
- (5) 炊飯が困難な場合は、乾パン又はパンを支給する。
- (6) 炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。
 - ア 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給する。
 - イ 供給人員に応じて、必要な器具、容器を確保し、備え付ける。
 - ウ 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
 - エ 供給食品は、防ハエ、その他害虫の駆除に留意する。
 - オ 使用原料はできるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。
 - カ 炊き出し施設は、学校などの給食施設又は地域づくり活動センター等の既存施設を利用する。

12 給与又は貸与の方法

被災者に、生活必需品その他の物資を給与又は貸与するときは、冬季、夏季それぞれについて、被害の状況、被災人員、被災世帯、構成人員を十分調査の上、救援物資購入（配分）計画を立て、品名及び数量を決定する。

13 災害救助法に基づく措置基準

炊き出しその他による緊急物資等の給与における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編8-1〉緊急物資備蓄一覧

〈資料編8-2〉物資等の一時集積場所一覧

〈資料編10-1〉災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

第17章 飲料水の確保・供給【給水班】

市及び県は、災害により、飲料水等を確保することができない者に対して、飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

1 実施体制

被災者に対する飲料水の供給は、市長が行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき、市長が行う。

2 被害状況の調査、確認

市は、建設対策部給水班を中心に、災害発生後の水道施設の被災状況を次により確認し、施設の供給能力、給水の実施が必要な地区等を把握する。

- (1) 市災害対策本部調整局及び各対策部と連携し、住民からの被害情報、避難所となる各施設の被害情報等を収集する。
- (2) 給水施設の被害を確認し、稼動状況を考慮の上、給水車による運搬給水又は仮設給水栓の設置等給水計画を策定する。

3 給水方法

市は、備蓄している飲料水を被災者に供給するとともに、南予水道企業団と連携し、次の方法により飲料水を供給する。また、上下水道課の給水車及び消防本部に配備している災害対策用水槽車を活用する。

(1) 応急取水施設による給水

水道施設が損壊し、又は飲料水が汚染した場合は、供給人員、範囲等を考慮の上、配水タンク又は容器等により搬送し給水を行う。また、必要により比較的汚染の少ない市内の井戸等を水源に選定し、ろ過消毒を行い、配水タンク又は容器等により搬送し給水を行う。

(2) 近隣市町からの給水車・容器による搬送給水

水源が災害により甚大な被害を受け、(1)による方法でも不足するときは、近隣市町の水源から給水車又は容器により搬送し給水する。

(3) 仮設共用栓の設置

管路に被害がない場合又は仮復旧を行った場合は、仮設共用栓を設置して給水を行う。

(4) 給水場所

被災者に対する給水場所は避難場所とし、病院等医療機関又は社会福祉施設には優先的に給水を実施する。

4 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、給水工事指定業者の応援を求め、迅速に応急復旧を行う。

なお、災害が大規模で水道施設に甚大な被害を受けた場合には、災害発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は、1人1日20リ

ットルを目標とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

5 広報の実施

市は、応急給水を実施する場合には、給水場所、時間帯、給水方法、その他必要事項を広報車、防災行政無線等により速やかに地域住民に対し広報する。また、自己努力により飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意についても広報する。

6 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 災害発生後3日間は、住民自ら貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
- (2) 災害発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織等による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。
- (3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は、特に衛生上の注意を払う。
- (4) 市が実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

7 応援の要請

市は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは次の事項を示し、南予地方局八幡浜支局を通じ、県に対し調達斡旋を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合は、その必要台数

また、協定を締結している事業者に、地域貢献型自動販売機の機内在庫の製品の提供及び物資供給の支援を要請する。

さらに、協定締結市町村や団体等に対して、協定に基づき支援を要請する。

8 災害救助法に基づく措置基準

飲料水の供給における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編8-3〉重要給水施設一覧

〈資料編10-1〉災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

〈資料編12-2〉市内給水工事指定業者一覧

第18章 医療救護活動【保健医療班、消防救急班】

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療（助産を含む。以下同じ。）を必要とする状態にも関わらず医療の途を失った場合について、医療機関、愛媛県医師会等と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療救護を行う。

1 実施体制

被災者に対する医療救護は、市長が行う。なお、市のみで実施が困難なときは隣接市町、県、その他の医療機関の応援により行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が行う。

2 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施にあたっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- (2) 市、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携のもと、災害の状況に応じ適切な医療救護を行う。
- (3) 市は、市内における医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を受け入れる。
- (4) 市及び県は、災害により、在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- (5) 医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

3 情報の収集・提供

市は、消防機関、警察、医療機関等と連携して、次の事項について情報を収集し、県等への情報提供に努める。

- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 指定避難所等、救護所の設置状況
- (3) 指定避難所等、救護所における医療ニーズ
- (4) 医薬品等医療資機材の需給状況
- (5) 医療施設、救護所等への交通状況
- (6) その他参考となる事項

4 医療救護活動体制の確立

大規模な災害が発生した場合は、市立西予市民病院、野村病院、各診療所の医師のほか、市内医療機関、愛媛県医師会、県、他市町の協力を得て医療救護活動を実施する。

- (1) 市は、救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。
- (2) 被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等

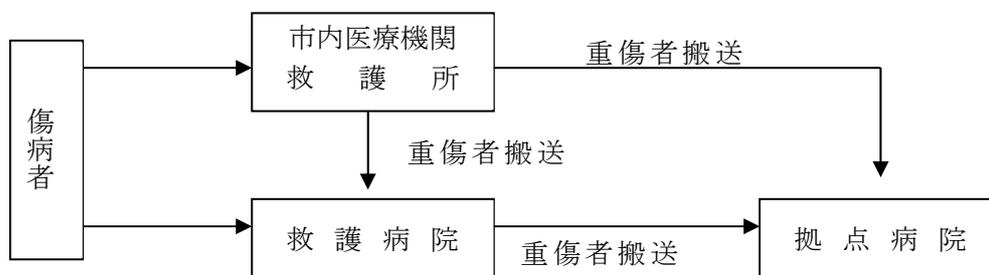
として選定する。

- (3) 災害時の医療救護に関する協定に基づき、救護班の派遣を要請する。
- (4) 傷病者を最寄りの救護所又は必要に応じて救護病院等に搬送する。
- (5) 救護所・救護病院等が効果的に機能するよう、傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
- (6) 救護所・救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて職員を配置する。
- (7) 救護所・指定避難所等における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入れ調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、八幡浜保健所に職員の派遣を要請する。
- (8) 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、八幡浜保健所を通じて県に調達・あっせんを要請する。
- (9) 輸血用血液を確保する必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。
- (10) 市教育保健センターは、被災地における医療救護の拠点として、県保健所と同等の活動を行う。
- (11) 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。
- (12) 重傷者等の搬送

被災現場から最寄りの救護所への負傷者等の搬送は、救急車により行うものとするが、状況により市有車両等を活用して行う。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。

救護所において重傷者等が発生し処置が不能な場合は、消防対策部を中心に市立西予市民病院、野村病院等救護病院へ搬送を行う。さらに必要な場合には、県で定めた拠点病院への搬送を行う。

道路の寸断、交通機関の不通時、又は遠隔地、緊急を要する負傷者、救護病院等では処置が困難な重傷者等が発生した場合などについては、県消防防災ヘリコプター等の出動を要請し、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。



救 護 病 院		
名 称	所 在 地	電 話 番 号
市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	62-1121
市立野村病院	西予市野村町野村9-53	72-0180
三瓶病院	西予市三瓶町朝立2-1-7	0894-33-1200

拠 点 病 院		
名 称	所 在 地	電 話 番 号
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	0895-25-1111
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638	0894-22-3211

基 幹 拠 点 病 院		
名 称	所 在 地	電 話 番 号
県立中央病院	松山市春日町83	089-947-1111

(13) 拠点病院等との連携

保健医療対策部及び消防救急対策部は、搬送先となる拠点病院等の担当者と連絡を密にし、搬送車両の確保又は搬送先医療機関の被災、受入れ状況等を常に確認しておく。

5 救護班の編成

- (1) 市は、県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定（以下「災害時の医療救護に関する協定」という。）に基づき、救護班の派遣要請を行うなどにより、救護班を確保する。
- (2) 救護所での医療活動は、市の指揮のもとで救護班が実施する。災害発生直後は、多数の傷病者に対して限られた医療資源により救護にあたる必要があるため、傷病者のトリアージ、措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。

(3) 市救護班

保健医療対策部は、生活福祉対策部と連携し、市立西予市民病院、野村病院、市内診療所を中心として、市内医療機関の協力を得て速やかに救護班を編成し、救護所・救護病院等において医療救護活動を実施する。

救護班の編成単位は、医師1名（又は2名）、看護師又は保健師4～5名（保健師は県又は市の保健師をあてる）、事務職員1～2名とする。

6 救護班の活動

- (1) 傷病者の傷病の程度判定
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

- (4) 搬送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告

7 県への救護班の派遣要請

- (1) 市長は、救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、災害時の医療救護に関する協定に基づき、次の事項を示し、保健所や災害医療コーディネータを通じて、県に救護班の派遣を要請する。

- ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
- イ 必要な救護班数
- ウ 医療救護活動を必要とする期間
- エ 救護班の派遣場所
- オ その他必要事項

- (2) 県における救護班の編成

県においては、市からの援助の要請があったとき、又は自ら必要と判断したときは、県立病院職員で構成する救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣するとともに、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会、愛媛県歯科医師会、愛媛県薬剤師会、愛媛県看護協会、公的医療機関、旧国立医療機関等に対して、救護班の派遣に係る協力要請を行う。また、必要に応じて他の都道府県又は国に対し救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

8 医療機関の救護活動

- (1) 被災地域内の医療機関

- ア 施設・設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。
- イ 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入れ医療機関及び搬送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び他市町に支援を要請する。
- ウ 市からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市が設置する救護所へ派遣する。
- エ 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない負傷者等を受け入れ、治療にあたる。
- オ 被災地域内の医療機関は、広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力を行う。

- (2) 救護病院等

- ア 救護所へ救護班を派遣する。
- イ 救護所の医療で対応できない重症者及び中等症者を受入れ、次の活動を行う。
 - (ア) 重症者及び中等症者の収容と処置
 - (イ) 助産
 - (ウ) 死体の検案
 - (エ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への収容状況等の報告
 - (オ) 災害（基幹）拠点病院への重症者等搬送手配
 - (カ) その他必要な活動
- ウ 救護病院等のうち、災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い、実施する。

(3) 災害（基幹）拠点病院

- ア 救護所へ救護班を派遣
- イ 被災地等に災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣するとともに、他県等から派遣されたDMATの活動拠点として、DMATの受入れ・派遣調整等を行う。
- ウ 被災地域の救護所や救護病院等で対処できない重症者及び中等症者を受入れ、救護病院等と同様の活動を行う。
- エ 広域災害・救急医療情報システムの活用により、被災地域の医療に関する情報を把握し、支援が可能な医療情報を提供する。
- オ 圏域内の医療救護の調整・実施拠点として、災害医療コーディネータと一体的に活動を行う。

(4) 三次救急医療機関

災害（基幹）拠点病院等で対処できない重篤救急患者を受入れ、救命医療の提供を行う。

9 災害医療コーディネータの活動

市立西予市民病院に災害医療コーディネータとして公立病院コーディネータが配置されている。公立病院コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行う。

- (1) 市内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- (2) 市内におけるDMAT（災害派遣医療チーム）や救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- (3) 市内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- (4) 災害拠点病院コーディネータ及び市内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

10 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織等であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- (2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

11 医療資機材等の確保

医療、助産の実施に必要な医療資機材は、原則として市立西予市民病院、野村病院及び診療所に備蓄されているものを使用し、不足する場合には、市の指定業者等から調達する。ただし、市内で調達不可能な場合は、薬剤師会、保健所及び県に要請し、確保する。

12 被災地外の市の活動

県からの協力要請に基づき、市立病院・診療所職員で構成する救護班を派遣するとともに、負傷者等の受入れを行う。

13 災害救助法に基づく措置基準

医療及び助産の実施における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編7-1〉医療機関等収容施設一覧

〈資料編10-1〉災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

〈資料編15-1・2・3・4〉災害時の医療救護に関する協定

第19章 防疫・保健衛生活動【保健医療班、市民衛生班、給水班、下水道班】

災害の発生に伴う水道の断水、家屋の浸水等の被害による感染症、食中毒等の発生を防止するとともに、生活環境の悪化の防止を図る。

また、災害時の停電、断水、浸水等により、食料品の汚染、腐敗等も予想されるため、必要に応じ、食品衛生監視も実施する。

1 防疫・衛生活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

(1) 実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、知事又は八幡浜保健所長の指示、指導により、市長が実施する。

ただし、本市のみで実施できないときは、県又は他市町の応援を要請する。

(2) 防疫班の編成

防疫業務を実施するため、生活福祉対策部を中心とした職員により防疫班を編成し、実施するものとするが、人員が不足する場合には、臨時に作業員を雇い上げ、又は近隣市町、県（八幡浜保健所）へ応援要請を行い、実施する。

(3) 防疫用薬剤・資機材等の確保

防疫用薬剤・資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し、調達を要請する。

(4) 防疫の種類と方法

ア 検病調査及び健康診断

市は、住民の避難所等、冠水地域、その他衛生条件が悪い地域を詳細に報告し、八幡浜保健所が実施する検病調査及びその結果に基づく健康診断に協力する。

イ 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、県と打ち合わせて臨時予防接種を実施する。

ウ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、本節において「法」という。）の規定に基づき、県の指導・指示に従い、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員による防疫班により、次の清潔方法及び消毒方法を実施する。

感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また、消毒を行う者の安全並びに住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

(ア) 感染症の患者がいる場所又はいた場所

(イ) 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所

(ウ) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

エ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

対象区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また、駆除を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

オ 汚染された飲食物等の物件に係る措置（法第29条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、対象物件の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また、消毒等を行う者の安全並びに住民の健康及び環境への影響に留意して、次により必要な措置を実施する。

(7) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと

(イ) 廃棄にあつては、消毒、次の(ウ)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと

(ウ) 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと

カ 生活用水の供給（法第31条）

知事において、一定の期間、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、市は、当該期間中、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(5) 飲料水の消毒及び衛生指導

給水を行う飲料水については、検査・消毒を実施し、特に住民が井戸水等を使用する場合には、塩素剤等で消毒するよう周知する。

(6) 感染症発生時の措置

防疫班は、救護班と緊密に連携をとり、患者の早期発見に努め、発見した場合は、県に速やかに報告する。また、県が行う感染症患者の感染症指定医療機関への搬送について協力するとともに、県の指示により患家等の消毒の実施及び指導を行う。

(7) 指定避難所等の防疫活動

指定避難所等は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、八幡浜保健所の指導のもとに、次のような防疫活動を実施する。

ア 指定避難所等の管理者を通じて、避難者において衛生に関する自治組織を作るよう、指導する。

イ 避難者に対しては、少なくとも1日1回、検病調査を実施する。

ウ トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒、消毒薬の適当な場所への配置、手洗いの励行について十分指導する。

エ 給食従事者は、健康診断を終了した者をあて、できるだけ専従とする。

オ 指定避難所における住民の健康状態を把握し、感染症等の発生を防止するため、八幡浜保健所の協力を得て保健師等による巡回健康診断・相談を実施する。この場合、救護班の活動状況等を考慮して行う。

(8) 被災地での感染症発生時の措置

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

2 食品衛生監視活動

市は県（八幡浜保健所）の指示・指導のもと主に次の活動を行い、被災者に対し安全で衛生的な食品が供給できるように努める。

- (1) 臨時給食施設の設置状況等、情報の提供を行う。
- (2) 消毒薬等必要物資を配布する。

3 住民の活動

住民は、市及び八幡浜保健所の指導を受けながら、食料品の汚染、腐敗、感染症の発生等の予防のため、次の活動を行う。

- (1) 住宅内の汚物の清掃、消毒等の実施
- (2) 指定避難所等における衛生状態保持への注意
- (3) 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒
- (4) 食品関係事業者の自主管理の強化

4 県への報告及び要請

感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、八幡浜保健所へ報告する。

なお、被災等により防疫機能が著しく阻害され、防疫業務が実施できないとき、又は不十分であるときは、県（八幡浜保健所）に報告する。

5 保健衛生活動

災害を伴う被災者の健康管理を行うため、市及び県は、協力して保健衛生活動を行う。

(1) 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

ア 県は、指定避難所等の避難者の保健衛生活動を適切に実施するため、速やかに市から指定避難所等の衛生状態など保健衛生活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康局に報告するとともに、関係者間で共有する。

イ 市が被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。

(2) 被災者等への保健衛生活動

ア 市及び県は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。

イ 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所等が多数設置されている場合等、避難者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、避難者等の保健衛生活動のための計画を策定し、計画的な対応を行う。

ウ 県が収集した保健衛生活動に必要な情報に基づき、国の助言を受け保健師等の派遣調整を行うとともに、適切な保健衛生活動を行う。

(3) 保健師等の応援・派遣受入れ

- ア 市及び県は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認める場合は、災害対策基本法や地方自治法の規定、自治体間の相互応援協定等に基づき、その他の市町・都道府県に対し、保健師等の応援・派遣を厚生労働省健康局を通じて要請する。
- イ 県は、保健衛生活動を実施するにあたり、管下の保健所等の機能強化を図るために、管下の公衆衛生医等のみによる応援対応が困難な場合には、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等で構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を、厚生労働省健康局を通じてその他の都道府県等に要請する。

第20章 廃棄物等の処理【市民衛生班、下水道班】

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分、災害廃棄物処理等を適切に行う。

1 し尿処理・清掃活動体制の確保

- (1) 生活福祉対策部は、宇和清掃センター、野村クリーンセンター及び城川清掃センターと連携し、生活ごみや災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮集積場所及び仮置場の配置計画、災害廃棄物の仮置場への搬入方法及び分別方法等に関する住民への周知計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の広域的な処理・処分計画（災害廃棄物処理実行計画）を策定することなどにより、災害時における応急体制を確保する。
- (2) 大規模な災害が発生した場合は、市のみでし尿、ごみ、災害廃棄物等の処理を行うことが困難となるため、近隣市町あるいはその他市町と施設の稼働状態、交通状況等を確認の上、広域的な処理方法を検討、実施する。
- (3) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (4) 清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (5) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

2 生活系ごみ処理対策

(1) 収集、運搬

生活福祉対策部市民衛生班は、清掃班を編成する等収集・処理体制を確保する。また、被災地ごとに数箇所のごみ集積場所を定め、収集車等により運搬する。なお、収集にあたっては、災害廃棄物の分別収集の徹底を被災した住民に広報等を行い、ごみ収集を行う。

- ア 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに収集方法、仮集積場所及び収集日時を定めて住民に広報する。
- イ 住民によって集められた仮集積場所のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選定した処理場に運び処理する。なお、可能な限り、リサイクルに努める。
- ウ 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また、処理するように指導・広報する。
- エ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 住民及び自主防災組織の活動

住民は、自主防災組織を中心として、市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとる。

- ア 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

- イ 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定し、住民に周知する。
- ウ 自主防災組織の清掃班を中心として、仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- エ 仮置場のごみは、市が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

3 下水処理・し尿処理対策

(1) 被害状況の把握

下水道及びし尿処理施設の総点検を実施し、被害が生じている場合には速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、被災状況及び復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

(2) 広報の実施

- ア 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは住民に水洗トイレの使用を控え、仮設トイレ等で処理するように広報を行う。
- イ 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について地域住民に広報を行うとともに、復旧するまでの間、素掘り、仮設トイレ等で処理するよう指導する。

(3) し尿の収集

- ア し尿の収集は、処理・処分計画に基づき、許可業者の協力を求めて速やかに収集する。
- イ 被災地域が処理能力に比し広範囲にわたっている場合は、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急措置として便槽内容の2割程度の汲取りを全戸について実施する。

(4) し尿の処理

し尿は、し尿処理場において処理するほか、必要に応じて県に支援を要請する。

(5) 野外仮設トイレの設置

下水道施設等が被災した場合は、直ちに野外仮設トイレを調達し、指定避難所等に設置する。市内で調達が困難な場合は、県に応援を要請する。

避難所等に設置する野外仮設トイレは、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水を汚染しないような場所に設定し、また、撤去にあたっては、消毒を実施後埋没する。

なお、野外仮設トイレの設置については、男女での数の割合や設置箇所、障がい者等の要配慮者に配慮する。

(6) 住民及び自主防災組織の活動

- ア 水洗トイレは市からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、市に連絡するとともに、市からの指示に従う。
- イ 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

4 災害廃棄物処理対策

(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置

市は、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

(2) 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し、県に報告する。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ 廃棄物処理施設等の被災状況
- ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- エ 仮置場、仮設処理場の確保状況

(3) 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

(4) 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

(5) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(6) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(7) NPO・ボランティア等との連携

災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

(8) 災害廃棄物の処理の実施

被災状況を勘案した上で、県が示す処理指針や事前に策定した市災害廃棄物処理計画により、災害廃棄物の処理を実施する。

(9) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

5 事業所等及び住民の活動

(1) 事業所等の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。

また、市から災害廃棄物の処理について協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(2) 住民の活動

災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法により搬出等を行う。

また、河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

第21章 動物の管理【市民衛生班、農業水産班、林業班】

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。

1 市の活動

- (1) 被災動物の把握
- (2) 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保
- (3) 飼養されている動物に対する餌の配布
- (4) 危険動物の逸走対策
- (5) 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- (6) 被災動物救援センターの設置場所のあっせん
- (7) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- (8) 災害死した動物の処理
- (9) その他動物に関する相談等

2 住民及び民間の活動

- (1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報
- (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (3) 危険動物の逸走対策
- (4) ボランティアによる被災動物救援センターの管理、運営
- (5) その他行政への協力

3 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として、飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市は、関係機関との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

(1) 市の活動

ア 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

イ 処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

(2) 飼養者等の活動

ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、八幡浜保健所長の許可を受ける。

イ 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。

ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について八幡浜保健所、市の指導を受け、適正に処理する。

第22章 障害物等の除去【建設班、農業水産班、林業班、市民衛生班】

災害により発生した土石、木材等の障害物については、各関係機関において除去し、日常生活の確保に努める。

1 障害物等の除去

被災地における住宅関係障害物の除去は、市が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が行う。

災害に際して、全半壊家屋、土砂、立木等を除去し、交通路を確保して必要な物資の輸送を円滑にし、もって被災者の日常生活の確保を図る。

なお、道路、河川、港湾等の各種公共土木施設等に生じた障害物は、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得ながら、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行う。

(1) 道路上の障害物の除去

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努める。

道路上における著しく大きな障害物等の除去について、状況に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。

(2) 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者(市長)、水防団長又は消防機関の長は、支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとる。

(3) 港湾・漁港区域における障害物の除去

港湾及び漁港管理者は、管理する港湾・漁港区域について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、海上保安部、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

2 障害物の集積場所

除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。

また、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等に集積する。

(1) 障害物の大小によるが、原則として、再び生命、財産に被害を与えないよう安全な場所とする。

(2) 道路の障害とならない場所とする。

(3) 盗難の危険のない場所とする。

(4) 障害物の売却 保管した障害物が滅失又は破損するおそれのあるとき、保管のための費用又は手数料を要するときは、当該障害物を競争入札又は随意契約により売却し、その代金を保管

する。

3 災害救助法に基づく措置基準

障害物の除去における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編9-2〉緊急輸送道路

〈資料編10-1〉災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

〈資料編12-1〉市内土木工事業者一覧

第23章 応急住宅対策【建築住宅班、福祉班】

市及び県は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受入れるための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

なお、実施に当たっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

1 実施体制

被災者に対する応急仮設住宅及び応急修理の計画の樹立と実施は、市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は知事が行い、住宅の応急修理については、知事の委任に基づき市長が行う。

2 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

3 災害救助法による応急仮設住宅の建設

(1) 設置予定場所

ア 原則として市有地とし、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。なお、これにより難いときは、官有地又は所有者の了承を得た私有地とする。

イ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(2) 実施

災害救助法に定める応急仮設住宅の建設を県から委任された場合は、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会又は(一社)日本木造住宅産業協会の協力を得て建設する。

(3) 入居の認定

避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、自らの資力で住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し、入居させる。

(4) 設置戸数

市長は被災状況等を知事に報告し、知事は報告を基に応急仮設住宅の設置戸数を決定する。

(5) 供与期間

供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間内（最高2年

以内)とする。

(6) 福祉仮設住宅

市は、要配慮者を数人以上受入れ、老人居宅介護等を利用しやすいよう構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）の建設も検討する。

(7) 応急住宅の管理

ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。また、各応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

イ 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

(8) 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

4 災害救助法による住宅の応急修理

(1) 実施

建設業関係団体の協力を得て、知事の委任により市長が実施する。

応急対策をとれば居住を継続できる住宅の応急修繕を、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して実施する。

(2) 修理箇所

応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等、最小限度の日常生活を確保するため欠くことのできない部分のみを対象として、現物をもって行う。

個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理とし、畳の入替え又は基礎工事等は含まない。

(3) 対象者

住家が半壊又は半焼した者のうち、自己の資力では応急修理を行うことができない者であること。

5 応急的な住宅の確保

(1) 公営住宅

ア 入居可能な公営住宅の確保

市は、速やかに入居可能な公営住宅の把握に努める。

イ 公営住宅への一時入居

市は、公営住宅の空き家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

(2) 民間賃貸住宅の情報収集等

市は、入居可能な民間賃貸住宅の情報収集、被災者への住宅情報等について、宅地建物取引業団体への協力要請を行い、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

市は、被災状況に応じて民間賃貸住宅の居室の借上げを実施し、被災者を入居させる。

(3) 応急修繕

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

6 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

(1) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

ア 応急仮設住宅の場合

- (ア) 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

イ 住宅応急修理の場合

- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
- (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

(2) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

7 住宅等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

8 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を建設対策部内に設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

9 災害救助法に基づく措置基準

応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編10-1〉災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

第24章 要配慮者に対する支援活動【福祉班】

市及び県は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

1 避難行動要支援者等の把握

災害が発生した場合、市は、災害時の避難等一連の行動に対してハンディキャップを負う要配慮者等に配慮する必要がある。本市においても、年々高齢化が進み、要配慮者対策の重要性が増している。このため、市は、地区ごとに避難行動要支援者等の把握を行い、避難行動要支援者等の災害時における早期発見と安全確保を図る。

なお、把握にあたっては、要配慮者のプライバシーについて十分に配慮する。

2 避難行動要支援者の避難誘導

市は、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女や子どものニーズの違い等にも配慮する。

3 指定避難所等への移送

市は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷等の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講じる。

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

- (1) 福祉避難所等への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への受入れにあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

市は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者や、やむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

- (1) 被災障がい者に対する援助
 - ア 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
 - イ 被災障がい者の更生相談

6 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

〈資料編10-3〉福祉避難所一覧

第25章 応援協力活動【総括班、人事班】

大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中であって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、市は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

なお、応援職員の受入体制等の具体的な運用については、「西予市受援計画」の定めるところによる。

1 知事等に対する応援要請

(1) 市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。(災害対策基本法第68条)

要請する場合は、南予地方局八幡浜支局に対して、県防災通信システム又は電話をもって処理し、事後、速やかに文書を送付する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、物資、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他応援に関し必要な事項

また、都道府県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

(2) 市長は、県内の市町及び県による応援職員の派遣だけでは完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、知事を通して、総務省に対し応急対策職員派遣制度(災害マネジメント総括支援員、対口支援等による支援)に基づいた全国の地方公共団体による応援を要請する。

2 他の市町村長等に対する応援要請等

市長は、市内における災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し応援を要請する。また、被災者の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町村長と協議する。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

また、消防に関する応援要請については、消防組織法第39条に基づき締結された「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」による。

3 関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対する応援要請

市長は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するほか、知事に対してこれらの機関の職員の派遣について、あつせんを求める。

4 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、本編第27章「自衛隊への災害派遣要請」に定めるところによる。

5 海上保安庁への支援の要請

(1) 支援要請の依頼手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対し、海上保安庁の支援について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう依頼する。

- ア 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を必要とする期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後、速やかに文書を交付する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

機 関 名	電 話 番 号	県 防 災 通 信 シ ス テ ム	F A X
宇和島海上保安部	0895-22-1256	6-55421 6-55422	0895-22-1256
松山海上保安部	089-951-1197	6-55321 6-55322	089-951-7796
第六管区海上保安本部	082-251-5111	(衛星) 64-034-101-159	082-251-5185

6 民間団体等に対する応援協力の要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、応援協定を締結している民間事業者等に応援を要請する。

また、南予地方局八幡浜支局を通じて、県に対し民間団体等に対して、次の事項を示し、応援協力を要請することもできる。

- (1) 応援協力を要請する人員
- (2) 作業内容
- (3) 作業場所

- (4) 集合場所
- (5) その他応援協力要請に関し必要な事項

7 応援受入体制

災害の状況により、県又は他市町からの応援職員、救助隊並びに警察、自衛隊等の派遣要請をした場合の受入体制については、次のとおりとする。

(1) 連絡窓口の明確化

市長は、県及び他市町等との連絡を速やかに行うため、総務局に連絡窓口を定めておく。

(2) 受入体制の確立

派遣された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。また、県が受け入れた外国からの応援活動が円滑に活動できるよう、県及びその他関係機関の支援活動に協力する。

なお、救助隊等の宿泊施設は、避難収容施設としての施設の利用状況を考慮し、受入れ可能な体育館、運動場及び地域づくり活動センターを利用する。

(3) 救援物資受入施設の整備

県及び他市町等からの物資等の応援を速やかに受け入れるため、物資は資料編等に掲げる施設に集積する。

(4) 応援要請を受けた場合

他市町から応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、所要の職員を派遣する。

8 広域防災拠点の提供

愛媛県内で大規模災害が発生した際に、救命・救助活動等に従事する自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊や、国や他県等から提供される支援物資を受け入れた場合、市長及び知事は、これらの進出・活動拠点や物資拠点として、あらかじめ指定された広域防災拠点を提供するほか、各機関の要請に応じて、公園等の施設で進出・活動のための拠点として利用可能なものについても、可能な限り準備する。

■広域防災拠点

施設管理者	拠点名	施設名
西予市	進出拠点	西予市宇和運動公園 (所在地：西予市宇和町卯之町三丁目517番地)
	物資拠点	

「大規模災害時における広域防災拠点に関する協定」(平成26年10月2日締結)

〈資料編8-2〉物資等の一時集積場所一覧

〈資料編15-34〉大規模災害時における広域防災拠点に関する協定

第26章 ボランティア等への支援【福祉班】

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

1 市災害救援ボランティア支援本部の設置

市が、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、市社会福祉協議会と連携して、市支援本部（必要に応じて支部を設置。）を生活福祉対策部福祉班内に設置する。

2 市支援本部の構成メンバー

市支援本部は、福祉班要員、市社会福祉協議会、NPO、ボランティア関係団体、ボランティア・コーディネーター等で構成する。

市、市社協、NPO、ボランティア関係団体が一堂に集う情報共有会議を開催し、市内における被災者ニーズの把握や、NPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行う。

3 市支援本部の任務

(1) ボランティア活動に関する情報収集

市、県、ボランティア団体や被災者等からの情報を取りまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

(2) ボランティア・被災者等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災者等に対して的確に提供する窓口を開設する。

(3) ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

(4) ボランティアのあっせん

被災者、県支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

4 市支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を市支援本部等に提供するとともに、市庁舎その他所有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。また、ボランティア活動に必要な資機材を可能な限り貸出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

5 ボランティアの活動

災害時のボランティアの主な活動は、次のとおりである。

- (1) 被災状況、安否確認、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助
- (3) 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃（部屋等の片づけ、ガレキや土砂の除去、家屋周辺の清掃、屋根のシート張り等）
- (5) 炊き出し支援
- (6) 救援物資の仕分け、輸送及び配布
- (7) 初期消火活動、救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 避難所運営の支援（避難所の世話・警備・管理）
- (10) ボランティアのコーディネート
- (11) その他の災害救援活動

6 ボランティアの受入れ等

- (1) ボランティア受入班の編成 市は、災害の状況により、ボランティア活動の申し出が予想されるときは、直ちに社会福祉協議会が設置するボランティアセンター内にボランティア受入班を編成する。
- (2) ボランティア受入班の活動
 - ア ボランティアの受付、受入れ、派遣等の受給調整に関する事。
 - イ ボランティア関係機関との連絡調整に関する事。
 - ウ 災害情報等の提供に関する事。
 - エ ボランティア活動拠点及び活動資材の提供に関する事。
 - オ ボランティア宿泊所等の確保に関する事。
 - カ その他ボランティアの支援に関する事。

7 ボランティアへの支援

市は、災害活動の総合整備を図りつつ、ボランティアに対し、安全性、利便性を考慮し、庁舎、学校等活動拠点を提供する。また、市は、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

8 県災害救援ボランティア支援本部への要請

市支援本部において、ボランティア不足の状況になった場合、県支援本部にボランティアのあっせんを要請する。

第27章 自衛隊への災害派遣要請【総括班】

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市及び関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 派遣要請手続

(1) 知事への要請

市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、県災害対策本部統括司令部に対し、様式第1号「災害派遣要請」又は様式第3号「緊急患者空輸要請」をもって要請の依頼を行う。

ただし、緊急を要する場合、その他交通機関途絶などやむを得ない理由により文書によることができないときは、県防災通信システム（地上系）又は電話等をもって連絡し、事後速やかに決められた様式を提出する。

災害派遣要請書（1通提出）には、次の事項を記載する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 知事と連絡不能又は緊急の場合

市長は、知事に対し連絡が不可能で（1）に定める要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊長に通知する。また、その際は、事後速やかに知事にその旨を通知する。

2 派遣要請事項

人命及び財産の救助のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合において、自衛隊の災害派遣を必要とするとき、市長は、次の事項等を明らかにして派遣を要請する。

なお、事態の推移に応じ、派遣の必要が無くなった場合は、直ちにその旨を連絡する。

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- (4) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- (5) 消防機関に協力して行う消火活動
- (6) 道路又は水路の確保の措置
- (7) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- (8) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

- (9) 被災者に対する給食及び給水支援
- (10) 防災要員等の輸送
- (11) 連絡幹部の派遣
- (12) その他知事が必要と認める事項

3 要請の窓口

(1) 県

機 関 名	連絡窓口	区分		番号
愛媛県	県民環境部防災 局防災危機管理 課	NTT回線	電話	089-912-2318 089-912-2335
			FAX	089-941-2160
		県防災通信 システム	防災電話	500-301～304 500-311～314 500-321～324
			地上系FAX	501-201～203 501-211～214 501-221～224 501-231～234
		衛星携帯電話		870-776397660
南予地方局 八幡浜支局	総務県民室	NTT回線	電話	0894-22-4111 0894-24-5288
			FAX	0894-24-6271
		県防災通信 システム	防災電話	505-22～24 505-31～34
			地上系FAX	505-21
		衛星携帯電話		870-776397663

(2) 自衛隊（県と通信不能の場合）

機 関 名	電話番号	県防災通信システム	F A X 番号
陸上自衛隊中部方面特科連 隊第4大隊長	089-975-0911	6-55621 6-55622	089-975-0911
海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511	(衛星) 64-034-101-158	0823-22-5692
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	092-581-4031	—	092-581-4031

4 自衛隊が要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が、人命救助に関するものであると明確に認められること
- (4) その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

5 自衛隊の救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、災害の状況や他の救援機関等の活動状況等のほか、市長等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、艦艇、航空機など状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、傷病者等の捜索救助
- (4) 水防活動
堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
- (5) 消火活動
消防機関に協力して行う消火活動
- (6) 道路、水路等交通上の障害物の排除
施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援
被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
- (8) 人員、物資の緊急輸送
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (9) 給食及び給水の支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

(10) 宿泊支援

被災者に対する宿泊支援

(11) 危険物等の保安、除去

能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

6 災害派遣部隊の受入体制

(1) 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を市災害対策本部調整局に設置する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう、効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 作業計画及び資機材の準備

市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、次により可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び資機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。

また、派遣部隊の受入れについては、県との「大規模災害時における広域防災拠点に関する協定」により、あらかじめ指定されている広域防災拠点の西予市宇和運動公園を提供する。

7 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに様式第2号「撤収要請」又は様式第4号「緊急患者空輸撤収要請」をもって県災害対策本部統括司令部に対し、その旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、県防災通信システム又は電話等で要請し、その後文書を提出する。

8 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議する。
なお、必要に応じて県が協議する。

〈資料編9-4〉ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧

様式第1号

災 害 派 遣 要 請

年 月 日

愛媛県知事 殿

西予市長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

(1) 連 絡 場 所

(2) 連 絡 責 任 者

(3) 気 象 状 況 等

(4) そ の 他

様式第2号

撤 収 要 請

年 月 日

愛媛県知事 殿

西予市長

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣をうけましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

2 派遣要請依頼日時

年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

様式第3号

救 急 患 者 空 輸 要 請

年 月 日

愛媛県知事 殿

西予市長

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

緊急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します

記

- 1 派遣要請の理由
- 2 派遣を要する日時
- 3 派遣を要する場所及び輸送場所
- 4 空輸を必要とする救急患者

氏名	血液型	生年月日
----	-----	------

- 5 同乗者（医師、親族）

氏名	血液型	生年月日
----	-----	------

〃	〃	〃
---	---	---

- 6 そ の 他
医療機材、特記事項等

様式第4号

救急患者空輸撤収要請

年 月 日

愛媛県知事 殿

西予市長

自衛隊航空機の撤収要請依頼について

年 月 日 時 分要請した航空機等の出動については、目的地（ ）へ空輸できましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

第28章 ライフラインの確保【総括班、消防救急班、給水班、下水道班、 装備班】

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、市、県、国は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、GISの活用等による情報収集に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行う。

1 水道施設

(1) 体制整備

市は、あらかじめ定めた行動指針に基づき、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の水道事業者に応援を要請する。

なお、平常時より配管図等の整備に努めておく。

(2) 応急復旧

市は、災害の発生状況に応じて送水を停止するなどの必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

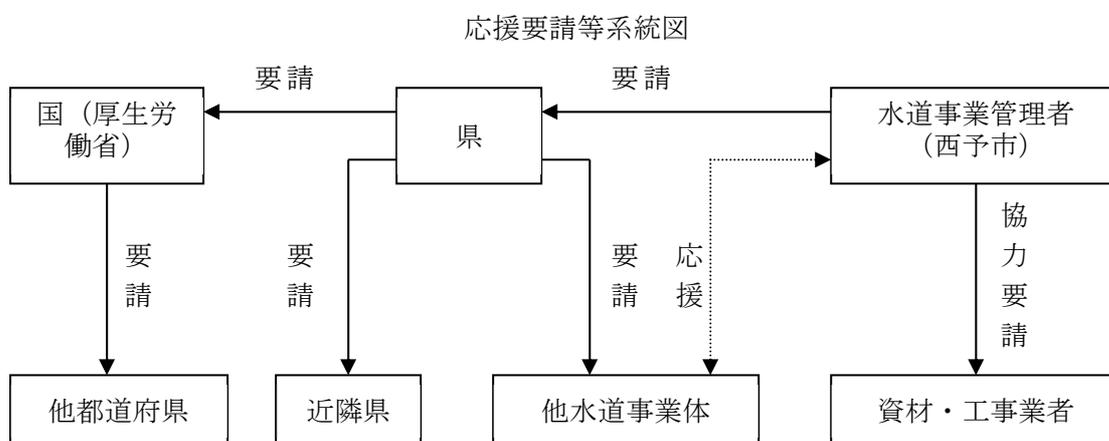
また、配管の仮設等による応急給水に努める。

(3) 県への応援要請

応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、県を通じて、他の市町に支援を要請する。

(4) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧を図る。



2 下水道施設

市は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

(1) 管渠

周辺住民に対して、一時的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

(2) 終末処理場、ポンプ場

本復旧までの一時的な処理場機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿地などの応急復旧を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報する。

3 電力施設

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

(1) 災害対策組織の編成

災害時に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

(2) 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

(3) 災害時における広報

ア 停電による社会不安除去のため、電力施設等の被害状況及び復旧状況の広報活動を行う。

イ 電気事故を防止するために必要な広報活動を行う。

(4) 対策要員の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。なお、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

(5) 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

(6) 他電力会社間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

(7) 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防

措置を講じる。

(8) 設備の応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施する。

ア 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

オ 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により通信回線を確保する。

(9) 復旧の順位

各設備ごとにあらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

4 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 通信の非常疎通措置

災害に関し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するために必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規定の定めるところによる利用制限等の実施

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱

(エ) 警察、消防、その他の諸官庁が設置する通信網との連携

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携

(カ) 災害救助法が適用された場合等の避難所への特設公衆電話の設置

(キ) 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

イ 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社

会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により、地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。

ウ 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を計画に基づき確立し、運用する。

エ 災害時における災害用資機材の確保

(ア) 災害用資機材は、予備品、貯蓄品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達若しくは資材部門に要求する。

(イ) 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。

(ウ) 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、市及び県等の災害対策本部等に依頼して迅速な確保を図る。

オ 設備の応急復旧

(ア) 被災した電気通信設備等復旧は、速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

(ウ) 復旧にあたっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

カ 災害復旧

(ア) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

(イ) 被災地における地域復興計画の作成・実施にあたっては、これに積極的に協力する。

(2) 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

ア 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。

(3) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

ア 電気通信施設の整備及び保全

イ 災害時における電気通信の疎通

ウ 災害用伝言板サービスの提供

5 ガス施設

- (1) LPガス事業者は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の概況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。
- (2) LPガス利用家庭に対しては、広報車等によりガス栓の閉止と安全使用の周知徹底を行う。

6 廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、第20章 廃棄物等の処理のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

〈資料編12-2〉市内給水工事指定業者一覧

第29章 郵政事業の運営維持

日本郵便株式会社四国支社は、災害時においても各種の郵政事業の運営維持に努める。

1 郵便物の送達の確保

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等の応急対策を講じる。

また、指定避難所の避難者にも送達できるよう市との避難者情報の共有手段の確保に努める。

2 郵便物の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不可能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

第30章 鉄道施設災害の応急活動

鉄道事業者は、鉄道施設の大規模災害による被害を未然に防止し、災害発生時には迅速、的確に応急対策を実施する。

1 災害対策本部等の設置

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害時、本社等に災害対策本部を設置し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

2 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、災害時の情報連絡体制の円滑化を図るため、情報の収集と伝達に努める。

3 災害応急措置及び復旧対策

鉄道事業者は、被害状況に応じて仮復旧を行うとともに、次の措置を可及的速やかに行う。

- (1) 不通区間が生じた場合は、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。また、必要に応じて、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどして、鉄道の迅速な復旧に努める。
- (3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- (4) 非常緊急に関わるものの輸送を速やかに行う。

4 旅客等への広報

- (1) 乗務員は、災害の情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等できるだけ速やかに放送するなどして、混乱の防止を図る。
- (2) 駅長は、災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため、被害状況等について案内等を行う。

5 避難誘導

- (1) 乗務員は、列車又は線路構造物等の被害による危険が大きいと予測されるときや線路被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、旅客を安全な場所に誘導する。
- (2) 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないよう努める。

第31章 危険物施設等の安全確保

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、その火薬庫の所有者又は占有者は次の(1)、(2)に掲げる応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防機関又は海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の(3)に掲げる緊急措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (2) (1)の措置を講じる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講じること。
- (3) 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

2 高圧ガスの保安

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、高圧ガス事業所の所有者又は占有者は応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を知事(南予地方局防災対策室又は消防防災安全課)、警察官及び消防等関係機関に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の措置を講じる。

- (1) 発災事業者に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させるとともに、放水による冷却等適切な措置を行う。
- (2) 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて、区域の住民を避難させるための措置を行う。
- (3) 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため、市、警察官及び消防機関等相互の連絡を密にし、必要な措置を行う。

3 石油類等の保安

石油類による災害を防止するため、市、県及び関係機関は、危険物製造所、貯蔵所、取扱所の火災、水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、次の緊急措置を講じる。

- (1) 災害時、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。
- (2) 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難

させるための措置を行う。

4 毒物劇物の保安

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散、漏えい等事故が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講じる。

(1) 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

(2) 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

〈資料編 11-1〉危険物許可施設状況

第32章 海上災害応急活動【総括班、農業水産班、林業班、建設班、福祉班】

船舶又は海洋施設その他陸上施設の事故により、遭難、火災又は大量流出油等の海上における災害が発生し、船舶乗組員、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互が密接に連携して各種応急対策を実施することにより、人命や船舶の救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民への被害拡大防止に努め、被害の局限化を図る。

1 実施責任機関

(1) 大規模海難が発生した場合

海上保安部が中心となり、市、県、警察、消防機関等のほか、状況に応じて漁業協同組合、その他諸団体又は住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

また、必要に応じて災害対策本部を設置し、海上保安部を中核とする総合連絡体制を整備し、関係機関が連絡を密にして応急対策にあたる。

(2) 大量流出油等災害の場合

排出原因機関（者）の責任において処理するものとするが、下記機関が連携のもと応急対策にあたるほか、状況に応じて漁業協同組合、関係企業、住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

なお、排出油等の防除に関する協議会による流出油等防除活動を必要とする場合は、宇和海地区排出油等防除協議会会長（宇和島海上保安部長）が、総合調整本部を設置し、活動の調整を行う。

また、流出油等が沿岸に漂着するおそれがあるときは、状況に応じて市及び県が災害対策本部等を設置し、関係機関の連携のもと応急対策にあたる。

ア 県（港湾、漁港管理者を含む。）

イ 市町（消防機関を含む。）

ウ 警察機関

エ 四国地方整備局

オ 宇和島海上保安部

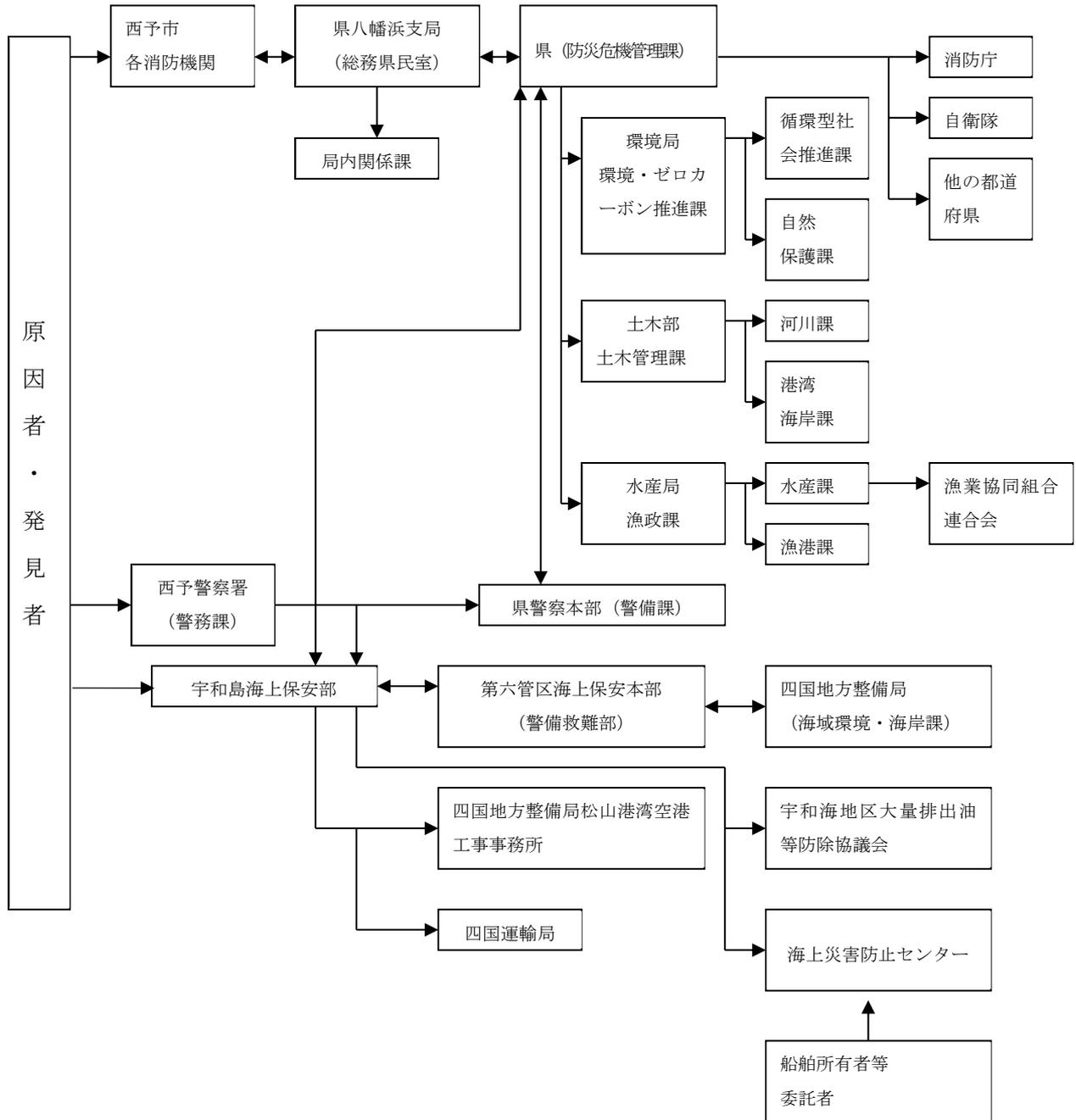
カ 排出の原因者

2 関係機関相互の通報連絡

市、県及び海上保安部等の関係機関は、所定の通報連絡系統・内容に基づき迅速かつ的確な通報連絡を相互に行う。

(1) 通報連絡系統

事故発生時等の通報連絡系統は、次のとおりである。市においては、災害対策本部調整局と建設対策部及び産業対策部が連携して対処する。



(2) 通信連絡内容

通信連絡内容は、次のとおりである。

- ア 事故発生の日時及び場所
- イ 事故の原因と被害の状況
- ウ 応急措置の状況
- エ 復旧見込
- オ その他必要な事項

3 配備体制及び活動内容

(1) 配備体制の指示等

市長は、災害の状況から対策をとるべき配備体制を総務部長へ指示し、総務部長は明浜並びに三瓶支所長へ指示し、両支所長は、あらかじめ定められた系統により危機管理課、建設課、農業水産課職員に伝達する。

この場合、当該担当課職員については、必要により増員を行う。被害が甚大で必要と認めるときは、市長は市災害対策本部の設置を指示する。同時に明浜並びに三瓶においては、現地災害対策本部を設置する。

また、国により現地連絡調整本部又は非常災害現地対策本部、又は県の現地災害対策本部が設置された場合、市災害対策本部調整局員は、本部室で現地本部総務班からの情報の収集を行い、現地本部総務班への活動の指示等を管理し、国、県対策本部等の指示に従い、連携して災害応急対策活動を実施する。

なお、必要に応じ、災害対策本部を明浜又は三瓶へ設置する。

(2) 活動内容

市（消防機関を含む）は、次に掲げる応急対策活動を実施する。

ア 的確な被害状況の実態の把握と連絡通報

イ 防除作業に必要な資機材の調達

調達にあたっては、市保有の資機材及び市内事業者保有の資機材を中心に調達するとともに、必要に応じて、県、関係機関等に応援を要請する。

調達する主な防除資機材は、次のとおりである。

(ア) 油吸着マット

(イ) 油処理剤

(ウ) オイルフェンス

(エ) 油吸収ポンプ

(オ) 消火剤

(カ) 空ドラム缶

(キ) ひしゃく

(ク) むしろ

(ケ) 土のう

(コ) 油回収船等

ウ 流出油等の防除作業及び協力

エ 回収油等の処理

オ 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示

カ 県又は他の市町に対する応援要請

キ 災害救援ボランティアの受入れ、調整

ク 死傷病者の救出、救護（搬送、収容）

ケ 事故拡大防止のための消火その他消防活動

コ その他必要な事項

4 宇和海地区大量排出油等防除協議会との連携

宇和海地区において、大量の流出油事故が発生した場合、宇和海地区大量排出油等防除協議会会長の要請により、市は、各構成機関と連携し応急対策活動を実施する。

5 災害救援ボランティアの受入対策

大量に漂着した流出油の除去等の応急対策活動は、多くの人員が必要となり、市、県等関係機関だけでは十分対応できないことも予想される。このため、市は、県に協力を求め、必要に応じ、災害救援ボランティアの募集を行うとともに、福祉班は市社会福祉協議会と連携してボランティアの受入対策に万全を期する。

(1) 市の活動

市は、ボランティアに対し、支所庁舎、地域づくり活動センター、学校等活動拠点を提供するとともに、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行なえるよう、速やかに体制を整えるが、ボランティアの受入れについては、本編第27章「ボランティア等への支援」による。

(2) ボランティアの活動分野

ボランティアが実施する活動内容は、次のとおりである。

- ア 応急復旧現場における危険を伴わない簡易な作業
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 援助物資や義援金の仕分け、輸送
- エ 清掃
- オ その他上記作業に類した作業

〈資料編4-6〉水防資機材保有状況一覧

第33章 豪雪災害防止活動【総括班、建設班、教育総務班、学校教育班】

市内に、豪雪があった場合には、なだれ等危険箇所の把握に努めるとともに、物資輸送に必要な輸送手段や除雪等による交通路の確保などの応急対策を実施する。

1 除雪対策本部

道路に関する除雪、排雪、防雪業務の総括にあたる除雪対策本部を建設課に設置する。

異常積雪（1メートル以上）の際は、除雪対策本部長からの伝達により、市長は、市災害対策本部を設置する。市災害対策本部は、除雪のほか雪害応急対策の実施にあたる。

この場合、除雪対策本部は市災害対策本部に包括し、各対策部として同一の組織体制とする。



2 本部の配備体制

除雪対策本部は、道路の除雪活動が迅速かつ適切にその機能が発揮できるように、次の非常配備の体制を整える。

	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雪注意報が、発令されたとき。 本部長が必要と認め当該配備を指示したとき。 	情報連絡活動のため、各1名以上の人員をもってあたるもので、状況により、さらに第2、第3非常配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雪警報が発令されたとき。 本部長が必要と認め当該配備を指示したとき。 	本部の所要の人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に切替え、高度の活動ができる体制とする。
第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報が発令され、雪害又は交通途絶が予想される時。 被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が非常配備を指示したとき。 	本部の人員の全員をもってあたるもので、状況により他の協力機関も直ちに活動できる完全な体制とする。

3 道路の除雪対策

(1) 除雪路線

市及び道路管理者は、特に緊急を要する区間について、速やかに除雪を行い、交通の確保を

図る。

(2) 除雪開始時期

交通に重大な支障をきたすと認められるときとする。特に集中的な大雪に対しては、大規模な車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(3) 除雪体制の整備

市及び道路管理者は、道路除雪を迅速かつ円滑に行うため、市内の除雪用機械の配置状況、資機材の備蓄状況など調査把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図るものとし、各道路管理者間の連絡調整を図る。

また、あらかじめ市及び民間業者の保有する除雪機械を把握し、その調達、配置及び輸送方法について検討を加え、協力体制を確立しておく。

(4) 雪捨場の指定

家屋連たん地域の除雪にあたって市と道路管理者は、雪捨場及び除雪方法について相互に連絡し、除雪計画に支障をきたさないようにする。

(5) 災害発生時における広報活動

市及び道路管理者は、安全で円滑な道路交通情報の確保のため、降雪時における道路通行規制箇所あるいは迂回路等の道路情報を報道機関、道路情報提供装置等を活用して、正確かつ迅速に道路利用者に提供する。

(6) 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(7) 適切な道路管理及び交通対策

道路管理者及び四国地方整備局、四国運輸局愛媛運輸支局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

4 交通規制

なだれの危険箇所の道路、その他災害に関連する道路に対しては、必要に応じ通行禁止又は規制を行い、交通事故防止及び交通の円滑を期する。

5 なだれ対策

(1) 危険箇所の表示

なだれの発生が予想される場合、市は、市内の巡視を強化して危険地域の早期発見に努め、危険箇所を発見したときは、赤旗等により表示を行い、その旨を直ちに関係機関に通報するとともに、必要がある場合は、雪止めの編さくを設けるなどの緊急措置を講じる。

(2) 退避

気温上昇によりなだれの危険が増大したとき、市は、関係機関と緊密に連絡をとり、危険世帯に対して警告、避難指示を行う。

(3) 児童生徒に対する措置

市長、学校長、その他関係機関は、なだれ危険箇所の周知徹底を図り、通常の経路以外の通行を避け、登下校は集団で行い、保護者、教員等が引率するよう指導する。

6 学校教育対策

(1) 施設の保全管理

老朽建物をはじめ、渡り廊下、ひさし等の補強に努め、屋根の雪おろしを早めに行って、雪ずりの危険を避けるとともに、施設保全に万全を期する。

(2) 関係機関との連携

学校長は、児童生徒の自力での登下校が不可能と判断した場合は、その旨を直ちに各家庭に連絡し、交通機関等の協力を得て、安全な交通手段の確保に努める。

なお、次の事態が発生した時は、その状況を次の系統により速やかに報告する。

ア 臨時休校したとき

イ 児童生徒に事故があったとき

ウ 学校施設に事故が発生したとき

小中学校→市教育委員会→教育事務所→県教育委員会

県立学校→県教育委員会

7 主要食料の確保

山間へき地など直接積雪の影響を受ける地域については、飲料水・米・応急用野菜、保存食品及び燃料等の生活必需物資を備蓄するよう、あらかじめ指導を徹底する。

また、豪雪のため、食料品等生活必需物資が枯渇した場合における対策については、状況に応じて関係機関と協議の上、緊急輸送を行うなど、適宜、適切な措置を講じる。

第34章 応急教育活動【教育総務班、学校教育班、まなび推進班、避難所統括班、避難所運営班】

学校施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、市教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財等の保護の措置を実施する。

1 実施責任者及び応急計画

- (1) 市立小・中学校の応急教育並びに市立文教施設の応急復旧は、市教育委員会が実施する。なお、県立学校の応急教育は、県教育委員会が実施する。
- (2) 学校長等は、学校等の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設等の応急整備、応急教育の方法等について計画を定めておく。

2 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに災害発生時の対応策を、日頃から定めておく。また、避難所を指定する市や自主防災組織の指導・協力を得て、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 緊急避難場所等の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目のほか、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

3 応急教育対策に関する事項

(1) 児童生徒等の対応

学校長等は、災害時又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて、被害状況等を実施責任者へ報告する。

ア 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況

を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。

イ 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（園）運営の正常化に努める。

ウ 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底し、必要に応じて、園児、低学年児童に対しては、教師等が地区別に付き添う。

エ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休校（園）など適切な措置を講じる。

オ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨をあらかじめ定められた電話連絡網又は防災行政無線等により、確実に児童生徒等に徹底させる。

なお、休校措置の決定は、登校時間を考慮し、予測できる災害については、早期にその情報を把握し、決定する。

カ 災害の規模に応じて、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

（2）学校施設の確保

市教育委員会は、施設等の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害僅少地域の学校施設、地域づくり活動センター、その他民有施設の借り上げや応急仮設校舎の建設等、速やかに授業ができるよう措置する。

なお、応急仮設校舎の建設にあたっては、被害の状況により、必要があるときは市又は地域の住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。

（3）応急教育の実施

学校の施設等が被災し又は学校が地域の避難所となった場合は、学校長等は、次の方法により応急教育を実施する。

ア 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは市又は地域住民等の協力を求める。

イ 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

ウ 全児童生徒を学校へ同時に受入れできない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。

エ 児童生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。

オ 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意する。

カ 必要に応じて、児童生徒の心のケアや教育活動再開のための人的支援を行う。

4 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

（1）学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、市災害対策災対本部から派遣される管理者に対し、その利用について必要な指示を行う。

（2）市教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。

(3) 避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、市等と必要な協議を行う。

5 教科書及び学用品の調達並びに支給

学用品の給付は、災害救助法を適用した場合、知事が行うものとするが、知事が委任した場合は市長が行う。

災害救助法が適用されない高校生の学用品等の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

(1) 調達方法

ア 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求める。また、市内の他の学校並びに他市町に対して使用済古本の供与を依頼する。なお、不足する場合は、県に対し調達供与を依頼する。

イ 学用品については、県より送付を受けたものを配布するほか、県の指示により基準内で調達する。

(2) 支給の方法

教育対策部は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒等を調査・把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に支給する。

(3) 給付する品目の範囲

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(4) 給付の額

教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、市教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材を給付するための実費とする。

(5) 給付期間

災害発生の日から、教科書は1ヶ月以内、その他の学用品は15日以内とする。

6 学校給食に関する基準

教育対策部は、応急給食の必要があると認めるときは、本編第16章「食料の確保・供給」により応急給食を実施する。

7 保健・衛生に関する事項

(1) 被災教職員、児童生徒等の保健管理

災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒等に対し、臨時予防接種や健康診断を実施する。

(2) 被災学校の清掃、消毒

学校が、浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、八幡浜保健所の指導又は協力により、校舎等の清掃、消毒を行う。

8 学校施設の一時使用の措置

災害応急措置として、学校施設の一時使用の要請があった場合、学校長は、授業に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。

なお、使用の必要がなくなったとき、市は速やかに原状復帰を図る。

9 高等学校生徒の災害応急対策への協力

学校長は、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもと、学校の施設・設備等の応急復旧整備作業に可能な範囲で協力を求める。

また、状況に応じ、地域における応急復旧又は救援活動等に協力するよう指導する。

10 災害救助法に基づく措置基準

学用品の供与における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編10－1〉災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第35章 消防防災ヘリコプターによる支援活動【消防救急班】

各種災害又は事故等に際し、県所有の消防防災ヘリコプターによる迅速な支援活動を行うことで、被害の最小化に努める。

1 運航体制

(1) 航空隊及びヘリコプターの常駐場所及び連絡先

愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）

名 称	所 在 地	連 絡 先
愛媛県防災航空事務所 （消防防災航空隊）	松山市南吉田町2731 （松山空港内）	緊急連絡用電話：089-965-1119 一般事務用電話：089-972-2133 ファクシミリ：089-972-3655

(2) ヘリコプターの運航時間帯

毎日（365日）の8時30分から17時15分までとし、緊急の場合には、日の出から日没の間とする。原則として、夜間飛行は行わない。

2 支援活動の種類

消防防災ヘリコプターは、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、災害の状況に応じて次の活動を行う。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

3 緊急運行の要件

消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に、「愛媛県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の基準に基づき、緊急運航する。

- (1) 公共性
- (2) 緊急性
- (3) 非代替性

4 緊急運航要請手続

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、市長又は消防長が、県消防防災安全課長に対して行う。この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

5 自主出動

運航管理責任者が災害等の実態を勘案し、特に緊急を要する防災活動の実施について、要請を待たずともまがないときは、要請を待たず自ら緊急運航を決定することができる。

〈資料編15-6〉愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

第4編 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら、市、県が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害による被害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、市、県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状回復を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を策定する。

なお、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1章 公共施設災害復旧対策

1 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害による被害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため、迅速に実施する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、概ね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、下水道施設、都市公園については、公共土木施設復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。
- (8) 地域コミュニティの拠点施設である集会所施設等については、市独自の補助金により復旧支援に努める。

- (9) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。
- (10) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 市及び県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (3) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

4 災害査定促進

災害が発生した場合には、市並びに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

5 海上災害復旧・復興対策

市及び県は、被災地の復旧・復興にあたり、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、次の対策を講じる。

(1) 海洋環境の汚染防止

被害物等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講じるよう指導する。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

- ア 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整など、事故防止に必要な指導を行う。

〈資料編12-10〉 局地激甚災害指定基準

第2章 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

1 組織・体制の整備

- (1) 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。
- (2) 復興対策の円滑な実施を期するため、市及び県は、自治体内部だけでなく、外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織の設置を図る。
- (3) 復興対策の遂行にあたり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得る。

2 復興の基本方針の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

3 復興計画の策定

(1) 計画の策定

市長は、必要があると認めたときは、復興計画を策定する。

(2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画により構成する。

(3) 計画の基本方針

計画策定にあたっては、市の総合計画との調整を図る。

(4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて速やかに公表するとともに、臨時刊行物を配布する等により住民に周知し、被災地の復興を促進する。

(5) 国・県との調整

計画策定にあたって、国や県等との調整を行う。

4 大規模災害からの復興に関する法律等の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

- (1) 県は、国が定める復興基本方針に即して、県復興方針を定める。
- (2) 市は、復興基本方針及び県復興方針に即して、単独で又は県と共同で復興計画を策定し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (3) 県は、市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって必要な都市計画の決定等を行う。
- (4) 県は、復興計画の策定等のため必要がある場合は、関係行政機関若しくは関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して職員の派遣のあつせんを求める。
- (5) 市は、復興計画の策定等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあつせんを求める。
- (6) 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

5 防災まちづくりを目指した復興

- (1) 市は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず、将来の住民のためのものという理念のもとに、計画策定段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 市は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 市は、防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

- (5) 市は、既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
- (6) 市は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的・戦略的实施を行う。
- (7) 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対して行う。
- (8) 市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 市は、被災地の復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

6 復興財源の確保

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

また、復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- ア 復旧・復興事業
- イ その他

(2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

(4) 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

ア 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- (ア) 災害復旧事業債
- (イ) 歳入欠かん等債

(ウ) その他

イ 災害支援寄附の募集

ふるさと納税を通じた災害支援の寄附の受付に向け、ふるさと納税ポータルサイトで災害支援フォームを開設するなど、多様な支援を受け取る体制の構築に努める。

ウ その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

7 創造的復興への取組

災害前の安定した生活を取り戻すとともに、災害を乗り越えて地域発展につなげていくため、住民、企業、行政が一体となり、地域資源を生かした新たな創造的取組を積極的に進め、地域社会の活力を更に高めていくことが必要である。

〈資料編12-11〉大規模災害からの復興に関する法律の概要

第3章 災害復旧資金計画

災害からの速やかな復旧を図るため、市は、災害時における復旧資金計画を策定する。

1 災害復興住宅の建設

市は、災害により滅失又は損傷した家屋に対し、低利で貸付条件の有利な住宅金融公庫の災害復興資金を利用して、住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努める県に協力するとともに、必要に応じ、災害公営住宅の建設及び市営住宅への特定入居等を行う。

2 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(1) 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

(2) 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

(3) 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携して周知する。

3 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携して実施する。

(2) 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

〈資料編12-4〉 災害援護資金貸付制度の概要

〈資料編12-5〉 災害復旧貸付制度の概要

〈資料編12-6〉 愛媛県災害関連対策資金の詳細

〈資料編12-7〉 日本政策金融公庫災害資金等の概要

〈資料編12-8〉 天災資金の概要

〈資料編12-9〉 被災者生活再建支援法の概要

第4章 被災者等に対する支援

災害からの速やかな復旧を図るため、市、県及び関係機関は、次のとおり被災者措置を講じる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）を実施するほか、総合相談窓口や地域支え合いセンターを設置し、相談・見守りの機会を設けるとともに、被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。なお、義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

1 被災者の経済的再建支援

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災地の速やかな復興を図る。

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

なお、被害状況を把握するにあたっては被災世帯の個人情報の保護に十分配慮する。

- ア 死亡者数
- イ 負傷者数
- ウ 全壊・半壊住宅数 等

2 り災証明書の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に被害の程度を証明するものであり、災害時において、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他の被害状況を調査し、書面を交付する。

り災証明書の発行は、次の事項を実施する。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害により被害を受けた住家及び非住家について、以下の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、別途対応する。

(2) り災証明を行う者

り災証明は、市長が行うものとし、り災証明書の発行事務は、災害対策本部の設置期間においては調査班が担当する。ただし、火災によるり災証明は、消防長が行う。

(3) り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、り災証明書をこれらの者に発行することにより行う。なお、発行の際は、被害状況調査を含めて関係する担当班が連携し、迅速かつ適正な処理を行う。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

3 り災証明書発行の流れ

り災証明書の発行は、次の手順で実施する。

(1) 被害家屋調査の事前準備

被害家屋調査は、調査班が中心となって実施するものとし、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

ア 事前調査の実施

調査計画を検討するため各班に収集された被害家屋情報を参考に市における被害の全体状況を把握する。

イ 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

ウ 調査員の確保

(ア) 市職員の確保

(イ) 応援職員派遣要請

(ウ) ボランティア調査員（民間建築士等）の手配

(エ) 調査チームの編成と調査地区割りの検討

エ 調査備品等の準備

(ア) 調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）

(イ) 調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）

(ウ) 調査員運搬用車両の確保、手配

(2) 被害家屋調査の実施

被害家屋調査は、次の方法で実施する。また、調査結果は被災者台帳に記録する。

ア 調査方法

(ア) 第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に外観から目視調査を行う。

(イ) 第2次被害家屋調査

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに立入調査を実施する。

イ 調査チームの編成

(ア) 3人1組で調査を実施することを基本とする。

(イ) 調査員は、市職員及び他自治体からの応援職員またはボランティア調査員（民間建築士等）とする。

(3) 被災者台帳の作成

被災者台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対しり災証明書を発行する。

(4) り災証明書の発行

被災者台帳及び被害家屋調査の結果等に基づき、市長は申請のあった被災者に対しり災証明書を発行する。なお、り災証明書の交付の状況は、次節に示す被災者台帳に記録するものとする。

(5) 再調査の申し出と調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、判定委員会（市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

4 り災証明書発行に関する広報

調査班は、広報班を通じて、り災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。その際には、災害後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを心がけながら正確に被災者へ伝達する。

5 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。被災者台帳は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものとする。

(1) 被災者台帳への記載事項

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。なお、市長が必要と認める事項等を必要に応じて追加し、記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況（被害家屋調査結果）
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先
- ケ 世帯の構成
- コ り災証明書の交付の状況

サ 上記に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 被災者情報の利用

市は、被災者台帳の作成のため必要があると認めたときは、関係自治体その他の者に対し、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(3) 台帳情報の利用及び提供

市は次の事項のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載又は記録された情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために、自ら利用し、又は提供することができる。なお、被災者の生活再建を迅速かつ円滑に支援するため、被災家屋調査、り災証明、被災者台帳の作成等の被災者支援業務を、県と共同してあらかじめ標準化しておくものとする。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

6 愛媛県被災者支援連携システムの活用

市は、県内市町にて導入している「愛媛県被災者支援連携システム」を活用し、住家等の被害認定調査、り災証明書の交付及び被災者台帳の作成・管理を効率的に実施する。

7 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修の整備に必要な資金を貸付ける他、被害を受け生業の根底を失った者に対し、災害援護資金の貸付けをもって住居の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

8 被災者生活再建支援金の申請受付等

災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。市は、被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援基金により委託された事務を迅速に実施する。また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図る。

9 租税の減免等

り災した納税義務者又は特別徴収義務者、被保険者等に対し、地方税法、国民年金法等の法令及び条例等の規定に基づき、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。

減免等の対象は、次の事項の通りである。

(1) 市税の徴収猶予及び減免

市長は、り災した納税義務者等に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免

国、愛媛県及び本市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 国民年金保険料の免除

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、市が内容審査の上、社会保険事務所に免除申請者を進達する。

(4) 保育料の減額及び子育て支援サービスの実施

災害による損失により、異常な出費が生じ生計が困難となった場合には、その異常な出費の程度に応じて減額する。

(5) 介護保険料の減免及び徴収猶予

(6) 後期高齢者医療保険料の減免

(7) 水道料金・下水道使用料の減免

10 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、市及び県は、次の措置を講じる。

(1) 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力、安全な地域への移転を推奨する。

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。

イ 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について、県と協議する。

ウ 市営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の市営住宅を供給する。

エ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

(2) 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、市及び県は、次の措置を講じる。

- ア 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。
- イ 被保護世帯が災害のため、家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法が適用された場合において、県は、規定額の範囲内で特別基準があったものとして、家屋補修費の支給を行う。

(3) 雇用対策

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

11 生活再建支援策等の広報

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

市は、広報紙やホームページ等を活用し、災害関連情報や次の事項を広報・PRする。また、被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける総合相談窓口を本庁舎、支所、指定避難所等に設置する。

- ア 義援金の募集等
- イ 各種相談窓口の案内
- ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- オ 被災者生活再建支援金に関する情報
- カ ボランティアに関する情報
- キ 雇用に関する情報
- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報 等

12 義援物資、義援金の受入れ及び配分

(1) 義援物資の募集

市は、企業等からの義援物資を受け入れるため、問い合わせ窓口を総務局に設置し、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査把握するとともに、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、義援物資の受入れにあたっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することについての理解を求め、被災地の求めるニーズに合致するもので、まとまった単位で送付されるも

のなどに限り、義援物資として受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

(2) 義援金の募集

県において、県共同募金会及び日本赤十字社愛媛県支部、義援金募集関係機関と共同し、又は協力して募集方法、期間及び広報の方法等を定めて義援金の募集を行うこととなるが、市においては、市への義援金を受け付けるために、市役所や各支所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、配分委員会を設置して公平かつ迅速に配分する。県の配分委員会が設置された場合は、その方針に従う。

13 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び西予市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年4月1日条例第143号）、西予市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成16年4月1日規則第57号）に基づき支給する。

14 借地借家の特例の適用に関する計画

大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が消失した場合において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されるおそれのある場合に借地権者の保護等を図るため、平成25年6月に「大規模な災害の被災地における借地 借家に関する特別措置法」が成立した。（それまでの「り災都市借地借家臨時処理法」は廃止）。今後の事務処理に遺憾のないよう周知等を行うものとする。

15 地域経済の復興と発展のための支援

市は、地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じる。

また、市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(1) イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携してイベント・商談会等を実施する。

(2) 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携して誘客対策を実施する。

第5章 事前復興

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害の復興においては、広範囲で甚大な被害が発生したことから、被災自治体では被災直後から平時を大幅に超えた事務作業が発生し、多大な時間と人手を要した。

復興まちづくりの課題・教訓として、計画策定等に必要な基礎データの未整備、大規模災害時の復興まちづくりに対応できる人材の不足、復興体制の早期整備等が挙げられる。

大規模災害時、行政機能が麻痺した状況にある中で、災害応急対応を行いながら復興に着手することは非常に困難であり、このことは被災者の生活・生業の復興の遅れにつながることになる。

これは、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害時にも同様の事態が生じる懸念がある。また、平成30年7月豪雨からの復興においても、本市において事前の体制準備等の知見等が不足していたため、多大な労力と時間が必要となった。

これらのことから、市は南海トラフ巨大地震等大規模災害からの早期復興を進めるために、過去の災害から復興まちづくりの課題・教訓を踏まえて、市及び県、関係機関、市民協働による「事前復興計画」を策定し、推進するものとする。

1 事前復興計画

市は、復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理及び分析、復興まちづくりの実施方針を含めた総合的な計画として、「事前復興計画」を策定する。

(1) 南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針

事前復興計画の策定にあたっては、「南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針」に基づくものとする。

(2) 事前復興計画の策定体制

事前復興計画の策定体制として、多様な主体の意向を反映するため策定委員会の設置、幅広い検討が必要であることから全庁横断的な組織の設置、住民参画を促すためのワークショップ等を行うものとする。

(3) 事前復興計画の整理

事前復興計画は、市の事前復興推進や復興における行動指針となる「事前復興計画【復興プロセス編】」と、市の復興の目標や基本方針等を事前に検討しておく「事前復興計画【復興ビジョン編】」の2編に区分して整理を行う。

(4) 事前復興まちづくり計画の整理

大規模災害による被災状況を想定し、著しい被害により面的な整備が必要となる市街地や集落を対象として、まちや住まいの復興方針、復興イメージ等を定める「事前復興まちづくり計画」として整理する。

2 事前復興計画【復興プロセス編】の策定

復興プロセス編は、市における事前復興の取り組みを推進するための計画であり、市の独自の

計画として策定するものであることから、復興に関する業務及び対応を迅速かつ円滑に進めていくための行動指針として定める。

(1) 対象区域

復興プロセス編は、市全体で事前復興を推進するためのものであることから、市全域を対象とする。

(2) 平成30年7月豪雨災害の課題と教訓

復興プロセス編は、以下のような課題と教訓を踏まえるとともに、その必要性を理解及び整理する。

- ア 大規模災害対応の経験がなく、何から取り組めばよいか分からなかったことによる事前準備の必要性
- イ 復興に関する組織を設置したが、役割分担が明確でなく、技術系職員が不足したことによる復興体制検討の必要性

(3) 東日本大震災の復興の教訓

被災後の適切かつ迅速・円滑な復興まちづくりに向けた課題・教訓として、その必要性を理解及び整理する。

- ア 復興（住まい、産業等）の遅れによる人口流出が見られたことによる迅速な復興の必要性
- イ 行政の復興事業と被災者の住まい・生業の再建の時間軸にずれが生じたことによる各分野の連携の必要性

(4) 地域特性及び被害想定

本市の地域特性を踏まえるとともに、最大規模の被害想定として、その必要性を理解及び整理する。

- ア 山地が迫る沿岸集落、内陸の平地部、中山間地域などが存在し、職員も被災することが想定される中で、地域の被災状況に応じた復興が求められることによる地域特性を踏まえたプロセス整理と職員間での共有の必要性
- イ 公共土木施設、都市基盤の被災による復興まちづくりの必要性
- ウ 沿岸部は津波、内陸部は揺れと火災により、面的な被災による住まいの復興の必要性
- エ 漁業農業関連施設の被災による産業の復興の必要性
- オ 行政、医療、福祉施設、学校等が被災することによる暮らしの復興の必要性

(5) 復興プロセス編の在り方

まちづくり、住まい、産業、暮らしの各分野における事前復興の推進指針とともに、発災後の初動、応急、復旧、復興の各プロセスにおける復興体制と職員の行動指針を全職員が共有できるように示した計画とする。

3 事前復興計画【復興ビジョン編】の策定

復興ビジョン編は、災害発生後に策定する法に基づく復興計画の基礎となる計画として、復興計画に記載が必要な事項を踏まえながら策定する。

(1) 対象区域

復興ビジョン編は、市全体の復興の目標や方針等を事前に検討しておくものであるため、基本的には復興プロセス編に同じく、市全域を対象とする。

ただし、市の中でも津波災害が想定される沿岸部と土砂災害等の被害が想定される山間部では、被害の様相や復興の在り方が異なることから、想定される災害や地形条件等を踏まえた一定の区域で検討することも考えられる。

(2) 現状と課題

社会経済情勢（人口、産業、土地利用、公共施設や公益施設の配置、道路網等）の整理と、復興に向けた取り組み状況等を確認し、現状把握と課題抽出を行うことにより整理する。

また、市における復興に当たってのマスタープランとして機能するものとなるよう検討する。

(3) 現状と課題の基本的な整理項目

復興ビジョン編は、以下のような項目について整理、検討するものとする。

- ア 人口の現状及び将来の見通し
- イ 復興の目標
- ウ 土地利用に関する基本方針
- エ 分野別（まち、住宅、産業、暮らし等）の方針
- オ 復興の目標を実現するために必要な施策・事業

(4) 地域特性及び被害想定

本市の地域特性を踏まえるとともに、最大規模の被害想定として、その必要性を理解及び整理する。

- ア 内陸部、沿岸部など地域により被害特性が異なることから、その特性に応じた復興の実現に向けた施策、取り組みの整理が必要である。
- イ 住宅や都市基盤施設だけでなく、産業も被災し、復興の遅れにより人口の流出や地域活力の低下が懸念されることから、被災後も住み続けたいと思える、ビルドバックベター概念に基づく復興ビジョンが必要である。

(5) 復興ビジョン編の在り方

住み続けたいと思える、活力のある復興後のまちの姿を描き、その実現に向けた施策、取り組みを明らかにする「復興の羅針盤」となる計画とする。

4 事前復興まちづくり計画の策定

事前復興まちづくり計画は、災害発生後に策定する法に基づく復興まちづくり計画の基礎となる計画として、復興計画に記載が必要な事項を踏まえながら策定する。

また、市街地や集落の具体的な復興イメージを検討することから、住民の意向把握や合意形成を図りながら進めるため、地域住民の参画機会を設けるためのワークショップ等を開催するものとする。

(1) 対象区域

大規模な被害が想定され、復興に当たり面的な整備が必要となる市街地や集落を検討の対象とする。具体的には、生活圏が同様の市街地や集落として旧小学校区単位を基本とする。

(2) 既往災害の教訓

平成30年7月豪雨災害や東日本大震災等からの課題と教訓を踏まえ、整理する必要がある。

ア 市が当初に想定した事業の活用が困難であったことなどから、復興後のまちの姿やその実現に向けたプロセスについて、平時から協議しておくことが必要である。

イ 従前からのコミュニティの結束が迅速な復興に寄与したことから、従前の地域のつながり、連携を基盤とした復興が重要である。

(3) 地域特性及び被害想定

本市の地域特性を踏まえるとともに、最大規模の被害想定として、その必要性を理解及び整理する。以下のような地域特性と被害特性を踏まえた対象地域を抽出し、事前復興まちづくり計画を策定する。

ア 都市計画マスタープランにおいて用途地域指定された地域において面的な整備が必要になる可能性があること。

イ 漁業集落が被災し、産業への影響が懸念されること。

ウ 市の中心拠点において面的な整備が必要になる可能性があること。

(4) 事前復興まちづくり計画の在り方

ア 地域社会の内発的な力を引き出すとともに、復興まちづくりにおける住民と行政の役割分担を明確化する計画とする。

イ 住民と行政がまちの復興後の姿を共有し、事前の合意形成に資する計画とする。

ウ 事前復興まちづくり計画は、市全体の計画である復興ビジョン編と整合を図る。

5 防災教育

大規模災害の発生後、迅速に即効性をもって復興に移行するための体制を備えておくことは、事前復興に欠かせない要素であり、災害の当事者となる住民が防災と復興の知識を学び、新しいまちづくりの姿を共有することが事前復興に欠かせない要素である。防災教育は、ソフト面的に人命を守ることに繋がり、事前復興教育は避難から復興までのハード・ソフト両面を支える人的な基盤の構築であることから、全世代にわたり地域とともに学び考えるための教育を行う。

(1) 学校教育

小学校から高等学校へ段階的に事前復興を学ぶ、西予市版の事前復興教育プログラムの構築に向けて検討することとし、教職員のニーズの把握、有識者の助言等を取り入れることで、実効性と継続性を確保するよう検討する。

(2) 地域ワークショップ

地域におけるワークショップは、幅広い世代の住民が避難から復興までのことを学ぶ教育の場であることから、そのための知識の習熟と行動力の醸成を図り、より高いレベルでの合意形成と適切かつ迅速・円滑な復興に繋げることを目的とする。また、復興の前提として命を守るための避難にも視線を向けることで、地域防災力の向上を図る。

(3) 職員研修

被災者の自立支援と新しいまちづくりを担う立場となるための訓練学習として、行政職員への教育を行う。行政職員は、事前復興計画と事前復興まちづくり計画、復興のための各計画を

策定する立場にあるとともに、発災後の初動から復旧・復興までの行動を担う立場にあることから、計画的かつ継続的な研修を実施する。

6 計画の見直し

事前復興計画の策定後においても、地域特性及び被害想定の見直し、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うこととあわせて、住民への周知及び理解を図ることが必要である。